

目 次

第 1 号(12月14日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件	5
日程第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件	5
日程第 6 報告第 3号 議会報告会報告の件	6
日程第 7 報告第 4号 議員派遣結果報告の件	8
日程第 8 報告第 5号 委員会所管事務調査報告の件	8
日程第 9 町の一般行政について質問	12
2番 村 上 和 子 君	12
1 見晴台公園の改修計画については周辺住民の合意を得たものに計画修正すべきでは	
2 個人住宅のリフォームに対し助成等を考えられないか。町の雇用・経済活性化につながるのでは。	
3 林業活性化へ林道整備を	
4 学校図書の充実について	
6番 今 村 辰 義 君	18
1 中山間地域等直接支払制度への加入意義は	
2 農業被害における種子代の助成は	
10番 和 田 昭 彦 君	21
1 観光の振興について	
2 文化施設の整備について	
5番 米 沢 義 英 君	27
1 公営住宅維持管理について	
2 介護施設について	
3 地域包括支援センターについて	
4 日中一時支援について	
5 住宅のリフォーム助成について	
6 子どもの医療費無料化枠拡大について	
7 信号機の設置について	
8 小中学校の耐震診断後の対応について	
7番 一 色 美 秀 君	35
1 新年度に予算編成に向けて2項目の助成事業について基金より予算の編成をすべきと考えるかどうか	
9番 中 村 有 秀 君	40
1 道道291号吹上・上富良野線の街路灯増設と、道路案内・指示標識の改善について	
2 上富良野高等学校第2グラウンド(南グラウンド)の環境整備と活用促進策及び、空教職員住宅の活用について	

3	上富良野中学校屋外グラウンドの整備について	
3 番	岩田浩志君	4 9
	1 町民との町政懇談会について	
	2 町民意見公募（パブリックコメント）について	
	3 地域担当職員制度について	
	4 緑町団地の運営について	
散 会 宣 告	5 7

目 次

第 2 号(12月15日)

議 事 日 程	5 9
出 席 議 員	5 9
欠 席 議 員	5 9
地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 9
議会事務局出席職員	5 9
開 議 宣 告	6 0
諸 般 の 報 告	6 0
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	6 0
日程第 2 議案第 1号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)	6 0
日程第 3 議案第 2号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	6 7
日程第 4 議案第 3号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	6 8
日程第 5 議案第 4号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	6 9
日程第 6 議案第 5号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	7 0
日程第 7 議案第 6号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)	7 1
日程第 8 議案第 7号 平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	7 1
日程第 9 議案第 8号 平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	7 2
日程第10 議案第 9号 上富良野町職員定数条例	7 5
日程第11 議案第10号 上富良野町名誉町民の議決を求める件	8 1
日程第12 議案第11号 北24号排水路支線整備工事(H21国債)請負契約変更の件	8 2
日程第13 認定第 1号 平成22年第3回定例会付託	8 2
議案第9号 平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	
日程第14 認定第 2号 平成22年第3回定例会付託	8 2
議案第10号 平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件	
一般質問補足説明の申し出	8 3
日程第15 発議案第1号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見の件	8 3
日程第16 発議案第2号 大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見の件 ...	8 4
日程第17 閉会中の継続調査申出の件	8 4
町長あいさつ	8 5
議長あいさつ	8 5
閉 会 宣 告	8 5

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 2 年度上富良野町一般会計補正予算（第 8 号）	12月15日	原 案 可 決
2	平成 2 2 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	12月15日	原 案 可 決
3	平成 2 2 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	12月15日	原 案 可 決
4	平成 2 2 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	12月15日	原 案 可 決
5	平成 2 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	12月15日	原 案 可 決
6	平成 2 2 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 4 号）	12月15日	原 案 可 決
7	平成 2 2 年度上富良野町水道事業会計補正予算（第 1 号）	12月15日	原 案 可 決
8	平成 2 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 2 号）	12月15日	原 案 可 決
9	上富良野町職員定数条例	12月15日	原 案 可 決
1 0	上富良野町名誉町民の議決を求める件	12月15日	原 案 可 決
1 1	北 2 4 号排水路支線整備工事（H 2 1 国債）請負契約変更の件	12月15日	原 案 可 決
	認 定		
1	平成 2 2 年第 3 回定例会付託 議案第 9 号 平成 2 1 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月15日	認 定 可 決
2	平成 2 2 年第 3 回定例会付託 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月15日	認 定 可 決
	行政報告	12月14日	
	町の一般行政について質問		
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月14日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2	町内行政調査報告の件	12月14日	報 告
3	議会報告会報告の件	12月14日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月14日	報 告
5	委員会所管事務調査報告の件	12月14日	報 告
	発 議		
1	B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見の件	12月15日	原 案 可 決
2	大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見の件	12月15日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月15日	原 案 可 決

平成 2 2 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 12月14日～15日 2日間
- 第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
- 第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 米田 末範 君
- 第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第 3号 議会報告会報告の件
- 第 7 報告第 4号 議員派遣結果報告の件
- 第 8 報告第 5号 委員会所管事務調査報告の件
- 第 9 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 岡本 康裕 君 | 2番 | 村上 和子 君 |
| 3番 | 岩田 浩志 君 | 4番 | 谷 忠 君 |
| 5番 | 米沢 義英 君 | 6番 | 今村 辰義 君 |
| 7番 | 一色 美秀 君 | 8番 | 岩崎 治男 君 |
| 9番 | 中村 有秀 君 | 10番 | 和田 昭彦 君 |
| 11番 | 渡部 洋己 君 | 12番 | 佐川 典子 君 |
| 13番 | 長谷川 徳行 君 | 14番 | 西村 昭教 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------------|---------|----------|---------|
| 町 長 | 向山 富夫 君 | 副 町 長 | 田浦 孝道 君 |
| 教 育 長 | 北川 雅一 君 | 代表監査委員 | 米田 末範 君 |
| 教育委員会委員長 | 増田 修一 君 | 会計管理者 | 新井 久己 君 |
| 総務課長 | 田中 利幸 君 | 防災担当課長 | 伊藤 芳昭 君 |
| 産業振興課長 | 前田 満 君 | 保健福祉課長 | 岡崎 光良 君 |
| 健康づくり担当課長 | 岡崎 智子 君 | 町民生活課長 | 中田 繁利 君 |
| 建設水道課長 | 北向 一博 君 | 技術審査担当課長 | 松本 隆二 君 |
| 農業委員会事務局長 | 菊池 哲雄 君 | 教育振興課長 | 服部 久和 君 |
| ラベンダーハイツ所長 | 大場 富蔵 君 | 町立病院事務長 | 松田 宏二 君 |

議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 局 長 | 野崎 孝信 君 | 主 査 | 深山 悟 君 |
| 主 事 | 新井 沙季 君 | | |

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開会・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成22年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月10日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営については、11月26日及び12月8日、議会運営委員会を開き会期及び日程等を審議しました。

9月1日から11月26日まで受理しました陳情、要望の件数は14件であり、その内容はさきに配付したところであります。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出議案が議案第1号から第11号までの11件であります。

なお、議案第10号上富良野町名誉町民の議決を求める件はあす配付されます。

議員からの提出案件は、発議案第1号及び第2号の2件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査の報告がありました。

議会運営委員長から、議会報告及び議員派遣結果の報告がありました。

決算特別委員長から、平成22年第3回定例会において付託されました、議案第9号平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件について審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査結果の報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成22年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外6名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、本日配付したとおりであり、質問の順序は先例により通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載しているところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下、関係者の出席を求め、別紙、配付のとおり出席しております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 谷 忠 君

5番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、12月15日までの2日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長(向山富夫君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降におきます町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、平成22年度の町表彰式についてであります。多くの御来賓の皆様の御列席を賜り11月3日に挙行をいたしました。

町の関係では、長年、固定資産評価審査委員を務められた高士清一氏への自治功労賞を贈らせていただいたほか、4名に社会貢献賞、5名に勤続表彰を授与いたしました。

教育委員会関係では、2名に文化功労賞、1名1団体に文化奨励賞、15名8団体にスポーツ奨励賞の表彰をさせていただいたところであります。

また、国の栄典関係では、11月3日発令の危険業務従事者叙勲において、防衛功労として瑞宝双光章に人見次夫氏が、瑞宝単光章に久保田静雄氏、杉山美津夫氏、村形好則氏がそれぞれ受賞されました。

改めて、受賞されました皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍、御健闘をお祈り申し上げるところであります。

次に、感謝状の贈呈についてであります。100万円の御寄附をいただきました田中満佐人氏、矢田記一氏、また100万円相当以上の公共施設ボランティア工事を施工いただきました株式会社アラタ工業さま、高橋建設株式会社さまのお二人と2法人の御厚志に対し感謝状を贈呈させていただきました。

次に、第19回国勢調査についてであります。10月1日を調査基準日として全国一斉に実施されたところであります。我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、国及び地域レベルでの人口と世帯に関する実態をさまざまな角度から描き出し、国、地方における行政の基礎資料として今後の施策に生かされるものであります。

当町の調査結果は速報で世帯数4,413戸、世帯員数1万1,543人となっており、前回調査から世帯数で127戸、世帯員数で809人の減となっているところであります。

次に、全国町村長大会及びふるさと会等についてであります。12月1日の全国町村長大会に出席するとともに、沿線及び関係する首長の皆様と駐屯地の現状規模維持に向けた要望、さらに過疎法適用除外町村への支援要請等を行ってまいりました。

また、上京中に東京ふらの会の総会が開催されたことから、沿線市長村長とともに出席をいたしました。

なお、札幌上富良野会総会につきましては、10月29日に開催され、当町にゆかりのある多くの方々とお会いすることができ、有意義な時間を過ごさせていただいたところであります。

次に、公共施設の耐震診断結果についてでありま

すが、役場及び消防庁舎、東中小中学校の耐震診断業務が完了し、過日診断結果がまとまりましたことから、それぞれ所管委員会を通じて議員各位へ御報告させていただいたところであります。

今後においては、基準値を満たしていない施設の対策について検討を進めていかなければならないと考えております。

次に、自衛隊関係であります。9月28日には旭川市において開催された防衛セミナーに参加するとともに、10月26日には戦車射撃競技会を参観し、また11月28日には富良野町自衛隊協会上富良野支部によります防衛講話をかみんで開催し、130名の参加がありました。

記念式典関係では、10月9日に多田弾薬支処創立54周年記念行事、10月16日に北部方面音楽まつり、10月17日北部方面隊創隊58周年記念行事、11月27日に第2戦車連隊炊事競技会及び第2戦車連隊創隊15周年記念コンサートに出席してきたところであります。

また、11月2日から11月11日まで、日米共同訓練が上富良野演習場で実施され、自衛隊協力会によりますホームビジットも行われ、最終日には日米共同訓練慰労会が開催され、出席いたしました。

要望行動等については、11月15日に防衛省及び関係国会議員への表敬、11月25日に北海道基地協議会によります防衛施設周辺整備事業の要望運動を総務省、財務省、防衛省関係国会議員に対して行い、11月26日に道北地域市町村自衛隊協力会道北地区連合会によります、北海道及び道北地域の自衛隊体制維持及び平成23年度概算要求の完全予算化に向けた要望活動を行い、また、富良野地方自衛隊協力会の6市町村長によります上富良野駐屯地現状規模堅持要望を19日、22日、12月1日、2日に上富良野駐屯地、第2師団、北海道防衛局、北部方面総監部、民主党北海道本部、防衛省、陸上幕僚監部並びに関係国会議員に要望を行いました。

同じ12月2日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります防衛計画の大綱見直しに関する提言にかかる北海道の自衛隊体制維持を求める要請の中央要望を行いました。

次に、民生委員、児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選が行われ、去る11月30日に辞令を交付したところであります。

今回の一斉改選では、長年御活躍をいただいた民生委員、児童委員8人の方々も退任され、新たに2名の定員増を含めた新任10人の方々も再任24人の方々へ、また再任の主任児童委員2人の方へ、それぞれ厚生労働大臣からの委嘱状と指名状を交付いたしました。

次に、特定健診、特定保健指導の実施についてありますが、町が医療保険者として40歳から74歳の国保加入者につきまして、今年度最後の集団健診を11月9日に実施しました。

現在、71.2%の受診率であり、今後は職場健診や医療機関からのデータ受領を加えた受診率向上に努めてまいります。

健診結果を生かし、生活習慣改善に取り組んでいただくため、保健指導についても個別相談並びに訪問により実施しておりますが、冬季に向かい体重増加しやすい季節となることから、さらに細やかな支援を実施し、健康づくりを推進いたします。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類の測定結果についてであります。10月の測定を行った結果では、A系が0.0000013ナノグラム、B系は0.0013ナノグラムでありましたことを御報告いたします。

今回の結果におきましても、A系、B系ともに町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっております。

なお、施設も稼働から12年を迎えることから、設備の経年劣化も視野に入れ、十分に注意して運営を行ってまいります。

次に、農業関係であります。既に御案内のとおり、本年は高温多雨の天候不順が大きく影響し、減収量や品質の低下など、大きな農作物被害を招く結果となりました。

その被害額は7億7,800万円に上り、またたび重なる集中豪雨によって土砂流出による農業施設等への被害も甚大となりました。これを受けまして、先般の臨時議会において議員各位の御理解をいただき、排水対策などの小規模基盤整備や土砂流出被害の普及事業、さらには資金対策についても予算化が図られたところでありますので、被害を受けられた農業者の皆様が来年以降も安定的に農業経営が継続できるよう、これら事業の着実な執行に当たりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、町の補助事業として商工会が実施するプレミアム商品券発行事業についてであります。町内の大型店を含む285事業所で使用することができるプレミアムつき商品券かみふらの特・得商品券を1万セット用意し、購入は1人10セット、5万円までとして販売したところ、発売日の12月9日は65歳以上の高齢者と身体障がい者に対して優先販売を行い、身体障がい者14人を含む485人、2,161万円、翌日の10日の一般販売には645人、2,839万円を販売し、2日間で完売したと報告を受けたところであります。

この事業により、消費者の消費意欲を喚起するこ

とで、地元地域経済の活性化につながることを期待しております。

次に、景観行政団体事務についてであります。9月定例議会において議決いただいた上富良野町景観づくり条例に基づき、10月14日に知事協議書を提出し、11月8日に道庁に赴き、平成23年4月1日付で景観行政団体となることの知事同意書を受領して、翌11月9日にこの期日告示及び町広報紙とホームページによる広告を行ったところであります。

景観行政事務の基礎計画となるかみふらの景観づくり計画については、パブリックコメントや北海道との調整の後、景観づくり推進会議、さらに都市計画審議会において御審議を賜り、それぞれ答申をいただき、11月29日付で当該計画を決定し、同日付で計画決定及び平成23年4月1日の施行日と縦覧事項について告示を行いました。

今後は、事務開始の平成23年4月1日に向けて、町広報紙や行政ホームページを通じて町民の皆様や関係者に内容の周知を図ってまいります。

次に、ラベンダーハイツ関係についてであります。特養の11月末現在の入所状況につきましては、50床満床ではありますが、本年度は入院される方が多いことから、利用率が8カ月の平均で89%と大きく低下しているところであります。

なお、特養に入所を希望されている町内17名の方が待機状態にありますが、入所に至るまでの間はショートステイやデイサービスを活用いただき、対応を図っているところであります。

そのショートステイにつきましては、昨年8月から特養入所者の入院中の空き床も利用できるように改善を図ったところから、急な利用要望にも支障なくこたえているところであり、デイサービスにおきましても昨年からの利用定員の増などから、大きく利用者が伸びているところでございます。

次に、本年度予算で議決いただきました介護ベットの更新につきましては、11月1日に納品が完了し、入所者の住環境が改善されたところであり、今後も計画的な施設、設備等の改修、更新に努めてまいりたいと考えております。

次に、町立病院の運営についてであります。先般10月22日付で藤谷佳織内科医長が一身上の都合により、本年12月9日付で退職されましたが、現在の診療などの体制を維持するためには、内科医師の確保は必須でありますことから、旭川医科大学第3内科の御高配を賜りまして、常勤医師派遣の方向で御支援をいただくこととなり、運営体制維持のめどがつかれましたことを御報告申し上げます。

次に、町総合文化祭についてであります。10

月30日から11月3日までの5日間、社会教育総合センターと保健福祉総合センターを会場に開催をしてまいりました。

今回の文化祭は、町民コンサート、芸能発表等に39団体の参加と1,174点の展示をいただき、延べ4,667名の方々に御来場をいただき、盛会のうちに終了することができました。

今後も、町内の文化愛好者及び団体の自主的な発表の場として開催してまいりたいと考えております。

次に、上富良野中学校の全国大会出場についてですが、吹奏楽部は10月9日に東京府中市で開催された第10回東日本学校吹奏楽大会に4年連続の出場を果たし、2年連続で金賞を受賞したところであります。

また、さきに報告をしました文化祭における町民コンサートにも参加し、多くの町民の皆様に感動を与えていただきました。

さらに、陸上競技部は10月17日に深川市で開催された第28回北海道中学校駅伝競走大会で3年ぶり、2度目の優勝を勝ち取り、12月19日に山口県山口市で開催される第18回全国中学校駅伝大会の北海道代表として出場することとなっております。陸上競技部の全国大会での活躍を心から願うものであります。

次に、長年、郷土史研究を続けている上富良野町郷土をさぐる会がこれまでの地道な活動が評価され、11月15日北海道文化財保護功労賞を受賞されました。関係者皆様のこれまでの御功績に心から敬意を表するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は件数で8件、事業費総額で5,991万3,000円で、本年度累計では24件、事業費総額3億8,753万4,000円となっております。

詳細につきましては、お手元に平成22年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員米田末範君。

代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査の結果について御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成22年度8月分から10月分について概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページにございますので参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑あれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって、例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各常任委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 朗読いたします。

町内行政調査報告書。

平成22年第3回定例会において議決された町内行政調査について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成22年12月9日。

上富良野町議会議長西村昭教様。

総務産建常任委員長岩田浩志。

厚生文教常任委員長谷忠。

記。

1、調査の経過。

平成22年10月12日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、16カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議

会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこととした。

なお、調査した施設等は次のとおりである。

富町団地町営住宅新築工事。
島津公園。
見晴台公園。
教育用コンピュータ整備事業（西小学校）。
学校耐震化（西小学校体育館）。
学校耐震化（上富良野小学校校舎）。
学校遊具修繕（上富良野小学校）。
〔町道簡易舗装〕本町4丁目1条通り。
〔町道簡易舗装〕東町3丁目1条通り。
富原運動公園グランド芝生改修工事。
運動公園野球場防球フェンス設置工事。
運動公園野球場外野フェンス改修工事。
プラスチック工場。
吹上温泉保養センター改修工事。
南部地区土砂流出対策工事。
道営経営体育成基盤整備事業（興農地区）。

以上であります。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって町内行政調査の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号議会報告会報告の件について報告を求めます。

議会運営委員長中村有秀君。

議会運営委員長（中村有秀君） ただいま上程されました、報告第3号議会報告会報告について、報告書の朗読をもって報告申し上げます。

報告第3号議会報告会報告書。

平成22年第3回定例会において議決された議会報告会について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

上富良野町議会議長西村昭教様。

議会運営委員長中村有秀。

記。

1、開催に至る経過。

（1）上富良野町自治基本条例の制定について。

上富良野町自治基本条例素案の議会関係条文の検討協議は、総務産建常任委員会を7回、議会運営委員会を7回、全員協議会を2回開催し、「第4章議会の役割と責務」として「第10条議会の役割と責務」「第11条議会の運営」「第12条議員の責務」と分けて成文化し、平成21年4月1日に施行された。

町主催の上富良野町自治基本条例素案の地域説明会が平成20年11月5日から、14日に6カ所で開催され、特に議会関係の第4章について議会運営委員が分担して説明するとともに、町民の意見等を十分聴取した。

その地域説明会において、「議会の役割と責務」が従来の「議会としての活動」、「議員としての活動」から自治基本条例に基づく活動して強く求められることを実感した。

これまで町議会は、さまざまな議会改革を実施してきたが、町議会報告会や町民との懇談会を実施していないため、町議会報告会を実施して成果を上げている鷹栖町、羽幌町の両町議会を先進市町村として平成22年1月21日から22日に行政調査を行った。

「開かれた町議会」、「協働のまちづくり」、「情報の共有」を目指して総務産建常任委員会、議会運営委員会、全員協議会で協議を重ね、今後、「住民会長連合会と町議会との懇談会」と「町議会報告懇談会」を開催することとした。

平成18年4月27日に開催以来、4年ぶりの平成22年2月17日に「住民会長連合会と町議会との懇談会」を開催し成果を上げ、アンケート調査では「毎年開催するべき」との意見が73%あった。

（2）町議会報告会について。

平成22年2月17日開催の住民会長連合会との懇談会のアンケート調査結果で、「町民対象の町議会報告懇談会の開催について」の設問に対し、「実施すべき」が53%、「議会が自主的に考えるべきだ」が40%あった。

町議会として自治基本条例に基づく町民の目線で開かれた町議会を目指して、議会報告会を率先して実施する方針を確認し、次の時程で取り組んだ。

議会運営委員会は、平成22年3月3日から7回、全員協議会は4回開催し、準備及び実施総括を行った。

月日別の時程は省略をいたしたいと思っておりますので、御高覧いただきたいと思います。

2、議会報告懇談会の結果概要。

（1）当日の運営及び進行。

町議会議員全員が7名ごとに分かれ、各担当を決めて2班体制で議会報告懇談会の運営を行った。各会場において議会運営正副委員長の司会進行により、正副議長と住民会長代表からあいさつを行った後、出席議員の自己紹介を行った。

その後、議会運営正副委員長から、配付資料により「議会改革の経過」、「道内町村における議員定数一覧表」、「上川管内町村の議員報酬・人口・議員定数」、「上富良野町と全道人口類似町の議員定

数と報酬」、「全道の議員定数12名の町名と人口」を説明し、質疑を行った。

次に、統一テーマとした「議員定数と議員報酬」と「町政・町議会の『ここが聞きたい』、『要望意見』」について、配付資料により説明し、あわせて町の方針と考え方について報告し、質疑と懇談を行った。

最後に、参加者のアンケート調査を行った後、各常任委員長から閉会のあいさつを行い閉会した。

(2)「町政・町議会の『ここが聞きたい』、『要望意見』」の主な意見要望。

住民会長・町内会長から事前に提出を受けた意見が48件で、そのうち、理事者からの回答28件の内容を報告しながら報告懇談会を進めた。

当日、会場から新たに三十数件の意見、要望が出されるなど、活発な報告懇談会であった。

〔町政・地域の課題に対して〕の意見要望。

農業振興について。

- ・来年に向け農業者は不安であるので、方向性だけでも示して。
- ・農業支援で種子の助成検討と無担保の融資資金を。

道路整備について。

- ・基線道路の路面清掃・自転車道の整備を。
- ・東中8線道路・18号から19号までの道路改修を。
- ・東明地区の道路側溝の整備を。
- ・江花道路の歩道延長を。
- ・多田弾薬支処に通じる道路の除草を。
- ・本町地域の春の融雪時に発生する道路凹凸の解消を。
- ・北25号道路の側溝整備を。
- ・宮町住民会地域の歩道整備を。
- ・南町地域の北24号道路は交通量が多いので歩道設置を。

街路灯設置について。

- ・基線道路に街路灯の設置を。
- ・道道吹上上富良野線の市街地部分の街路灯の増設を。
- ・生活灯のLED化によりCO₂削減と町内会等の電気料負担軽減を。

地域の環境整備について。

- ・見晴台公園改修計画の再検討を。
- ・高校第2グラウンドの環境整備を。
- ・畜産施設から夏場に発生する異臭対策を。
- ・旭町教職員住宅の雑草等の対策を。
- ・富原運動公園の樹木管理を。
- ・本町住民会地域の公園等のフェンスの改修とペンキ塗りかえを。

・旧東明官舎跡が町の雪置き場になっているが春の融雪時の対策を。

- ・ごみの不法投棄対策を。
- その他。
- ・人口増の移住定住対策を積極的に。
- ・日の出公園に大型イベントを含めた駐車場の整備を。
- ・商業の中心が線路から東方向に集中しているのので、西側地区の高齢者等の買い物対策を。
- ・パークゴルフ場事務所にAED設置を。
- ・東明会館を住民会で管理しているが、利用量が多いので維持管理費について検討を。
- ・職員を地域に充ててほしい。
- ・町内会等の回報発行を推進すべきでは。
- ・役場の機構改革で高齢者対策の担当職員の増員を。
- ・駐屯地からの大砲音の対応を。

〔町議会に対して〕

議員定数について。

- ・1,000人に1人が望ましいのではないか。
- ・民意の反映には議員定数を減らすべきではない。
- ・議員定数・議員報酬は、全道・上川管内ではどのようなレベルか。
- ・14人でなく、20人、22人にふやしてもいいと考える。推薦投票の方法で議員を選び、委員会をふやし、専門的に町おこしを検討しては。
- 議会活動に対して。
- ・議会は使命感を持って活性化してほしい。
- ・町をよくするため、町民に評価される議員になってほしい。
- ・海外視察状況の結果を町に取り入れることは至難の業であり、国内での行政調査を生かす努力をするのがいい。
- ・一般質問に対する努力・検討の理事者回答はその後どうなったか報告してほしい。

3、まとめ。

初めての第1回町議会報告懇談会であり、先進地の鷹栖町議会、羽幌町議会を参考にしながら、議会運営委員会、全員協議会、各常任委員会で実施の協議を進めたが、「町政・町議会の『ここが聞きたい』、『要望・意見』」を住民会長、町内会長に依頼し、その提出が48件あったことは成果であった。これは事前に、住民会長連合会役員と協議し、住民会長、町内会長に郵送し、依頼した結果と判断する。

しかし、提出していただいた住民会・町内会は25住民会のうち8住民会、町内会等からは住民会と重複する要望意見もあるが、4町内と少ない結果で

あった。

議会報告懇談会が初めての開催ということもあるが、町民から期待されるような定着を図るためには「『ここが聞きたい』『要望・意見』」で出された意見の実現と住民の理解を得る努力と周知等の工夫を重ねていく必要がある。

参加者数は開催場所別参加者・住民会別参加者数は5ページの表の1のとおりであるが、郡部地区の参加者が少ないことは開催会場による影響があると判断する。

議員同士の協議及び町政への質問に対する回答期日が短く、十分な準備ができなかったこともあり、今後生かしていかなければならない。

町議会に対する「ここが聞きたい」の質問で、2住民会、1町内会から議員定数の関係があったので、「議会改革の経過」とともに「道内市町村における議員定数一覧表」「上川管内町村の議員報酬・人口・議員定数」、「上富良野町と全道類似町村の議員定数と報酬」、「全道の議員定数12名の町名と人口」を資料作成し、この配付資料で出席された住民は上富良野町議会の議員定数、議員報酬については理解されたと判断する。

参加者のアンケート調査項目は、今回の開催と今後のためにと考えて質問項目の設定をした。また、議会だよりの質問もあわせて実施をした。

アンケート集計は配付71枚、回収69枚、回収率97.2%と高い回収率で、その内容を分析すると、「第1回町議会報告懇談会」は4会場、71名の参加者からは高い評価を受けているが、今後の期待も多く含まれていることを感じた。

今回、住民から出された「町政・町議会の『ここが聞きたい』『要望・意見』」で重要なものは理事者に提出し、その対応を求めることとする。

また、平成23年2月10日発行の議会便り第69号に、第1回町議会報告懇談会の結果内容を掲載し、住民への周知と情報の共有化を図る。

今後、「開かれた議会」「町民の声が町政に、町議会に反映」、「町民の目線での町政・町議会」になるため、自治基本条例の趣旨に基づく議会報告懇談会を継続的に開催するに当たっては、規定の整備が必要と思われる。

以上でございます。

御審議をいただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって議会報告会報告の件を終わります。

日程第7 報告第4号

議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号議員派遣結果報告の件について、報告を求めます。

議会運営委員長中村有秀君。

議会運営委員長（中村有秀君） ただいま上程されました、報告第4号議員派遣結果報告書について、報告書の朗読をもって御報告申し上げます。

報告第4号議員派遣結果報告書。

平成22年第3回定例町議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

平成22年12月9日。

上富良野町議会議長西村昭教様。

議会運営委員長中村有秀。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、平成22年9月27日に占冠村で開催された富良野沿線市町村議会議員長会主催の議員研修会に14名が参加した。

（2）研修の結果。

ドクターヘリを見学するとともに、旭川赤十字病院救急救命センター副院長兼センター長、住田臣造氏より「ドクターヘリと救急救命について」の講演を聴講した。

2、上川管内町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、平成22年10月27日に旭川市で開催された上川管内町村議会議長会主催の議員研修会に13名が参加した。

（2）研修の結果。

東京大学名誉教授月尾嘉男氏より「地球環境に挑戦する日本の技術と文化」の講演と、早稲田大学マニフェスト研究所客員研究員、東京財団政策研究部研究員、前北海道栗山町議会事務局長中尾修氏より「全国に広がる地方議会改革～議会基本条例から考える～」の講演を聴講した。

以上、御報告を申し上げます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

日程第8 報告第5号

議長（西村昭教君） 日程第8 報告第5号委員会所管事務調査報告の件について、報告を求めます。

厚生文教常任委員長谷忠君。

厚生文教常任委員長（谷忠君） ただいま上程されました、報告第5号委員会の所管事務調査報告の件について、朗読をもって報告とさせていただきます。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

上富良野町議会議長西村昭教様。

厚生文教常任委員長谷忠。

記。

調査事件名。先進市町村行政調査の件。

調査の経過。

本委員会は、平成22年第1回定例会において、本委員会の閉会中の継続調査に付託された先進市町村行政調査について、平成22年5月から8回の委員会を開催し、「地球温暖化対策」及び「少子化対策」に関し、現状把握とともに先進市町村の選定調査などを行い、平成22年11月15日から19日までの間、鳥取県北栄町、湯梨浜町・島根県美郷町、邑南町を視察し調査を行った。

1、「地球温暖化対策」の取り組み。

(1)鳥取県北栄町。人口1万6,193人(平成22年10月1日現在)。

北栄町は、まちづくりの主要施策の一つに『環境に配慮したやさいまちづくり』を掲げ、平成18年12月『北栄町環境基本条例』を制定、平成19年3月『北栄町環境基本計画』を策定、平成20年2月には、『北栄町地域新エネルギー・省エネルギービジョン』を策定し、『人と自然が共生し、あたたかい心のあれあうまち北栄町』を町の将来像とし、『人と環境にやさしいまちづくり』を基本施策として取り組んでいる。

この中で、未来の子供たちに豊かな自然環境と社会環境を継承するため、新エネルギーの導入を進めており、2016年度末までに24%のエネルギー消費量を削減する目標に対し、既に12%が削減されていた。

町は、平成17年新エネルギーの利用可能量が最も高い風力エネルギーを活用した風力発電施設を28億円で建設し、1,500キロワットの風車9基によって15年間で16万6,000トン、1年間で約1万1,100トン、町全体の6%の二酸化炭素が削減され、環境に負荷のないエネルギーの導入を図っている。

これらの取り組みが高く評価され、平成21年度循環型・共生・参加まちづくり大臣表彰と22年度ストップ温暖化「一村一品」大作戦全国大会201

0で最優秀を受賞した。

また、町内の500世帯を対象にした「環境家計簿」の記帳や「我が家節電家族」募集など、家族向けの二酸化炭素削減の取り組みが行われ、住民からごみの減量や電気、水道の減量にもつながるとの感想が寄せられ、環境に対する住民意識の向上につながっている。

循環型社会の取り組みでは、菜の花を栽培して油を絞り、この油を料理に使い、使わなくなった油をバイオ燃料にリサイクルする「菜の花プロジェクト」に取り組んでいた。

また、菜の花を景観作物として遊休農地に栽培し、絞った菜種油を道の駅などで販売する社会化実験を行っていた。

このほか、家庭や事業所から回収した廃食用油を精製し、公用車代替燃料への有効利用や保育所への太陽光発電の導入、一般住宅の太陽光発電設備費の助成、防犯灯のLED化助成やシュレッダーごみの農業利用にも取り組んでいた。

また、北栄環境塾による環境サミット、バイオマス作製講習会など、環境への理解を高める活動や子供エコクラブ活動の発表会など、教育実践活動も積極的に行われていた。

(2)島根県美郷町。人口5,614人(平成22年10月1日現在)。

美郷町は、平成18年9月に美郷町第1次長期総合計画において、木質バイオマスや太陽エネルギーなど、クリーンエネルギーの導入を図り、環境保全と循環型社会のシステムづくりを進めていた。

美郷町における新エネルギー導入の進むべき方向として、森林が町の40%を占めることから、豊富な森林資源や水資源を活用したエネルギーの可能性が高く、住民の関心と要望の声が大いことから江の川の水系と、それをはぐくむ森林を生かした「水とみどりのエネルギーでつくる環境のまち・あたたかい暮らし」を基本方針としている。

美郷町における新エネルギーの利用可能資源量は、町内の年間エネルギー消費量の約74%に当たると試算され、平成19年には美郷町地域新エネルギービジョンを策定し、美郷町の年間エネルギーの約4分の1に当たる二酸化炭素17.6%の削減を目指している。

新エネルギービジョンの重点計画として、木質バイオマス燃料の利活用、木質バイオマス供給の仕組みづくり、定住促進住宅への集中導入、水力エネルギーの活用、バイオディーゼル燃料の製造と利用、自動車燃料のグリーン化、町内での学び合い、町内外への情報発信を掲げている。

木質バイオマスエネルギーの導入支援では、国等

による補助制度導入のほか、町もペレットストーブやまきストーブ等の普及を図るため、利用機器の3分の1、上限20万円の助成を行うなど、既に新エネルギーの身近なものとして利用しているのが特徴的であった。

公共施設のバイオマス燃料の活用では、公共の健康保養施設、ゴールデンユートピアおおちを視察し、これまでの温水プールのボイラーを木質バイオマスのペレットボイラーに転換し、従来の電気、ガスのランニングコストを4割削減していた。

この、使用される木質ペレットは、町内の製材工場に製造施設の設置を助成し調達しているが、一部は県外から購入しており、将来は全量を町内から調達する予定である。

また、このボイラーで灰となった残留物は、農地や園芸肥料となるため、町民に利用されている点で完全な循環型になっている特徴の一つである。

このように、美郷町は森林資源による木質バイオマスの利活用と、豊富な水資源による小規模水力発電の二つのエネルギーの検討を進めた中で、特に木質バイオマスの利用促進を第一に考え、産業振興と雇用の確保につなげるとともに、今後は二酸化炭素の排出権を獲得することも掲げていた。

(3)まとめ。

北栄町、美郷町、ともに省エネルギー・新エネルギービジョンに基づき、町内における新エネルギーの利用可能量は試算され、二酸化炭素の削減に向けた取り組みが積極的に実施されていた。

その中で利用可能量の構成比率の高いエネルギーに絞り込み、コスト面の検討などを行い、実現可能性を評価し、新エネルギーの導入を進めていた。

また、ペレットストーブや太陽光発電など、環境設備の機器設置に必要な補助制度も充実され、地球温暖化防止に対する住民意識の向上につながる行政の姿勢が重要と判断された。

北栄町の「環境家計簿」や「我が家節電家族」の取り組みに見られるように、日常生活を通して町民の一人一人に地球温暖化、二酸化炭素の削減に関心を持ってもらえる取り組みが必要なことから、ビジョンの実現に向けて住民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を持ち、協力する体制づくりが進められ、幼児や児童、生徒の時期から環境問題に関心を持てる取り組みが実践され参考となった。

特に北栄町は、風という負の遺産をエネルギーにかえ、活力と安らぎを与える理念のもとに、巨額な投資にもかかわらず住民理解のもと行政・住民が丸となって取り組む姿勢が強く感じられ、町の担当者の『地球温暖化は地球の問題ではない、人類の問題である』という言葉が印象的であった。

このように、北栄町、美郷町とも首長の力強いリーダーシップの発揮のもとに、さまざまな取り組みが実践されており、上富良野町においても二酸化炭素の削減目標2020年まで25%、町民1人当たり1.73トンを目指しており、その実現のために新エネルギー計画を策定し、利用可能なエネルギーの種類と量を把握し、その柱となる地球温暖化対策実行計画を着実に進め、環境保全と循環型社会のシステムづくりを推進することが求められており、その取り組む姿こそ問題を解決する上で重要である。

2、「少子化対策」の取り組み。

(1)鳥取県湯梨浜町。人口1万7,774人(平成22年10月1日現在)。

湯梨浜町では、子供は「未来の夢」「次世代の希望」であるとして、ゆりはますこやか子育てプラン(次世代育成支援後期行動計画)を平成22年3月に策定し、平成26年までの重点目標を次により掲げている。

- 1、在宅子育て家庭の支援。
- 2、仕事と子育ての両立を支援。
- 3、配慮が必要な子供と家庭への支援。
- 4、地域で子育てを応援していく意識の醸成。

実施目標では、

親と子がともに学び、地域が生きる環境づくりのために教育や育児・教育の講演、両親学級年10回、放課後子ども教室5カ所、子育て(育児)相談、「親となるための教育」(赤ちゃん登校日)などを初め、子育て支援課を中心に各課の応援も充実している。

子育てのすべての家庭を応援するためにネットワーク会議や子育て支援コーディネーターの配置、乳児検診や児童虐待防止の広報、育児学級、保健師による妊婦、子育ての家庭の訪問、妊婦検診の助成、第3子の保育料軽減を行っている。

働きながら子育てをしている人を応援する環境づくりのために、出産のため仕事を中断した女性のため職業開発や再就職支援、ファミリーサポートセンターの充実、保育士クラブ指導員の研修の充実を図っている。

子供が安全に育つ安心なまちづくりのために、公共施設等における喫煙防止やユニバーサルデザインの推進や酒、たばこ、有害図書の販売の規制を推進している。

《取り組みの特徴として》。保育料が県内でも最低レベルの定額に設定しており、例えば第7階層の3歳児未満児は国の基準月額8万円に対し、湯梨浜町は3万2,000円と子育て家庭に有利に配慮されている。

また、出産・入学祝い金支援事業では、町は第3子以後の出産に対し祝い金10万円、第3子以後の小学校入学時の祝い金10万円を支給している。

病後児保育事業は、近隣の倉吉市に委託し、1日315円の負担となっている。

ファミリーサポートセンターは、会員が約200人、1回の利用が1時間500円である。

放課後児童クラブは、1年生から6年生までが利用し、15人から20人に1名の先生がついている。料金は、利用回数の多い夏休みと普通の月では違っている。

保育所も公立8カ所と民間1カ所があり、一時保育事業も実施されており、安心して預けられる環境の整備を図っている。

赤ちゃん登校日事業があり、18年度から全小中学校で実施し、赤ちゃんと一緒に「命の学習」、「人間関係力を学ぶ」機会をつくり、小学5年生から中学3年生を対象に赤ちゃんに触れながら命の尊さや思いやりの気持ちを体験から学んでいる。

このほかにも、新生児訪問や妊婦訪問も充実するとともに、町が不妊治療費に17万5,000円を助成し、県からの補助と合わせて35万円を助成している。

(2) 島根県邑南町。人口1万2,230人(平成22年8月1日現在)。

邑南町が“子どもが笑顔、みんなが笑顔、あったか子育てのまち・おおなん”を理念として掲げ、子供が健やかに生み育てられるために、すべての地域の人々が子供や保護者を温かく見守り応援する気持ちを持つことが大切であるとしている。

平成22年3月に策定した邑南町次世代育成支援行動計画書は、次の基本目標を立てている。

- 1、子供と子育てを支える地域づくり。
- 2、いきいき子育てできるまちづくり。
- 3、子供がすくすく育つまちづくり。

また、町は国の頑張る地方応援プログラムで「邑南町子育て支援プログラム」を進め、合計特殊出生率は1.98(平成17年)島根県でも上位水準となっている。

《取り組みの特徴として》。妊婦検診費の16回を平成20年から公費助成をしている。コーディネート機能の整備において、専門家チーム、個別支援チームなどと支援者会議が行われている。

妊婦歯科検診を実施するとともに、2歳になるとフッ素塗布を100%行っている。

不妊治療には、町が来年度から保険適用の治療費15万円の助成を予定している。

一時預かり保育の昨年度の利用者数は318人、うち181人のいわみ西保育所はゼロ歳から3

歳未満が1日2,300円、3歳以上は1,500円の利用料金である。

延長保育は18時15分から19時30分まで、料金は1日150円から200円である。

病児、病後児保育は、公立邑智病院の保育室「コスモス」で行われ、平成21年度218人の児童が利用している。1日2,000円で、食事利用は別途500円で看護師は10人に1名、保育士はおおむね3人に1名が配置されている。町外から里帰り出産した場合にも利用可能で、母親や家族にも安心して子供が産める体制をとっている。

保育料は、国の基準の6割程度に軽減し、民間の保育所運営にも補助金を出している。

放課後児童クラブは、年間4,000円の利用率としているが、一時利用や長期休暇、また生活保護世帯の全額免除とともにひとり親家庭は2,000円の半額免除のほか、2人目から1,000円など、細かな軽減措置をとっている。施設は空き施設や公民館のほか、民家の一部を借りて開設している。

教育における邑南町笑顔キラキラサポート事業では、町単独で低学年の福祉支援や個別の支援を行う支援員を配置し、生活や学習の支援をしている。事業費は1,616万円。

子宮頸がんワクチンの助成を本年6月から中学生までを対象に始め、助成額は3回の接種で4万2000円である。

インフルエンザワクチンは、ゼロ歳児から高校生まで無料で、妊婦、生活保護世帯も全額助成である、このほかお父さんのための育児教育(イクメンプロジェクト)やママのための就労支援などやヒブワクチン、小児肺炎球菌やワクチンの助成は子ども全員が無償で受けられる。

(3) まとめ。

湯梨浜町は町全体で子供を安心して生み・育てる環境をつくる目標のもとにゼロ歳から15歳までは湯梨浜町の責任という理念を貫き、「子育て支援課」を設けていることや意識と行動力を醸成している点は少子化における将来の課題こそ町の危機としてとらえ、施策を行政の責任として取り組んでいるのはすばらしいと言える。

邑南町はだれもが子育てするにはこの町でと思いたくなるような制度の充実が図られ、他町村に住んでいても里帰り出産で助成を受けられる仕組みは他町村では見られず、子育ての上だけでなく、町全体で出産のハード、ソフトの両面に対応している。

また、情報共有もすばらしく、まさに少子化対策は町の活性化につながるという邑南町の町長ビジョンがうかがえた。

このように、今回の少子化対策では、2町の調査では、いずれも安心して子育てできる環境をつくることであり、特に保育料の定額、病時、病後児の保育には力を入れており、しっかりとした計画を立て町全体での子育てが特に重要であると強く感じられた。

上富良野町においても、今後、十分に検討を重ね、実施に向けた研究が必要と思われる。

以上、先進地行政調査の件として報告させていただきます。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって、本件の報告を終わります。

この際、理事者をお願い申し上げます。

委員会の調査した報告書について十分参考とされ、今後の行政運営に反映されますことを御期待申し上げます。

暫時休憩といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時20分 開議

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9 町の一般行政について質問

議長（西村昭教君） 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目について町長、教育長に質問いたします。

ことしの漢字は「暑」ということでございましたけれども、私自身の漢字は「答」ということであります、どうぞいい回答をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、1項目目は、見晴台公園の改修計画については、周辺住民の合意を得たものに計画修正すべきではないか。

見晴台公園の改修計画については、周辺住民の強い反対、意見等あり、これらを無視して改修計画を進めるわけにはいかないのでは、最終的には合意を得た範囲内の修正計画にならざるを得ないのではないか、町長の見解をお伺いいたします。

2項目目は、個人住宅のリフォームに対し助成等

を考えられないか、町の雇用、経済活性化につながるのでは。

公共事業の減少により、地元土木建設業者も大変厳しい状況にあり、一步、町民の生活の面でもバリアフリーやエコ対策とリフォームを手がけたいときに助成等があればやりやすく、住居の営繕と地元に着した事業者は欠かせない要素である。100万円以上のリフォーム1件につき、20万円の助成事業を考えてはどうか、以前にも2回ほど質問をしているが、町民の要望等を調査し、そういう高まりがあれば検討したいということであったが、雇用や地域の経済活性化になると考えるのがいかがでしょうか。

3項目目は、林業活性化へ林道整備を。

農林水産省は、森林で伐採するための作業用道路の整備に林業従事者による道路整備の際に費用の一部を補助する制度が導入され、来年度補助額550億の予算が見込まれることになった。上富良野町も、山間地帯の作業道路はあるが、大型トラック等入っていけない、今ある道路を生かしながら未整備のところも多いので、この交付金を活用して林道整備をしてはどうか、町長にお伺いいたします。

4項目目は、学校図書の実況について、教育長にお伺いいたします。

子供たちの活字離れが昨今、課題となっておりますが、先日の上富良野小学校便りでは、毎週水曜日の朝を全校一斉朝読書の日に充てたり、図書室に入った新刊図書について紹介したり、図書に親しむ機会づくりに取り組んでおられますが、上小については8,211冊、充足率は89.64%、江幌小学校は2,522冊、充足率71.65%、東中小3,460冊、充足率98%、この3校については平成22年1月現在100%未満である、逆に充足率の高い西小は7,076冊、充足率は139.29%など格差があり、充足率の低い江幌小と100%未満の学校の充足についてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

以上でございます、よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目、見晴台公園改修計画に関する御質問にお答えさせていただきます。

見晴台公園は、国が主導するシーニックバイウェイ整備計画に基づき、演習場等周辺公園設置助成事業を活用して整備し、平成19年度から社団法人かみふらの十勝岳観光協会による指定管理施設として供用を開始したものであります。

国道島津駐車場と一体的に利用することで、住民

の集いと憩いの場であるとともに、国道通行者の視点場と休息施設としてさらに町の観光と地域振興へ寄与する役割を担うものとなっております。

公園開設から4年目を迎えておりますが、観光協会や関係者の御協力によりさまざまな催しの開催などを通じ、当初目的の観光情報の提供や市街地への誘客など、地域振興につなげるべく管理運営を行って図っているところであります。

しかし、国道237号線の旭川開発建設部によります平成17年の交通量測定では、1日平均通行車両が9,700台、見晴台公園案内所を開設している間、約130日間では延べ12万6,000台に及び、同期間の公園に隣接する国道、トイレの利用者が3万人に上る一方で、公園案内所の利用者が過去最多となった本年度でも6,400人ほどで、1日当たり50人に満たない実態にとどまっております。

国道通行量の現状を分析すると、誘客数の増加を含めてまだまだ地域振興につなげる大きな可能性を秘めており、加えて十勝岳連峰への景観ポイント、また市街地、日の出公園、十勝岳方面へのアクセスポイントという最高の立地条件を備えていると認識しており、これらの環境をぜひとも地域振興に活用しなければならないと思っております。

また、兼ねてより一般質問等を通じまして、見晴台公園に関する一層の利用促進策が提起されており、今般の改修計画を持ったところであります。

この事業により、低迷する観光客入り込み数の増加とあわせて、上富良野町のPRに大いに役立つものと確信しております。

実施に当たりましては、平成18年度の現施設の整備の折りに周辺住民の方々への一部配慮を欠いた反省もございまして、今回の計画立案に当たりましては、現在まで周辺住民の方々3度の説明懇談会を開催させていただいており、その内容を計画の中で反映させるとともに、今後におきましても御理解、御協力が得られるよう努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の個人住宅リフォームに関する助成制度についての御質問にお答えいたします。

リフォームに関する国や道などの支援制度につきましては、高齢者や障がい者の自立を支援する住宅改造、また地球温暖化対策としての省エネルギーフォーム、また新エネルギー設備の普及を目的とした設備導入支援制度、また地震防災からの視点では耐震改修助成などがあり、この手法としては期間延長が話題となっている住宅エコポイントや減税補助、融資などの仕組みが運用されております。

町では、耐震改修促進法に基づく住宅の耐震改修について、国と道の支援に上積みする制度を設けております。また、地球温暖化対策推進法に基づき、昨年度策定した町の地球温暖化対策実行計画を実現するために、実行手法の指針となる省エネルギービジョンと本年度内に作成する新エネルギービジョンに沿って、省エネ、新エネ普及の促進施策を早々に組み立てるよう指示しているところであります。

この骨格といたしましては、住宅リフォームが中心になるものと考えられ、省エネ、福祉、防災対策など複合的に効果をもたらすことが期待でき、あわせて町内業者の施工、受注機会の増につながりを配慮してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、議員から御提案いただきました助成内容につきましては、今後、制度設計を図る中で参考にさせていただきますと思います。

次に、3項目目の林業活性化へ林道整備をとの御質問にお答えさせていただきます。

現在、国内では戦後に植林された人工林を中心に利用期を迎え、森林資源が充実してきている状況にあり、国におきましては外材利用から国産材利用への転換政策が積極的に進められてきているところであります。

議員から御発言のありました森林作業道と整備予算の充実もこうした国の政策の一環で行われるものと認識しております。

当町におきましても、カラマツを中心に利用期を迎え始めており、今後においてはこれらの伐採事業が増加するものと予想しております。また、間伐材などの保育事業を初め、伐採後の造林事業など円滑に進めるためにも、林道作業道等の整備は必要と考えております。

こうした中で、上富良野町におきましては、民有林を除間伐する際には必要に応じて作業道の取りつけを行っておりますが、森林所有者及び林業事業者等から林道の整備に対する要望等は現在のところお聞きしていない状況にあります。

私といたしましては、今後におきまして森林所有者、施業者の皆様からの要望をお聞きするとともに、国などの制度を活用しながら、林業基盤の進捗を推進することは重要であると認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の4項目目、学校図書の実況についての御質問にお答えします。

学校図書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で大変重要な役割を担っており

ます。

各学校において、読み聞かせ、朝読書、新刊書紹介等、図書に親しむ機会づくりに取り組んでおり、教育委員会といたしましても現在に至るまで各学校における学校図書を充実するよう年次的に図書の購入を図っているところでございます。

文部科学省では、この学校図書の整備を進める目安として、平成5年3月に普通学級数を基準とする学校図書館図書標準を設定しているところであります。

議員御発言のとおり、上富良野小学校の充足率が89.64%、東中小学校が98.3%、江幌小学校が71.65%となっており、小学校3校の充足率が100%未満となっております。

現在、学校図書活動推進事業として図書館から各小学校に図書の貸し付けを行う移動図書により東中小学校、江幌小学校、西小学校の3校に対して毎月400冊を貸し付けております。

また、図書館と各学校図書とのネットワークによる学校間等の相互貸借によりそれぞれの蔵書の効率化を図っているところでございます。

これらについても、引き続き実施するとともに、学校図書につきましては年次的に整備を進め、充足率を高めるよう取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目目の見晴台公園の改修の計画で、周辺住民の合意をつけ得る改修計画のところでございます。

この見晴台公園は、町長も御存じでございますが平成17年、18年、2年がかりで用地の購入費も入れて8,541万円、それから防衛庁の安定補助ということで6,000万円を受けましてつくった公園で、緑地を保全して、そして町民の憩いの場だとか、それから景観を確保したり、それから地域経済の波及だとか、地域活性化を図るということで作ったわけなのです。

平成17年にはパブリックコメントを入れまして、その周辺住民とかいろいろな方の御意見をいただきました。21件寄せられておまして、そういったところで夜間イベントをするから照明をつけてほしいとか、そういったものにはフットで足元につけるですとか、自然林、林があるので、小鳥が飛んできているので、そういったものも残しましょうと、それから観光ボランティアの拠点の場所にしてほしいと、こういうことだったのですが、それは守られておりません。

それから風が強いので、ブロック擁壁は風の断障壁となるので、それは残してもらいたいと、それで国道の駐車場のごみが飛び散ってどうにもならないので、ごみについては公園にすると、またごみがいっぱい飛んでしまって大変だということだったのですけれども、このブロックの擁壁を取り除きました、撤去いたしました。ごみはごみ箱外したものですから、だからごみは飛び散るということはありませんけれども、そういったことでこの地形を生かしながら、極力地形を生かしながら造成をして、これらの意見を取り入れて設計をすると、こういうことだったわけでございます。

それで、公園も野外活動の場として活用していただくと、こういうことでございまして、また、国道の駐車場として隣接しているので、町外の方も見込まれるから、地場産の含めて上富良野町の魅力を発信する、PRして情報の発信場とすると、こういうことだったのです。

ところが、19年から公園開設したわけなのですが、シニックパイウェイと申しまして商工青年部が氷の氷像をつくりまして、青年部、寒いところで一生懸命やっておりました、本当に御苦労さんだと思っておりましたけれどもPRが悪くて、余り観客がありませんで、なかなかこれも周辺の人は何をつくっているのかなと、こういう状況でございました。

その芝生が傷みまして、芝生つくったばかりだったものですから、芝生も傷んだものですから、芝生を張りかえるのに300万か400万かかったと、このように承知しております。

それで、私はせっかくなつくった公園ですので、やはり地域活動の場として活用してはどうかとか、それからやはりPR不足なので、PRにもっと力入れたらどうかとか、それから自衛隊の音楽隊の野外演奏やってもらったらどうかとか、こういうことは提案申し上げました。改修してはどうかということは一切申し上げておりません。もっと活用してはどうかということをお願いしたのでございます。

それで、今回、見ますと3回ぐらい地域の方と懇談して何とかということで作っておられますけれども、1案、2案、3案、どれもなかなか平行線だということを聞いております。

それで、やはり今回の一番の見晴台改修計画というのは、国道からの観光客等の利用が少ないためというのが私は大きな要素ではないかと思っております。そういうことで、幾ら改修をしてと言いましても、周辺住民のやはり合意を得なければ、それを無視してまではちょっと改修計画はいかなものかと、それで合意の得る範囲の改修にとどめるべきで

はないかと思うのですけれども、町長その辺はどうでしょうか、お願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の見晴台公園にかかわります御質問にお答えさせていただきますが、見晴台公園の改修整備につきましては、その設置から今日に至ります経緯につきましては、議員も御案内だとは思いますが、当時、私も議席を預かっていた当時、その経過については承知しているところでございます。

いずれにいたしましても、その設置目的が今日に至って、十分にその成果が発揮し切れていないというような実感を痛切に感じているところでございまして、先ほどお答えでも申し上げましたが、早くから議会のほうから利活用を高めてほしいというお話を提言をいただいておりますことも承知しております、ただいま御質問にありましたように周辺にお住まいの方々の御理解をいただいて、そして進めるということ、これはこの事案に限らず、あらゆる町が行おうとすることは共通しているところでございまして、そういったお互いが理解を高めて、そして新しい事業に踏み切るというような、その時点をもって改修計画と私は位置づけていますので、今は例えばという話で参考としてお示しさせていただいているというふうに認識しております、固まった改修計画でお示しているというような認識はございませんので、これからお互いが新しい活性化のためのまちづくりに向かって方向性が一つになるような、そういうような努力を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） いろいろ努力をして合意を求めていくということでございますけれども、ここは町としても観光協会に指定管理者制度で委託したということがありまして、やはり情報発信や利用してもらう努力を少しちょっと余りしてこなかったのではないかなというようなことも考えておりますので、そういったことで、一番強い意見としては幾ら改善しても利用者がふえるとは思えないと、無駄に税金を使うことは、使わないほうがいいのではないかなという、こういうちょっと厳しい指摘もありますので、ぜひ合意を得た範囲内での計画にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

2項目目に移らせていただきます。住宅のリフォーム助成の件でございます。本年度内に作成する新エネルギービジョンに沿って省エネ、新エネ普及の促進施策を早々に組み立てるということでの

で、ぜひ来年度予算化されるよう望みたいと思っております。

例えば、今、一つ例を挙げますと富良野市では、一昨年より住宅リフォーム助成ということで100万円以上の事業費で20万助成ということで、そして50件を予定しまして、そして1,000万円予算を組んだのですけれども、74件ということで24件上回りました、あとは補正予算で追加をいたしましたわけなのです。非常に経済の活性化も図られたということで、ことしも50件、富良野市は1,000万円組んでおります。

今、来年の3月までです、まだちょっとふえる、50を超える見通しだそうなのですが、近隣町村でそういうことをやっておりますので、市町村でやっておりますから、私はそれはやはり多く助成してもらったほうがいいのですけれども、20万円ぐらいがいいのではないかなというような、こういうふうに考えて、多くの方がリフォームもして、エコ対策をして暖かく過ごしたいとか、バリアフリー化にしたいとか、いろいろ思っていると思いますので、それらからまた経済活性化も生まれると思いますので、早急に制度設計、平成23年度には予算化と考えるべきだと思うのですけれども、その点よろしくお願ひします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の住宅リフォームに対する御質問にお答えさせていただきます。

富良野市で実施されております事業等についても承知しているところでございます。大変、好評だというふうに伺っております。

私も、事業そのものについてはぜひ我が町も新年度に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますが、ただ1点、もう何度も御説明させていただいておりますけれども、既存の住宅機能の向上のみを目的というようなものはちょっと今のこの制度からすると目的が薄れるかなということで申し上げておりますように、省エネ、新エネ、それから住宅のリフォームによって福祉的な機能を向上させると、そういうようなものを組み合わせた、そういうようなリフォームにつきましては、ぜひ上富良野町といたしましても新年度の事業の中で取り組みをさせていただきたいなというふうに考えております。

冒頭、お答えさせていただきましたが、それによって町内の事業者にも仕事の機会がふえるような、そういうことも念頭に置いた制度設計をするべきかなというふうに考えております。

中身については今、制度設計を組み立てておりま

すが、村上議員のほうから御質問にありましたその助成の範囲と申しましょか、程度と申しましょか、ほかの既に取り組んでおります町村等の自治体等の数字を見ますと、ややそういったところが多いような感じを私も受けておりますので、参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） ぜひ、23年度予算づけお願ひしたいと思っております。

3項目目の林道の活性化、林道の整備ということで、今、林業基盤の振興を推進するのは大変重要だと、認識していると言っていたいただきましたので、非常に心強く思っております。

現在、上富良野町の山というのは全体で5,200ヘクタール、そのうち3,500ヘクタールがカラマツの木材の山なのだとことを言われております。こういった山の道路というのは急斜面で非常に勾配がきついでございまして、整備されていないところも結構あります。

それで、林業従事者が作業等をする場合、隣地が畑ですと、畑の所有者に断って、そこを通してもらって、そして自分で作業用の林道をつけて、作業をしております。こういった状態なのですが、ことしのように雨が多いですと、もうそれが崩れてきて土砂崩れで、農業も大変でございましたけれども、林業の方もなかなか道がすぐ埋まってしまつて、なかなか大変だと。

町長は何か、そういった林道をつけたいという要望は今のところ聞いていないとおっしゃいましたけれども、皆さんつけたいのはやまやまなのですけれども、1メートル1万4,000円ぐらいかかるものですから、ちょっとこれはお金がかかることなので、なかなか要望も出せないでいるわけなのです。

それで、町長は森林所有者とか林業の従事者に要望も聞くということでもありますけれども、国の来年度予算550億円、間伐等の作業用の道路整備に交付金として見込むということですので、これから向こう10年間だそうす。

それで、道路整備をする計画を策定した林業者に交付金を出すということですので、ぜひこの指導を入れていただいて、それで森林組合とも連携をとっていただいて、そしてその林道整備をやって着手していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の林道の整備につきましての御質問にお答えさせていただきます。

まず、国が今、目指しております事業につきましては私も承知しておりますが、それと加えまして新しく30年、40年前に植林されましたものがこれからだんだん伐採を迎える時期になってきていることも聞いております。

そういった関係で、今、上富良野町内におきます道路の整備がなされていないために除間伐、あるいは施業ができないというような、そういう要望としては承っておりませんが、当然、森林の整備ということは私も非常に大事だということを認識しておりますので、今後、施業業者、あるいは森林組合の皆様方、あるいは組合員の皆様方等からそういう意見をお聞きいたしまして、その必要性をこれから検証してまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても国におきましても今度、明年度以降予定しております一般の車両の通行できる林道、あるいは大きなトラックが通行する作業道、それから本当にその場だけの道路という、三つのぐらいの段階で整備することを考えておりまして、町としては直接、山から普通の一般道に出るまでのそういった部分かなと思っておりますけれども、そういう道路が未整備のために除間伐が十分行えないのだというようなもし実態があるとすれば、それは積極的にお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。

これから業者、あるいは森林組合の皆様方とそういう情報交換をさせていただきたいと思っておりますので、森林を整備していこうという思いは全く一緒でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） そういふふうで大変重要だということをお願いしておりますのであれですけれども、内地、本州方面スギは余り手入れしなくてもあれなのですけれども、北海道のカラマツ材はやはり山から伐採をして搬出しないとだめな木でして、そのまま置いておくと虫がついてだめになってしまいますので、本州方面の木とはちょっと、スギとはちょっと違いますので、ぜひそういう作業道がついて作業がしやすくなりますと、コストもやはり作業コストが下がりますので、そうすれば木材に対する価値も、今ものすごい価値が輸入材に押されて本当に伐採したくてもなかなか道路なんかつけるところか、人夫賃も出さなかったら全然間に合わないような状態でございますので、やはり木材の価値等も採算に合うようになればまた、森林をやはり守っていくというのも大変なことだと思いますので、ぜひ何か今、森林組合では2億の補助がきているということでございます、全体で。それで何か、上川振興局と森林組合とですので、なかなか前は昔は町を通し

てだったらしいのですけれども、今は森林組合も合併しておりますし、上川振興局から直接だということで、2億の補助が来ているということを聞いておりますので、上富良野町も当然、4,500か5,000ぐらいは補助として使えるのではないかと思いますので、それらの森林組合とよく連携をとっていただいて、何とかこの作業道の整備によるしくをお願いしたいと思います。

それでは、4項目目の教育長にお尋ねしたいと思います。

学校図書の充足率ですけれども、江幌小学校と上小と東中小学校、3校が100%未満であるということは承知されているということで、もうほんの少しなのです、優先順位を決めてとおっしゃるほどでもない、東中につきましては本当にあと何%かということですので、その整備する順番を決めてとかとおっしゃらないで、来年度可能になるのではないかと思いますけれども、そういった点はどうでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申しあげましたように、充足率、先ほど言ったように学級数で割りますと一つの基準から下がってくる状況でございまして、正直な話、子供の人数ですとか、そういう形で割返しますと、ほか大きな学校よりもかなり多くの本の冊数には当たっている状況でございまして。

それらプラス移動図書ですとか、上富良野小学校は移動図書はしておりませんが、図書館に近いということでそういう対応を図っているということでございます。それを踏まえながら、子供たちに読書の機会を与えたいというふうに考えているところでございます。

それと、そういう関係で一つの基準がございまして、充足率の部分も含めながら今後の対応も図っていかねばならないというふうに思います。実は、江幌小学校もかなり充足率低いという状況でございまして、ちょっと校長と確認させていただきまして、やはり、清富小学校からの廃校に伴って本が動いてきたという経過もございまして、古い本といいますが、そういう内容の本については1回、2年前に処分をしたと、それはやはり施設的にもオープンスペースでございまして、スペースの確保等も含めながら対応していったということで、今回、御指摘のとおり充足率については77%という低い状況でございまして、何とかそういう移動図書、それから新しい、やはり子供たちもどうしても新しい本にめざといといいますが、そういう本

を読むという状況でございまして、そういう状況になれば一定の予算の中で今後も進めていきたいというふうに我々思っておりますので、もう何年かちょっと対応していただければその充足の部分もクリアできるかなというところで私は今、考えているところでございます。

そんな状況も踏まえながら、一定のルールがございまして、その対応については進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 教育長のことしの執行方針の中に、学校間や図書館との有効活用を図ってまいりますということですが、富良野市からは344冊ぐらい借り入れをして、図書館の連携は大変非常によくとれているようですけれども、移動図書も継続してやっていくということでございます。

それで、毎月400冊とおっしゃったのですけれども、私も調べてみました。そうすると、江幌小は150冊、東中小は150冊、西小については100冊だと、こういうことで合わせて400冊だということ聞いております。

先ほど、何か400冊とおっしゃったのですけれども、私の調べた範囲ではそのようになっておりまして、今回の国際の学力度でも久しぶりに日本も歯どめがかかって、読解力が8位になったと言われていられるわけなので、読書するのがいかにその読解力を高めるかということになるわけですけれども、全国的に見ても朝読書は8割ぐらいの学校はやっているというのですけれども、この学校とネットワークをやりましたけれども、図書館と図書館の連携はよくとれているようですけれども、小学校とネットワークのこの連携についてはちょっといかがなものかと思っているのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員のネットワーク化についての御質問でございまして。

まず、その前に400冊の話は、先ほど言いました3校合わせて400冊ということで、今、村上議員言われました江幌150、東中150、西小100で合わせて400冊ということで先ほどお答えさせていただきましたので、言われた冊数になるかと思っております。

それとネットワーク化につきましては、本年度きちんと今、図書館と各学校で整備をさせていただきながら、実は動くような状態にはなりまして、本格的に確認いたしましたら、11月ごろから少しずつやはり子供たちにも教えながら、そういうネット

ワーク化を図りながら読みたい本を持っていきたいというふうに考えてございます。

なかなか、各学校の部分というのは全部見通しはできませんけれども、そういう状況の中でその学校なりのやはり利用の仕方もございますので、そういうところはちょっと課題としてありますけれども、一応、11月からそういう動き方はさせていただいているところでございます。

また、図書館とのやはりつながり方も一番大事になってくると思いますので、やはりメインが図書館とのつながり、児童書の借り入れになってくると思いますので、そんな動き方も対応していきたいと。

それと、富良野等につきましては調べ物等も、もしかありましたら富良野図書館ですとか旭川、そのような連携も踏まえながら、そういう調べ物に対しての状況もできるというふうになってございます。

なお、今インターネットも普及してございますので、調べ物につきましてもそのインターネットの活用の仕方ですと十分に今のところは子供たちの範囲の中ではできているという報告も受けてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今回、質問するに当たっていろいろ調査をさせていただきましたら、どうもこのネットワーク化しましたけれども、学校と図書との私はちょっと連携が今ちょっと少しどうなのかなということを感じましたので、それから4年生以降になりますと部活のほうがいろいろ入ってきますので、ちょっと図書離れ起きているということもございまして、何とか充足については児童たちに図書を与えてあげてほしいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君の発言を許します。

6番（今村辰義君） 私はさきに通告してあります2項目についてお伺いいたします。

まず、1項目目ですが、中山間地域等直接支払い制度への加入意味は、と題するものであります。

現在、町は中山間地域の測量を実施していますが、中山間地域等直接支払い制度に加入する準備を進めているというふうに伺っております。

農林水産省の資料によりますと、国にとってこの中山間地域等の農業、農村は水源涵養期の洪水防止機能等の多面的機能によって下流部の都市住民を含む多くの国民の生命、財産と豊かな暮らしを守る役割を果たしているとのこととあります。

この中山間地域の果たしている役割は私もすばらしいものがあると改めて思っております。私はこの町がこの制度に加入することに対する賛成する立場の者であります。

そこでお伺いいたしますが、この中山間地域等直接支払い制度に加入するための意義と申しますか、特に加入することによって町の農業の活性化にどのようなつながっていくのか、そしてこの制度の上富良野町、これは案でございますけれども、何か特徴などあればお伺いしたいというふうに思います。町長にお伺いいたします。

続きまして、2項目目でございますけれども、農業被害における種子代の助成は、であります。

第3回定例会における、私の異常気象による農業被害の救済をと題する一般質問の中で、昨年、ことしと続いた異常気象による被害は2倍ということではなく、相乗的に重なってきている旨の発言を町長はされました。

そして、その現実認識のもとに、国や道に対する要望、あるいは関係機関と連携し、無利子の融資、利子補給や小規模土地改良事業に取り組みられたことに対しては心強いと思慮しております。

そこで同じく、私の一般質問の中でありますが、燃料、肥料が高騰している、経費補償はできないかという趣旨の質問に対しまして、町長は町で対応できることとしては種子代の助成だとか、そういったことは対応可能かなと思うというふうに述べられました。直接的なコストについての対応は大変難しいかなと理解しているとも言われました。

そこで、答弁いただいたこの対応かなと思っている種子代の助成について、今後、臨時議会が終わりましたけれども、今後の取り組み方について町長の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目、中山間地域等直接支払い制度への加入意義はとの御質問にお答えさせていただきます。

中山間地域等直接支払い制度は、農業生産条件が不利な状況にある地域などにおける農業生産活動の維持や、農地が果たす多面的機能の確保を目的に、対象農地耕作者への直接交付、地域内におけるさまざまな共同活動への支援などを合わせて行う内容となっております。

平成12年度から平成16年度までの第1期、平成17年度から平成21年度までの第2期を経過し、平成22年度から第3期としてスタートしております。

本町におきましては、地域振興にかかる8法律の

指定地域に該当していないことに加え、調査費用に多額の財政負担を要することなどの事由により、制度の導入を見送ってきた経緯にあります。

近年、制度導入のための調査費用が大きく軽減されたことや、制度導入に向けた環境が整ったこともありまして、当制度は今後本格化する農業者戸別所得補償制度の一つとして位置づけられ、直接払いによる農業者の経営安定のための農業施策の基本となると言われておりますことから、上富良野町における農業振興のためには大変重要で、必要な制度であるとの判断から、平成23年度事業実施に向けて関係機関と調整を行っているところであります。

また、本制度では地域の方々の協働活動により、農道整備、排水整備、周辺美化活動と、これまで行えなかった農村地域の環境整備が図ることができ、今後におきましては集落協議会を中心に事業展開の詳細を詰めていくこととなっておりますが、活動に参加される皆様の思いや意見を十分に反映された中で、この制度の有効な活用を図り、上富良野農業の発展につなげていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の本年、農業被害に伴う種子代の助成はとの御質問にお答えさせていただきます。

さきの行政報告でも述べさせていただきましたが、本年の高温多雨による農業被害は本町におきましても7億7,800万円に上りまして、昨年の冷湿害被害をはるかに超える甚大な被害となりました。

このようなことから、町といたしましては被害に遭われた農業者皆様の営農継続に資するため、さきの臨時議会におきまして小規模基盤整備及び土砂流出復旧への助成、次年度における営農支援のための融資に対する利子等の助成を行おうとしたところであります。

御質問にあります種子代の助成につきましては、町が戦略的に奨励する作物で、しかも生産費の中で種子代が高いウェートを占めるようなものに対しての助成であれば、事業効果は期待できるところでありますが、現段階ではそのような戦略的な作物が当町には見当たらないことから、さきに述べた助成策により、来年度以降の経営支援を講じることが有効であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず初めに、中山間地域等直接支払い制度への加入の意義はということの再質問をさせていただきます。

農業者戸別所得補償制度、これの一つというところに非常に私は関心を持ったというが、ここ初めて

聞いたわけですが。政権がかわってから、この戸別所得補償制度が出てきましたから、真新しい話だろうというふうに思います。

ことは米のモデル事業をやっておりました。俗に言う定額部分と変動部分、あるいは農地を畑作に変換した場合の助成等いろいろありますけれども、そういったものを行っています。来年度から畑作が追加されまして、これも要するに面積払いと収量払い、こういったものが来ると思うのです。

そこで、これらの制度は一つとして位置づけられるというところはどのようなことなのか、重複しているのかしていないのか、高いほうをくれるのか、ちょっと不明なところがありますので、ここわかる範囲で教えていただきたいなと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の中山間地域等直接支払い制度に対する御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員御質問のありました、今後、直接支払い制度の中で、この中山間地等直接支払い制度が位置づけられていくというような点についてでございますが、私もたびたび民主党の先生方、あるいは農水関係の議員の先生方と接触させていただいておりますが、民主党で現在、民主党政権の中で制度設計を今されていこうとしている、特にTPPの問題も急に浮上いたしまして、物議を醸しているところでございますが、いずれにいたしましても私が現在、得ている情報といたしましては、国としてはWTOの関係もございまして、直接支払い制度と品物については国際競争力と国際的な価格と対抗できるような仕組みと、そういう制度設計を自民党時代もそうでしたけれども、そういうふうこれからさらに鮮明になっていくというふうにお聞きしております。

その中で、現在、直接支払い制度、農地・水・環境、そういう制度も現在、並行して行われておりますが、それら直接支払いの中山間地も含めてそういったものを将来、一つの固定的な農業の守るための直接支払い制度として固定化していくと、今は5年ごと時限計画になっておりますが、固定化した計画の中にそれらを入れていきたいというような制度設計を考えているというようなことを何度かお聞きをしたことから、23年度その仕組みの中に上富良野町も参画していること、将来、自動的にそういう制度の中に組み込まれていくということが担保できるという判断もありまして、23年度実施に踏み切ったという経過でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

先般、説明受けた中で、対象農地の耕作者の直接支払いというものがパーセンテージが変わったと、多分、両方でやると思うのです。このところ、わかる範囲でまた教えていただきたいと思うのですが、多分ほかの人も知らないと思うのです。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

農家に直接、この中山間地等直接支払い制度の交付金がどのように交付されていくかという配分でございますが、22年度までの配分は交付金を100といたしますと、半分を超えない範囲で直接、農業者の方に支払われていたと、それがこの新しい23年度からの制度が変わってから、農家に直接支払われる部分が50%を超えると、超えてもいいというような国の指導がそういう形でされるということで、比率が45対55だったか、ちょっとその辺は調べておりませんが、いずれにしても今回から50を超える部分が農家に直接支払ってもいいというふうになったというふうに聞いております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） その分、集落活動協議会という配分は減るのですけれども、農家を元気にすると、直接元気にするという意味からでは非常にいいと思うのです。農家が元気になると、町も元気になると、これは町長初めこちらにおられる議員の方の何名かも言っておられますが、どれぐらい、今現在、測量中ですからはっきり中山間地域はどれだけあるというのはわかりませんから、過去のデータでどれぐらいついて、経済効果はどのようになって、だから農家が元気になって、なおかつ町の経済発展にこのようになっていくというような、何かプランをお持ちでありますでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 数字等については、担当がわかる範囲内で今、担当にお答えさせていただきますけれども、多分、私の記憶では9,000万円前後が上富良野の交付額になるのかなというふうに予定しております。

何と比べればいいのかということはちょっと今、即断できませんけれども、例えばこれは今後、この制度が続く限り継続的に行おうとすることでございますが、ちなみにさきの行政報告でもお答えさせていただきましたプレミアム商品券については6,000万の事業でございますので、それと比較することが正しいかどうかわかりませんが、単純にそれぐらいの金額だというようなことでございます。

担当のほうから、少し数字について御説明させて

もらいます。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 6番今村議員の中山間地域の交付金の額でございますけれども、私どものほうの現在のところの概算の数字としては約8,800万から9,000万円の数字に出てくるだろうというふうに考えております。

ただ、今、本当に議員御指摘のとおり、調査中でありますので、当然、対象農地等につきましては今後、詳細を詰めながら最終的な面積の確定、あわせて額の決定になっていこうかということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

あと、私が議員になってからでも、同僚といいますが、先輩に中山間地域、この制度に加入しなければいけないということを言われております。また私が議員になるその前にもやっているそうです。やっとその努力が実ってきたのかなということも思うのですが、なぜそれまで入れなかったのか、先ほど一番最初の答弁で調査費用が大きく軽減された、あるいは制度導入に向けた環境が整った、私の推測するのはこの環境というのは、8法以外に地域への実態に応じて都道府県知事が指定できる地域だという項目がありますけれども、これがひょっとしたら追加されたのかなというような感じがするのですけれども、なぜ今まで入れなかったのか、今回入ろうとした結論、この中山間地域農業者戸別所得補償制度の一つと位置づけされているのが非常に大きいと思うのですけれども、そこをもう一度詳しくお聞きしたいなと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えでもお答えさせていただいておりますが、まず早くからこの制度がスタートした時点から、非常にこの制度に対する価値観を議会のほうからも発信されていたということを私も承知しております。

しかし、調査費だとか、そういうことを非常に高額でございました、多分、現在、町が想定しております調査費の4倍、5倍、多分それぐらいの金額が当時は提示されていたと思います。

それから加えて、上富良野町が5法して、ここで8法と述べておりますので、8法指定にもなっていないと、それから知事の特認ということは当時から制度としてはあったというふうに理解しております。

そういうことで、非常にそれに伴って町がみずから負担をする、真水の部分が大変高額になるということで、なかなか事業に踏み切れなかったというふうに私は理解をしているところでございます。

それと加えて、その環境という、環境が整ったということは、実は農地・水・環境対策というのは現在も既に行われておりますが、その取り組みのときには私が持っております印象といたしましては、水田地帯におきましては土地改良区を中心とする水利組合というものが本当に、相当何十年という歴史を刻んで運営されておまして、そういう仕組みの中に農地・水・環境対策がオンされているということ、非常にその農業者の方々が取り組みに対するハードルが低かったと申しましょうか、取り組みやすかったという環境がでございます。

一方、この中山間地等の主な対象地となる町内の畑作地帯を中心とする周辺部の方々はそういう共同作業の仕組みが整っていなかった状況から、なかなかその集落協定を結ぶということが理解をしていただくのに非常に時間が今日までかかってきたということで、それらの認識がここ近年、非常に高まってきました、これは国の指導もありますけれども、これは自分たちの地域を守るために大事なことなんだというような認識が急速に高まってまいりまして、そういった環境も今回、整ったということを総合的に判断して、この事業に参加することに踏み切ったということでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 非常に詳しく説明していただきまして、すごい何か心強いという感じがいたしました。

いずれにいたしましても、この3期目も1年おくれで入っていくようになると思うのですが、これに加入していくということは非常によいことだというふうに思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

農業被害における種子代の助成はというところの質問、少しなのですが、要は町長答弁にございます営農支援のための融資に対する利子等の助成を行っているというところなのですが、この無利子の融資を借りたくても借りられない方々がいると思うのです。その人たちだけにでも種子代というものの助成はできないかなというふうに思っているわけで、これは最終的な落としどころです。

本当は町長、第3回定例会で言われたことをやっていたら一番いいのですけれども、先ほど答弁もいただきましたので、これは詳しく余り説明するあれはないのですけれども、借りたくて

も借りられない人たちもいるのではないかと思いますので、そこを何とか考慮していただきたいというふうに思います。

また、国は補正予算を通しまして、道にも540億円だったですかの予算がついて、農業分野では56億か何かつきましたよね、その中で道として考えているのは農業機械の購入だとか、基盤的土地の改良事業とか、そういったのをやるというふうに新聞報道によくうたわれております。

ただ、自由に使えるお金とかがひょっとしたらついてくる可能性があります。そういったときに、ぜひ考えていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の2項目目の農業農家への支援策についての御質問にお答えさせていただきます。

前回の臨時会において皆様方からお認めいただきました融資に対する利子助成ということ、私といたしましては柱としたいというふうに考えておりますが、今、今村議員のほうからお尋ねありました、その融資の該当にならなかったと、希望してもならなかったというような、借りにそういう農業者がおられるとすれば、それは農協が営農指導をされていく中で、まずその第一義的な判断をJAが、農協が多分される仕組みになっていると思います。

そういう中で、私ども町といたしましては、農協が対象者を選考審査した結果に、対象となった方に対しまして支援をさせていただくという手法でございますので、その前段の部分へ町が直接、関与するということは、私は適当ではないなというふうに考えておまして、その営農指導段階におきましては農協にこれはゆだねるのが正しい進め方かなというふうに考えておりますので、その部分について、町が個別に例えば農協の営農指導とまた違う形で支援をするということはちょっとハードルが高いかなということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、10番和田昭彦君の発言を許します。

10番（和田昭彦君） さきに通告しました2項目について、観光の振興について町長に、それから文化施設の整備について教育長にお尋ねしたいと思います。

まず1項目目の観光の振興についてですけれども、平成20年、国は観光立国を目指して観光庁を発足させ、閉塞する日本経済の中にあって観光産業

は成長産業であると位置づけて、その振興に力を入れていきます。

そして、国土交通省試算によると観光交流人口増大による経済効果は、定住人口1人の減少に対して、外国人旅行者で5人、国内の宿泊旅行者で24人、日帰り旅行者で27人に相当すると言っています。

上富良野町でも、平成21年度より第5次総合計画がスタートし、ことし上富良野景観づくり条例が全面改正され、さらに景観行政団体に指定されることとなったことは、前向きに取り組む観光行政として一定の評価をすることがあります。

人口減少が避けられない今日、また、北海道経済連合会がさきに発表した30年後の北海道の人口推計によりますと、上川地区は36%弱の人口減少というふうな推計をしております。そうすると、上富良野町の人口は8,000弱になるかと思えます。そんな中で、上富良野町では町の活性化を今後とも維持していくために、観光の振興に積極的に取り組むべきだと考える次第です。

山が一直線に並んだ十勝岳連峰の景観の美しさは北海道のどこにもなく、富良野沿線で眺める十勝岳連峰の景観は言うまでもなく、上富良野からの眺めが一番です。しかし、これまでこの観光資源、この財産を十分生かしてきたとは言えないと思います。富良野、美瑛の字が躍る観光雑誌やポスターなどの見出しに上富良野の名前は出てこないからです。

このたび、冬の食と温泉体験観光発信事業に取り組むことになりましたけれども、本来こういうことはもっともっと早い時期から取り組んでいなければならなかったことではないかと思えますし、これまでの消極的な観光行政が近隣市町村から取り残されるようになったと思います。

宿泊旅行者の経済効果は大きく、さきに述べた国土交通省の試算による数字が上富良野にそのまま当てはまるとは言えませんけれども、これからの滞在観光を目指すために町はどのようなビジョンを持っているかを町長にお聞きしたいと思います。

2項目目ですけれども、文化施設の整備について教育長にお尋ねします。

これまで、町の社会教育はどちらかというと体育に重点を置かれてきました。このことによって、体育施設は充実し、町民の健康の増進に大きく寄与してきたことは喜ばしいことだと思います。

しかし、一方で文化施設の整備は取り残されてきました。体育施設が整った現在、これからは文化施設の充実に努めるべきであると考えます。

一昨年、上富良野中学校の恩師が亡くなられ、八十数点の絵画が残されておりました。昨年、その先生

の回顧展を開催したところ、多くの方が鑑賞に来てくださりました。これらの作品の一部は絵画愛好会の仲間だった人たちや、教え子たちが預かってもらっているのですが、残りの作品50点余りが現在、上富良野中学校に保管してもらっています。これはいつまでも中学校に預かってもらうわけにはいきません。

また、この2年間の間に大角伊佐雄さん、福田基久さんが亡くなられ、お二人も町にとって貴重な作品を残しています。これらの町の文化的な財産と言ってもいい作品がこのままの状態に放置されておくらなば散逸してしまい、やがて消滅してしまうと思います。

このように、アマチュアの画家たちが残したすぐれた作品を末永く残すためにアマチュア郷土美術館、仮称ですけれどもつくってはどうかと思えます。もちろん、新しい施設ができればよいのですが、財政上が許すまで廃校舎とか空き教室、あるいは空き家、空き店舗などを利用すれば少ない予算でつくることができると思えますけれどもどうでしょうか、教育長の答弁をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目、観光の振興についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町における観光は農業、商工業とともに重要な産業と位置づけをしており、十勝岳連峰初めとする豊かな観光資源を多く有しております。私といたしましても、これらの豊かな観光資源を生かし、国内及び国外から多くの観光客が訪れていただけるよう、次の2点中心に観光振興を図ってまいりたいと考えております。

まず1点目として、国内での観光は団体旅行から家族やグループなどによる個人旅行が多くなってきており、これのような方々に対して農商工連携を強化し、地場産品を活用した特徴ある上富良野と豊かな観光資源を積極的に、かつ効果的にPRし、上富良野の知名度の向上と来訪者の増加を図っていくことが必要と考えております。その一環として見晴台公園の改修も位置づけているところであります。

2点目として、アジア圏を中心とした外国人観光客の誘致に向けましては、上富良野町単独ではなく、富良野・美瑛広域観光推進協議会等により、沿線各市町村との連携を強化しながら、地域一体となった振興策を図っていくことが重要と認識しております。

最近の傾向といたしましては、東南アジアを中心とする海外旅行者は宿泊数ベースで大きく増加して

おりますが、他方、国内旅行者が減少している状況が見受けられます。

閑散期と言われます冬期間の取り組みを含め、1年を通した国内旅行者の新規開拓、リピーターの確保が入り込み数及び宿泊数の増加のかぎを握っているものと考えられます。

このようなことから、緊急雇用創出事業にかかる上富良野の冬の食と温泉体験観光発信事業は、入り込み数が減少する冬期間の新たな観光資源の発掘と既存の観光資源を生かした上富良野町の食と十勝岳温泉を組み合わせた観光ルートの企画と発信を行い、今後の滞在型観光及び通年型観光に向けた取り組みに反映させていけるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員2項目目の文化施設の整備についての御質問にお答えをいたします。

町民の文化活動により、制作された作品の発表の場としましては公民館や社会教育総合センターはもとより、保健福祉総合センターかみん等、公共施設を御利用いただいているところであります。

現在、アマチュア画家の方々が制作された絵画を展示される場合も文化活動の一つとして認識しており、通常の施設利用、貸し館の中で期間を決めて実施していただいているところでございます。

また、教育委員会では個人やサークルの展示機会の場として小さな美術館と名を打ちまして開催しております、社会教育総合センターラウンジを会場として多くの方々に御利用いただいているところでございます。

これら一定期間の展示機会を設けておりますことと、常設展示については絵画の所有者、あるいは関係者の方がみずから対応するものだと考えますことから、アマチュア郷土美術館の建設につきましては、現在のところ想定しておりませんので御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 10月の下旬に書店でこういう本を求めてきたのです。「合田一道著・北海道地名の謎と歴史を訪ねて」という本なのですが、この最終章の10章に三浦綾子さんの泥流地帯について、文学ゆかりの地を歩くということで、三浦綾子作、泥流地帯が紹介されているのですけれども、何とこの表題が南富良野三浦綾子作、泥流地帯となっているのです。この最後にこういうことが書かれているのですけれども、実は筆者は当

時、新聞社に勤務し、この作品の編集担当を努めた、取材にも同行した、小説の舞台となった南富良野町には今、泥流から立ち上がった人々の努力を移すように豊かな緑の大地が広がっているというふうに書かれています。

これらを読んで私は愕然としたのですけれども、この高名なノンフィクション作家の認識がこの程度なのかと、そして上富良野の知名度がどうなっているのかなというふうを考えて、早速、出版社のKKベストセラーズに抗議の手紙を出したのですけれども、翻って冷静になって考えてみますと逆に十勝岳の景観の美しさは上富良野というPR努力が我々に足りなかったのではないかなというふうな反省をした次第です。

そこで、これからはあらゆる機会、組織、団体のつながりを利用してより一層PRしなければならないというふう考えたのですけれども、こと大雪山国立公園観光連盟を脱退しました。これはなぜ脱退したのか、その理由をお聞かせしたいのと、それから昭和60年から続けてきたラベンダー結婚式がここにきて中止されています。その理由がどうだったのかちょっとお聞かせを願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の観光行政についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、御質問にありましたその本に記されております泥流地帯の地名等の云々については、その書かれた方がどういう認識だったのかということは私は推察できませんのでコメントはできませんけれども、上富良野町の知名度のPRということについては、これからまだまだ現在も行っておりますが、まだまだ積極的にこれはどちらかと言えば全国、全道の観光地がそれぞれサバイバルをしているという状況でございますので、これは十分、意を用いてPRをしていきたいと、重複しますが、そういったことで見晴台公園が果たす役割は大きいということで、今回、そういう計画も出していただいているということをまずお答えさせていただきたいと思っております。

それから、大雪山観光連盟をこのたび退会させていただいたということにつきましては、既に議員御案内でしようが、富良野、美瑛地域の広域観光圏が国におきますピジットジャパンに指定されておまして、第1号で指定されております。むしろ、非常にその大雪山との関係での事業の中身が非常に余りにも広範でありまして、上富良野の存在をその中で生かしていくということは、なかなか効果が出てこないという過去の経験から、そういう結論に至りまして、このたび退会をさせていただくということに

なったわけでございまして、むしろ直接、この富良野圏域にかかわる協議会がございまして、そちらのほうに力点を置くことのほうが得策だということで今日そういう選択をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 10番和田議員のラベンダー結婚式の取りやめ等についてでございますけれども、基本的には議員御承知のとおり、花と炎の色彩まつり等のイベントの中の一つとしてラベンダー結婚式をこれまで実施をしまいいりました。ただ、運営自体の中で当然、ラベンダー結婚式の費用と、それから対効果等を含めてそれぞれ担当している商工会青年部ですとか、そういうところの判断の中で中止をしたというふうに今、聞いているところであります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 大雪山国立公園十勝岳は言うまでもなく大雪山国立公園の中の一つだと思いますけれども、その連盟やはりあらゆる組織というか、ルートを通じてやはり上富良野をPRしていくことは必要だと思うのです。わずか17万7,000円の負担金が軽減するために私は脱退したのではないかなというふうに考えるわけなのですけれども、それからラベンダー結婚式なのですけれども、今はありきたりの結婚式ではない、思い出に残る結婚式にしたいという若いカップルはたくさんおられると思います。

実は、私の上富良野八景に指定されている私の牧草地でことしの夏、結婚式を挙げているカップルがあったのです。ちょっと忙しい時期で本人たちと話をする機会はなかったのですけれども、明らかに結婚式の衣装をした2人と、それから数人の家族でしょうか、友達でしょうか、そういうことがあったのです。

ですから、やはりそういうラベンダー結婚式のようなことを望んでいる人はたくさんおられると思いますし、その方たちがやはり何年後かに子供たちを連れてまた上富良野へ来るとか、また、その地域で上富良野のよさについてPRをしてくれるとか、そういう期待もあるかと思えます。そういうことで、お金とか労力を惜しんでいて縮小しては、僕は先細りになると思うのです。

そういうことでぜひ、再考をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の観光行政

につきましての御質問に再度お答えさせていただきます。

まず、先ほどお話のありました大雪山観光連盟、ちょっと名称は正確ではございませんが、それに関しましては退会させていただきましたということは、もちろんその経費を意識していなかったということになると、それはそうではないかもしれませんが、いずれにいたしましても私が体感し得る限りでは非常に事業の活動として上富良野町に効果を十分期待できるような活動ではなくて、むしろ例えば私の印象では東川町さんだとか、上川町さんだとか、旭川市だとか、そういった大雪山に接しています、そういった地域に力点を置いたような活動に私は見受けられまして、退会を申し出たところでございますが、特に異論もなく、ああそうですか結構ですよみたいな感じでお返事いただきましたので、やはりそういう感じの認識だったのかなということで受けとめております。

繰り返しになりますが、やはりこの地域は地域で組織しております協議会にまず力点を置くというふうに考えているところでございます。

それから、ラベンダー結婚式につきましては、商業ベースである日の出公園を来て写真を撮られたり、そういったことはたまたまあるというふうに伺っております。その町が行いますイベントの中での結婚式の位置づけにつきましては、現在、行われていない経過につきましては担当からお答えさせていただいたとおりでございますが、今後、そのイベントを企画する中で、和田議員がお話のようにそういう効果をもたらすということが皆さんの認識の中で共有できますれば、それは再開することはやぶさかではございませんので、ただ御質問の中でありましたように、お金と労力を無制限に使えるという状況ではないということは御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 60歳のラブレターという映画のロケがありましたけれども、あれも多分、上富良野の日の出公園でラベンダー結婚式をやっていたということは、私はあそこをロケ地を選んで理由ではないかなというふうに思うわけです。

そのことはいいとして、私は上富良野の観光をこれから伸びしろがあるとしたら、グリーンツーリズムとフットパスではないかなというふうに思います。

それで、先日、旭川市グリーンツーリズム推進会議主催によるグリーンツーリズム農家民泊の講習会に参加してきたのですけれども、旭川はもう既にそ

のことに一生懸命取り組んでいるのです。長沼町のグリーンツーリズム推進協議会の会長である、町長も知っておられると思いますけれども駒谷さんが言っていたのですけれども、長沼町では年間4,000人以上の都会の学校の生徒の修学旅行生を受け入れて、そのことによってわずか数日の民泊なのですれども生徒が明るくなったり、それから農家が元気になったりという、いろいろな変化が生まれていると、そして現在、第3の作物になりつつあると、第1は稲だと思うのですけれども、第2がちょっと小麦だったかどうかちょっとその辺確かめてこなかったのですけれども、その第3の作物になりつつあるということを言っていたものですから、僕は今度そのグリーンツーリズムを積極的に取り組んでいってはどうかと思うわけです。

上富良野では、修学旅行生だけではなく、一般の人を対象にしたグリーンツーリズムを大いに景観とか、農村、田園風景などを利用して可能だと思わけるのですけれども、上富良野の民宿経営者の多くはそれだけで経営が成り立たず、アルバイトをしながら経営を続けているようなのが現状だと思えます。

そんな民宿と農家、温泉、自然景観、文化施設などを結びつけるビジネスモデルを作成することによって、町がそれにちょっと応援してあげることによって民宿が元気になると。宿泊施設が元気になるということは、それだけ宿泊者が上富良野に来ることになるので、滞在人口がふえるということですので、町のメリットにもなるかと思えます。そういうことで、グリーンツーリズムを大いに推進していただきたいと。

それからもう一つはフットパスなのですけれども、これもつい最近発行されたダイヤモンド社の本なのですけれども、そのフットパス、ベストコース北海道という本の第1番目に上富良野千望峠パスが紹介されているのです。やはり私はこういうチャンスというか、こういうタイミングを利用して大いにフットパスを町外に発信していくべきではないかと思うのです。

今、上富良野で始めたフットパスが近隣市町村にすごく広がっていています。例えば、旭川とか南富良野は首長が上富良野に来てフットパスを歩いて、その推進に先頭になって頑張っております。町長はフットパスのコースを歩いたことがあるかどうか、そのグリーンツーリズムとフットパスをぜひ前面に押し出して推進していくことが上富良野の観光の振興にもつながるかと思えますので、町長の意見をお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の観光にかかわります質問にお答えさせていただきます。

ただいま具体的にお話しいただきましたグリーンツーリズムも農水省で今、大変、農水省、あるいは国交省も含めて、大変これからの期待できる分野だということで力を入れている実態もございます。

さらに、先進事例でお話しいただきました長沼町の事例等についても、駒谷さんと私、面識ございましてお話を聞かせていただいたこともありますし、また長沼町長ともお話をさせていただいたこともございますが、相当程度年数を経過して今日に至っているというような、非常に努力のされた町であるというふうに認識しております。

私もそういうことが事業化できないかというようなことは考えたこともございますし、今も脳裏にはございます。特に、グリーンツーリズムにつきましては、私なりの考えといたしましては、なかなか今、農家の方々が人を泊めるということ、宿泊をしていただくということに非常になかなか抵抗感があるというところから、農業体験、あるいは農家体験は農家の方に担っていただいて、宿泊部分については民宿をされている方々と、そういうリンクをして、そういうことで一つ試みをしてはどうでしょうかというようなことで、私個人的に提言させていただいたこともございます。

しかし、農業者については農業体験ですから、そう違和感はないと思えますけれども、民宿経営者の中ではうちに来てくれるならいいけれども、よそに行くのでは協力はちょっとできないというようなことで、非常にハードルが高いということで現在、立ちどまっている実態でございます。それが町がどの程度関与すればいいかということは、なかなか難しい問題でございますが、私はビジネスチャンスとしては大いに魅力を持っております。

それから、もう一つ御提言がございましたそのフットパス等につきましても、上富良野がそれだけ観光資源としてそういったものを持ち合わせているあかしでございますので、さきの村上議員の御質問にもございましたけれども、上富良野がそういう観光資源をこれからどのように経済の観光事業の活性化に生かしていくかということは、まだ本当に私としては緒についたばかりだと、これからどうやってそれを具体的に生かしていくかということをごさう方から御意見もいただきたいと思えますし、知恵を出して今、和田議員から御提案ございました方法も一つの方法として理解もいたしますし、まず根っこの話を皆さんとともにこれからもさせていただきたいなということでございまして、個々のプランについてはそういった過程の中でまた詰める機会がある

のではないかなというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 続きまして、観光の推進に大切なことは私たち町民一人一人が町内の観光施設をもっと利用して自然景観を再認識して、上富良野のよさを改めて体験することによって、一人一人が町外に出かけるときには観光大使となって町をPRしていくと、そういったシステムをつくっていただきたいと思うわけです。

次の質問に移りたいと思いますけれども、2項目目の文化施設の整備についてですけれども、突飛な質問だったのでこのような答弁になったのかなというふうに思いますけれども、毎年、開催されている文化祭での展示作品の中にはそれぞれの分野での力作があって、私たち町民の目を楽しませてくれることは皆さん御承知のとおりでありますけれども、それらの作品のうちまず美術作品を町の文化的な財産として寄贈してもらい、常設展示をしながら永遠に残していこうというのが私の訴えるところで、多額の予算を必要とするものではないので、例えば空き店舗を改装してこれに充てるならば、少ない予算で空き店舗対策と一石二鳥の効果があるかと思えます。

その他の空き店舗のシャッターなどには、例えばトリックアートを描いてもらって、町の民間が開設する幾つかの美術館とあわせて東川町が写真の町として全国に知られているように、上富良野が美術の町、美術に関心の高い町として発信していくならば、町のイメージアップにつながるかと思えます。

毎年、多額の不用額が残されて繰り越されていますけれども、また、計算違いなどで不用なる予算が多額に今回も出されたということで、それだけの予算があるならこれまで見送られてきた文化施設の充実に年次計画的に少しずつ整備してっていくべきではないかと考えるのですけれども、教育長はいかがでしょう。

議長（西村昭教君） ただいまの質問の答弁につきましては、午後より始めたいと思います。

昼食休憩といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の和田議員の質問に対して、答弁を行います。

教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど、文化的財産という形の観点から、そういう施設的な対応を図るべきというお話もされてございますけれども、我々といたしましても文化活動に対していろいろな部分でアマチュアの活動の方々がいろいろな各分野でいろいろな事業の展開をしてございます。

そういう中で、我々としてもその文化活動に対しての意義というものを十分に図りながら、我々としたしましてもその一つの発表の場として対応を図っていただいているという状況でございます。

文化関係といいましても、かなりいろいろな部分で広がってきてございますので、そういう面での推奨といいましますか、励みに対して対応していきたいというふうに考えております。

それで、先ほど申し上げました個人的な財産的な物もございまして、その一つがやはり地域の皆さん方の力添えでそういうものを支えてあげることも一つの我々としての役割かなというふうに判断してございます。

とりあえず、先ほど申し上げましたようにアマチュア郷土美術館という形の中で、今、先ほど申し上げましたが想定はされてございませんので、いろいろな文化活動の発表の場として大いに我々とも力を注いでいきたいと、応援をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 私は同窓会やPTAの活動で学校の教職員の方とおつき合いすることがこれまで多かったのですが、上富良野に赴任して来る人たちは一様に上富良野のことを絶賛してくれます。

ですけれども、将来とも住んでみたいという人はほとんどいません。この春、私の友人も1人去っていったのですけれども、それは知的欲求を満たしてくれない町の文化に対する理解の低さも一因かと思うのです。

また、高齢化時代を迎えて体が思うように動かせなくなっても、文化活動は心のよりどころとして高齢者の支えとなるはずなのです。

それで、移住定住対策を推進する上からも、また高齢者対策を推進する上からも文化施設の整備は重要だと思えるのですけれども、もう一言答弁お願いいたします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の御質問

にお答えをさせていただきたいと思えます。

本町に住みたい、欲求の部分を満たしてくれないのが文化活動だというふうなお話にとられた部分もあるのでございますけれども、我々としても町を活性化するためには、いろいろなやはり部分の対応が図るべきだというふうに思えます。

移住、定住、それから高齢者対策についてはまだ、その文化活動と直接といえますか、そのかわり方というのはあるかと思えますけれども、そういう部分につきましても我々の一つの観点といえますか、そういう部分での対応の仕方というのはいろいろな方法があるのかなというふうに思えます。

一つ、和田議員がおっしゃるように、一つのそういう美術の発表の場所、常設展示の場所という一つの考え方もあるかと思えますけれども、それ以上のものに我々としてもまずそういう活動に対してのその場を設けることが一つかなと、それはやはり発表の場であり、やりがいのある場であるというふうに我々も認識してございます。

将来的にどういう考え方、動き方になるかわかりませんが、現在のところはそういう部分での対応の仕方で行いたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番和田昭彦君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君の発言を許します。

5番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました8点について質問し、答弁を求めたいと思えます。

第1番目には、公営住宅の維持管理について伺います。

公営住宅の建てかえ計画が今、進められようとしております。その対象としては、西町、扇町、泉町南団地の建てかえが平成24年度から順次行われようとしています。

またこの間、入居者に対しては建てかえに向けた事前のアンケートも実施されました。その結果については、今後、公表されるものと考えています。

公営住宅に建てかえに当たっては、入居者の人たちがどのような要望、意見を持っているのかを聞きながら建てかえを進めるということが手順であると考えています。

さらに大事なことは、団地に入居している人たちが今後も安心して暮らせるような居住空間をどのように確保するかということが今、求められているというふうに考えます。

この間、独自の聞き取り調査の中で、入居者の方から次のような声が聞かれました。高齢なので建て

かえによる移転、移動は大変、部分的な改修だけでもよい、あるいは高齢化に対応した集会施設、地域デイサービスなどの複合型の施設の併設を望む声、また独身者や子育て世帯が住めるような、そういった住宅、さらに改築後の家賃が上がるということに対する不安など、さまざまな要望や意見が聞かれました。

そこで次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、団地の建てかえ計画に向けての住民説明会はどの時期に実施されるのかお伺いいたします。

二つ目には、建てかえが予定されている西町、扇町、泉町南団地の入居者へのアンケートが実施されましたが、その回答の中には部分的な修繕や建てかえを望む声、建てかえ後の家賃がどうなるのかという不安の声など、さまざまな要望、意見が寄せられていると考えますが、その結果と内容の公表について今後どうされるのかお伺いいたします。

三つ目には、当然、建てかえによって公営住宅の利用料が上がるのではないかとこの声があり、安い、低い年金で本当に家賃が払えるかどうかという不安の声がありますが、こういう部分ではこの間、期限付きの6年間の限度で家賃の減免制度を使っておりますが、しかしこれだけではもう既に超えられない部分もあるのではないかと考えます。

一定の目安となる家賃減免の制度をきちっとつけて、恒常的な対応が望まれると思えますが、この点についてもお伺いいたします。

4番目には、高齢化に対応した集会施設等、デイサービスなどの複合施設の考え方についてであります。

今、高齢化という状況の中で三度の食事が大変だという方もたくさんおられます。そういう意味では、先進地では既にこういった住宅団地の中にデイサービス、あるいはそれに似たような施設を併設して、そこで食事がとれるなど、多種多様な制度の取り組みを実施しているところがありますが、この点についてお伺いいたします。

5番目には、公営住宅の環境改善を進めるということ、修繕などの維持管理費の増額が当然、必要だと思います。町においては、毎年、維持管理費の費用を計上しておりますが、しかし潜在的にもっと水周りや水洗化をしてほしい、壁の汚れを何とかしてほしいという、細かな要求もたくさんあります。

そういう意味では、修繕の予算は計上されておりますが、実際そういう状況にかなった予算の計上なのかという点でも問われていると考えます。

また、公営住宅法の第1条には、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足り得

る住宅整備を進める、こういうことがきっちりと掲げられております。

これに基づいて、地方自治体は修繕や維持管理を行っているものと考えますが、この点についてどのように対処されるのかお伺いいたします。

二つ目には、介護施設について伺います。

町の介護保険事業では、平成31年までの人口推計は1万756人となっています。65歳以上の高齢者は3,458人で、高齢化率は32.1%、平成18年の22%を超え、介護認定者数もふえるという傾向にあります。

町の人口も既に1万1,700人台に入るという状況の中で、急速な高齢化が進みつつあるということが今、課題となってきています。そういう意味では、介護予防が実施されたとしても、虚弱な高齢者がふえる傾向にあるということは当然、予想されます。

老後を安心して暮らせるようにするためにも、在宅介護の充実は当然であります。特別養護老人ホーム、認知症対応型のグループホーム、小規模多機能型の居宅介護施設などの確保や充実は今後、欠かすことのない課題となってくると考えられます。町長は、この点についてどのようにお考えでしょうか。

この間、私の質問に対しては、その必要性を見ながら、見きわめながら対応、検討したいと述べておりますが、どのようにこの間、協議、検討されているのかお伺いいたします。

次に、地域包括支援センターの問題についてお伺いいたします。

地域支援事業の一つとして、地域包括支援センターが担う役割と業務が決められております。一つ目には、特定高齢者の介護予防、二つ目には相互の相談や権利擁護の事業、三つ目には包括的な継続的マネジメントを進めるということでもあります。

これらの事業を統括したのが地域包括支援センターとされています。高齢化に伴い、その介護に関する相談から始まり、高齢者の実態調査や数多くの家族関係の相談など、その相談が多種多様になり、複雑になってきているという状況もあり、当然、専門的な知識が相談に答えるためにも求められているという状況だと考えます。

高齢化している社会の中で、その包括センターの役割はますます重要になってきているということは言うまでもありません。

もう既に、先進的な地域では、社会福祉士の配置を行い、その総合的な相談、権利擁護の充実のためにも、社会福祉士の配置を行って、窓口の充実を行っている自治体も既に現れてきております。

社会福祉士というのはどういう内容の仕事をするのでしょうか、それは精神福祉士と、また介護保健福祉と並んで介護のスペシャリストという形であり、社会福祉の全面的な支援をするという大切な役割を担っています。そこには当然、信頼、安心して相談や助言、援助を受けられるような、大切な役割を担っているものであり、そういった意味では上富良野町においても今後、これからの高齢化や社会になじめるように安心して多くの方々が高齢者の人たちとも、一般の人たちともかかわりを持って暮らせるような、そういう意味でも社会福祉の配置というのは必要になってきていると思いますが、この点についてもお伺いいたします。

次に、日中一時支援について伺います。

日中一時支援は、障がい者や障がい児がその能力、適正に応じて自立した地域生活や社会生活を営めるように実施しているという事業であります。町においても利用者の負担軽減などの努力も進められております。

しかし、この間、利用者の利便性と同時に、その利用者を支援する事業所の運営を今後とも継続してできる、そういう支援体制の強化ということも当然、伴うことは明らかです。

しかし、町においてはまだまだその部分は始まったばかりということもありますが、不十分な点が見受けられます。隣町の美瑛町、中富良野町、富良野市と比べてみると、事業者に支払う単価が低く抑えられているという状況になっているのが実情であります。

例えば、4時間未満の算定額は町では1,230円、4時間以上では2,450円と設定されていますが、これでは採算が合わないという状況にあります。

美瑛町では4時間未満、2,000円、それ以上については4,000円、また同時にその他の加算額があり、一定の工夫がされ、利用者にとっても事業所にとってもともに利用する側、運営する側による形の中で運営のあり方の工夫がされているという状況が見受けられます。

そういう意味では、町においても事業者に支払う単価について再度、検討を加えることが必要だと考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、住宅のリフォーム制度について伺います。

この間、何度となく住宅のリフォームの補助制度の実施を検討すべきだという質問を行ってききましたが、実現に至っておりませんでした。しかし、景気が低迷する中で、今、地域経済の刺激策として住宅のリフォーム時における補助制度を実施する自治体がふえてきております。

平成22年度の現在では住宅のリフォームをしている自治体が44自治体、隣町の富良野市、あるいは南富良野町でも実施しています。また、省エネルギーを対象にした住宅改修についても31自治体が発行しているという状況にあります。

そういう意味では、今、このような制度を使っていかにも町の経済を刺激するかということ、これが町においても求められています。町の人に至っては、住宅の他の町村でも行っているような改築に当たっての補助制度があれば、それを大いに活用したいという方もたくさんおられると同時に、事業者にとっても近年、公共事業や不景気の中で、なかなか新築の住宅が建たないという状況の中で、少しでもこのリフォームの補助制度を使って仕事がふえればという期待の声があります。できないというだけの答弁では、当然もう理解が得られないでしょう、また時の流れにも乗れないということは明らかであります。

この事業を実施することで、町の経済を刺激し、雇用やあるいは需要の拡大に結びつけるような行政の役割というのが今、町に求められていると思っておりますが、この点について考え方を伺いたします。

次に、子供の医療費の無料化枠拡大について伺いたします。

子供の医療費の無料化枠の拡大に向けた検討をすべきではないかという質問を幾度も行ってきましたが、いまだに実施はされておりません。部分的には3歳までの子供さん、非課税世帯を対象にした、そういった子供さんを対象にしておりますが、今、他の自治体では中学校卒業、あるいは小学校の卒業するまでのという形の中で、医療費の無料化を拡大するという動きがあります。

その背景には、地域の子育て支援や定住化対策の一環としてもどんどん広がりを見せるという状況になってきています。よく費用がかかるという話がありますが、社会コストを考えた場合どうでしょう、早めの治療で予防につなげれば、その分だけ医療費の負担の軽減にもつながるわけですから、それを考慮すれば費用負担が重過ぎると言い切れない部分もあるのではないかと私は考えております。

もう既に、中富良野町、比布町でも実施され、聞きましたら多くの皆さん方から歓迎されているという形です。財政は大変だけれども、行政の判断、町長やその自治体の判断によって、それをきちっと制度化しているという点で、上富良野町と全く違う制度を行っているというのが実情であります。

次に、信号機の設置について伺いたします。道道吹上線と東一線交差点に手押信号の設置を

という声があります。信号機等の設置に関する要望はどの地域からも数多く出されております。この間、道に対しても要望してきましたけれども、道道吹上線、東二線交差点の信号機が数年もかかってようやく設置されるという状況でありますから、そう簡単なものではないということは明らかであります。

しかし、この路線は車両の往来が多く、子供たちの通学路であると同時に多くの住民の人たちも生活道路として利用しているところであります。車の往来も多く、車道を横断するのが本当に大変だという声も聞かれます。保護者も学校や塾の行き帰りには、近くの信号を利用するようにと子供に話しているようではありますが、今後の対応について伺いたします。

次に、小中学校の耐震後の対応について伺いたします。

各小中学校の耐震診断が終了しましたが、今後、計画的な補強、改築に向けた改築計画も実施されようとしておりますが、上富良野小学校などは特に老朽化が激しく、安全上からも早期にも改築に向けた対応が待たれているというのが実情だと考えます。

この点についても、今後、どういう手順を踏んで学校の改築、補強が進められようとしているのか、町長及び教育長について、以上の問題について答弁を求めるものであります。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の公営住宅維持管理に関する5点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の建てかえに向けての住民説明会についてであります。町営住宅の新規建設は議員御存じのとおり、本年度は富町団地の9号棟建築本体工事が終了し、平成23年度は駐車場と外構工事を残すのみとなっております。

また、平成23年度には公営住宅長寿命化計画、この計画につきましては平成23年から平成32年を期間としております。さらに、上富良野町住生活基本計画を策定して、これらに基づき西町、扇町、泉町、南団地の将来計画がお示しできるようになった時点で、順次、入居者の方々への説明会を開催していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目のアンケート結果の公表とその内容についてですが、ことしの4月末に西町、扇町、泉町、南団地内に入居されております233世帯の方々へ今後、建てかえを望まれているのか、また、現状のままでもいいのか、あるいは建てかえ希望者の希望家賃などのアンケート調査を実施いたしました。

アンケート結果につきましては、回答していただきました皆さんへその内容を配付させていただきたいと考えております。また、アンケート結果の概要につきましては、高齢化、独居化が進んでいる傾向となっております。また、建てかえを希望する世帯と建てかえを希望しない世帯はほぼ同数で、特に若い世帯は建てかえを希望し、高齢者の世帯は建てかえを希望されてはおりません。

さらに、家賃が上がった場合、支払いが高負担となる世帯も多くなることが推察され、建てかえ計画はこれらのことを十分、考慮しなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3点目の家賃の軽減対策についてであります。建てかえして再入居した場合の家賃の軽減につきましては、現行の公営住宅法では6年間の激変緩和措置を講じるとされておりますので、このルールに基づいた処置を講じてまいりたいと考えております。

4点目の高齢化に対応する地域サービスの複合施設の考えについてであります。現状において特にそうした併設型の町営住宅を建設する計画はございませんが、他市町村においては入居者が高齢化しているという観点から、町営住宅に併設して地域サービスの複合施設を建設している自治体もありますので、平成23年度に予定しております上富良野町住生活基本計画の策定におきましては、検討課題の一つであると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に5点目の維持管理費の増額の必要性についてであります。入居者が退居した後、新たに入居者を募集することから、都度、入居に必要な部分の室内改装を行っております。老朽化した団地におきましては、床が抜けるなどの状況もありますが、年間590万円の予算をもって管理させていただいており、通常の範囲内の修繕はできておりますので、例年どおりの予算措置をさせていただきたいと思っております。

また、屋根、外壁塗装などの大規模な修繕などは平成20年度に策定いたしました公営住宅修繕計画に基づき整備をするとともに、緊急やむを得ない修繕につきましては、その都度、補正対応をまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の介護施設についての御質問にお答えいたします。

本町におきましても、高齢化が進展し、高齢者の増加が見込まれますが、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して生活を営んでいただくためにも、介護予防に重点を置くとともに、適切な在宅介

護サービスを提供していくことが大切と考えております。

御質問の本町における特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設につきましては、要介護者に対する充足は町内に十分確保されているとは言えませんが、近隣の施設の利用を図りながら高齢者のニーズにこたえている現状にあります。

今後の介護施設の利用見込み数等につきまして、現在、本町の要介護者の動向を勘案しながら将来設計の作業を進めているところでありまして、平成24年度からの第5期介護保険事業計画では、本町の介護施設別の利用者、利用見込み数も盛り込んでいけるよう考えておりまして、これらを通じて将来の介護施設整備等につきまして方向性を具体的に示すことができるよう取り組んでまいります。

次に、3項目目の地域包括支援センターについての御質問にお答えをさせていただきます。

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすことができるよう、総合相談支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を主な業務といたしまして、包括的にかつ継続的な支援を実施しており、重要な役割を担っているところであります。

御質問の社会福祉士の配置についてであります。国の基準では第1号被保険者が一定数を超える地域に配置することとされておまして、本町においてもその基準に近づいてきていることと、加えて高齢化の進展により、時には緊急な対応が必要なケースや複雑化している困難事例が多く発生する傾向にありますことから、地域包括支援センターの体制を強化する観点からも、社会福祉士の配置に向け現在、配置時期などの具体的な検討を進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の日中一時支援に関する御質問にお答えさせていただきます。

現在、本町の障がい者に日中一時支援サービスを提供するために、町と日中一時支援事業を行う事業者が委託契約を結びまして、その契約に基づき利用実績に応じて事業の実施にかかる算定額を町が支払う仕組みとなっております。

町では、この事業の実施にかかる算定額につきまして、介護保険事業における短期入所サービス費による利用料金を基準に3段階の時間区分を設け、さらに障がい程度区分ごとに設定をしております。

御質問の町が事業所に支払う算定額につきましては、近隣町村と比較すると定額となっていないため、一部低く設定されている状況にもあります。この間、各事業所が日中一時支援サービスを提供するに当たりまして、障害程度区分の違いや利用者が少

人数のときなどは、算定額に比べまして事業所のサービス提供コストのほうがかさむ場合もあるという課題も見えてきていることから、今後、事業内容の実態を見きわめた上で十分検討を行い、次年度の契約時からは事業所の経営実態を、運営実態を反映した額を策定値とするよう改善してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の住宅リフォーム助成についての御質問にお答えさせていただきます。

議員からは、かねてより幾度か同様の御質問をいただいております。そのお答えの折には一般的な住宅機能の復旧や現状機能を高めることを目的とした増改築につきましては、制度的な助成は難しい旨を申し上げてまいりましたが、さきの村上議員にもお答えさせていただきましたように、今般、省エネルギー、新エネルギービジョンがそろって作成されますことから、その実行を上げることを目的とし、上富良野町としての住宅リフォーム助成制度を具体化するよう現在、制度設計を進めているところであります。

既に国や道などで進められております住宅リフォーム関連の諸制度が当町においては十分普及している状況にはないと見受けられることとあわせて、この制度も実施期間の終了が目前に迫るものや、あと一、二年間と限定されているものが大半でありまして、国民からも延長とさらなる充実の声があるということも聞かれ、既存の制度の延長を期待するとともに、町の制度としてはこの活用を念頭に置きながら、町独自の省エネルギーや福祉対策なども付加したものを基本として、さらに議員御提案の地域振興についてもつながりを考慮した内容として、近い時期に具体的な案をお示しできるよう取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目目の子供の医療費無料化枠拡大に関する御質問にお答えさせていただきます。

乳幼児等の医療費助成につきましては、北海道医療給付事業と連携して、給付対象者を拡大しながら助成措置を講じているところであります。町単独事業として平成20年10月1日から、3歳未満児と住民税非課税世帯の3歳以上、就学前児童の初診時一部負担金につきましても町が助成して、完全無料化し、子育て世帯の医療費の負担軽減による子育て支援策を進めているところであります。

さて、議員御質問の子供の医療費無料化枠拡大については、本年6月の第2回定例議会におきましてお答えさせていただいておりますが、今後のまちづくりにとって重要な課題であると私も認識しておりますが、小中学生の医療費を完全無料化した場合に

は、多額の財源を必要とすることから、現在の医療費軽減対策の終了期限が平成23年9月30日までと規定しておりますので、この3年間の取り組みの成果を踏まえまして、さらに国などの子育て支援策の動向も見きわめながら、今後のあり方について十分、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、7項目目の信号機の設置に関する御質問にお答えさせていただきます。

町内におきます交通安全施設の設置要望につきましては、毎年度、4月中旬に開催されております生活安全推進協議会の総会におきまして、その内容を説明するとともに、皆さんから御意見をいただき、意見集約を行いまして、生活安全推進協議会ともども富良野警察署へ要望を行っているところであります。

今年度の要望の内容は、信号機の設置が6カ所、信号機の移設が1カ所、規制標識の設置が3カ所となっております。議員からの御質問の箇所につきましては、今年度の要望には入っておりませんが、今後、地元の意向を聞くとともに、各住民会長からの要望を取りまとめまして生活安全推進協議会において、設置について検討をしていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢議員8項目目の小中学校の耐震診断後の対応についての御質問にお答えをいたします。

本年、11月末において耐震診断が必要な小中学校5校の診断が終了したところです。診断の結果につきましては、西小学校体育館、上富良野小学校校舎3棟、上富良野中学校校舎2棟、東中中学校校舎の耐震性能が不足しておりました。

この結果を踏まえ、耐震度の低い学校施設から平成23年度を初年度とし、早期に耐震対策が図られるよう取り進めてまいりますので御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 公営住宅の維持管理についてお伺いいたします。

アンケート調査については、当然のごとく公表されなければなりません。また、同時に住民説明会についてもその時期が来ればということでもありますから、そうだというふうを考えております。

次にお伺いしたいのは、やはり今後、高齢化という形の中、あるいは幅広く公営住宅の環境づくりというのは今、問われていると思います。安心して住

める社会をどう地域でつくるかということが全国的にも、あるいは上富良野町にも求められてきているというふうに思います。

そういう意味では、家賃の減免制度もその一つの制度であり、6年を限度に新築後、減免制度が設定されておりますが、進んだ自治体では一定の所得設定を上限を設けて、その上限を設けてその中で減免制度を収入に応じて進めているという自治体が出てきております。

それは2人で年金8万円ぐらいだとしても、何とかぎりぎりだという形の中で、1万円、2万円という家賃になると、その支払いも大変な状況にあります。また、片方が何らかの事情でやはり1人になってしまうということになれば、またその年金額も当然、半減するわけですから、そういう中で住宅の家賃の支払いというのは困難が伴うという形になっております。

そういう意味では、回答の中にも恐らく家賃に対する不安の声というのは、そういう面からも出てきているかというふうに思いますが、現行の制度にこだわることなく、新たな上限を設けた減免制度をつくる必要があると思っておりますが、この点についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の公営住宅の家賃に関します御質問にお答えさせていただきますが、議員おっしゃるとおりだということで、全く認識は同じでございます。

非常に私自身、苦慮しておりますのは建物は確実に古くなってきています。良好な住環境を保てなくなる時期はもうそう遠くない時期に来ると思っております。

しかしながら、やはりその建設コストは家賃収入をもって対応していくというのは、経過措置はございますが、それは大原則でございまして、では今の建設の様式をフルに備えた住宅に建てかえとなると、当然、高負担になるということは想定できません。

しかしながら、そういう高負担に耐えれないという世帯も多数これから出てくるということも、これもまた推察できるわけでございますが、どういう家賃の設定の仕組みと、あわせてどういう建物の構造と申しましょうか、建設コストの公営住宅を建設していくかということで、大変その気持ち中でせめぎ合いをしているところでございますが、これから今、議員から家賃の上限を設けたというようなお話もございました。

まだ、そこまで具体的な協議はしておりませんが、あらゆることを想定してこれからも住んでいた

だけの方が安心して住んでいただけるような仕組みづくりを私の責任だと思っておりますので、これから皆さん方からさまざま御意見を賜りながら研究してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひその点、十分研究の余地がありますし、大切な要素だと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、高齢化に伴って地域のサービス等の複合施設という形で進められております。今後の、これも課題ということですが、目先にやはり迫った大切な課題だというふうに考えております。

やはり地域でそういう人々を囲んで、やはり安心して住めるような、そういう複合施設という形で今、他の自治体でもできつつあります。

そういう意味では、今後こういった形のこれに同等なものになるかどうかは別としても、若い人たちや高齢者の方々が地域で集まって暮らせるような、そういった多機能型の施設等の併設なども当然、必要になってきている、やはり緊急の課題でもあるというふうに思いますが、改めてこの点について町長は今後、この公営住宅の建てかえにあわせて十分に研究する余地があると思っておりますが、この点、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の公営住宅建設とあわせてのサービスの複合施設等についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、これからの公営住宅の建設計画の中で、サービスの複合施設を備えるという、そういう前提に基づいた計画は今持ち合わせていないということで、まず御理解をいただきたいと思っております。

介護施設全般についての計画につきましては、先ほどお答え申し上げました、次の介護計画の中でどのような必要性があるかということは検証してまいりたいというふうに考えております。

むしろ、私といたしましては、公営住宅を建設することに伴いまして、今、御質問にもありましたように、上富良野町の人口分布とか、あるいは世帯、世代構成が平均的に構成されるような市街地形成の分布、そういったことができるかどうかと、そういうことがむしろ私、大変気にしております、偏った市街地形成にならないように、そういったお尋ねの複合施設等については直接そういう施設ということは念頭に現在置いておりませんが、むしろ人口分布をどういうふうに、市街地形成をどういうふうにしていくかということの中で、また研究をさ

せていただきたいと思いますので、よろしく御理解
お願い申し上げます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） その点については、ぜひ今
後、地域分布ということをおっしゃいましたので、
やはり偏ってはいけませんので、そういった地域に
配慮した空間づくりというのは当然必要だと思いま
すので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、公営住宅の環境整備の問題であります、
仮にその計画に基づいて改築が進められたとして
も、やはり当面、やはり生活していかなければなら
ない一定の時期があります。

今、見ましたら、潜在的に直してほしいという声
がたくさんあります。町も努力されて、予算もつけ
られて直しているわけなのですが、しかしもう既に
壁が本当にかびてすごいという声、子供がぜんそく
になるという声も聞かれます。床も抜け落ちるとい
うことも実際にやはりあります。

そういうことも考えた場合、やはり公営住宅法で
は21条に修繕の義務という形で安心して暮らせる
ための空間、居住地をつくるということが盛り込ま
れております。それで見たら水洗化であったりとか、
実施されていない地域もあります。まだまだ私は
そういうことを考えた場合には、修繕の維持管理
費にかかわる予算を十分、増額してそういう利用者
のニーズにこたえるということも一つの方法だろう
と思います。建てかえるからしばらく待ってくれ
というのでは、やはりこの公営住宅法の環境整備の
この法の精神からいっても大きな問題が私はあると
思います、そういう意味ではきちっとした新築、
改築するかどうか分かりませんが、改築計画とあわ
せて、既存の公営住宅のやはり修繕改善をどうする
のかということもあわせて、計画というものがセッ
トでなければならないと思いますが、そういう意味
では十分予算の増額も図りながら、計画も立てなが
ら、こういう予算をふやすということも方法だと思
いますが、この点についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の維持管理に
かかわります点についての御質問にお答えさせてい
たきます。

議員が今、お尋ねのような緊急的な非常に例えば
内装が非常にアレルギーの方々に健康を阻害するよ
うな、そういう要因が建物が原因だとすれば、そう
いう部分があるとすれば、それはもううんもすんも
なく対応するということは、これはもうしていかな
ければならないと思います。

一方、将来の建てかえ計画があるから、必要以上
に維持管理費を節約するというような発想を持って

の維持管理計画とはなっていないというふうに考え
ております。

ただ、一つだけ御理解いただきたいのは、そうい
う計画が将来あるということで、その維持管理につ
いてもその建物の価値をさらに高めるような大規模
な改修というようなことにつながるような、そう
いった投資は果たして効果が出せるかどうかという
ことは、それは考えながら維持、修繕は行わせて
いただいております。

しかしながら、通常の維持管理の中で対応しなけ
ればならないようなものについては、将来の建設計
画あるなしにかかわらず、これからも適切に管理運
営をさせていただいていこうと思っておりますの
で、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 当然、そこで問題になるの
は、やはり建設計画含めてどうするのかということ
であります、しかし要望の中には水洗化をという
形が聞かれます。

そういう意味では、そういった水洗化についての
部分だけでも当面やれる、やはり予算を計上しなが
らやれる、実施可能な部分というのもあると思いま
す。それは当然、雇用の拡大や事業の拡大にもつな
がるわけですから、それはそういうものも含めて、
やはり水洗化という点でも十分対処する余地が私は
あるというふうに思いますが、この点は町長どのよ
うにお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 既存の公営住宅の水洗化に
ついてでございますが、実は私も担当にそういう環
境整備ができないかというようなことを投げかけた
ことも、私のほうから投げかけたこともあります。

しかしながら、専門の担当にいろいろ試算につ
いてお聞きいたしますと、単にその水洗トイレだけ
の改修に多分とどまらないだろうと、もしそこに手
をつけるとなると当然、土台の部分も、あるいはそ
ういう下地の部分が恐らく相当手を加えなければ、
単純にトイレの部分だけという、そういうことでは
収まらないということが想定されるということから、
先ほど申し上げました本体部分の改修につながるよ
うなことにまで及ぶということになりますと、非常
になかなかそこまで私も踏み切れないと、しかしな
がら水洗化は望ましいことは私も120%理解して
おりますので、その中でもどういう方法があるか
ということは、断定的な考えではなく、どういう方法
が二重投資になったり、あるいは不効率な投資にな
らないような方法がもしあるとすれば、それは今後、
研究して何か結論が出せれば望ましいなと考えて
おりますが、現在のところ残念ながらそういうも

のは持ち合わせていないのが現状でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、やはりそういった部分の切実に求めている声があります。本当に土台はもう大変な状況にありますので、やはり一方でそこもきちっと押さえながら、当面の維持管理をきちっとするということが必要だと思います。

それと同時に、前回、前にも行っていたように、やはり改修に向けた要望というのも出される方もおられるかもしれませんが、出されない方もいるかもしれませんが、もう一度こういったところに要望を望んでいるのかということもしっかり聞くという、そういう要望意見のやはり聞き取りも当然、必要だと思いますが、その点、もっと改善する必要があると思いますが、この点お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

大変、切実な要望であるということは、一方で私も農村部等におきましては合併浄化槽の推進をしているということで、非常にその気持ちの中で矛盾したところあるなど自分では思っていますが、公営住宅に関しましては、現実的にどこまで対応できるかということは、今、即答できませんが、議員からお話ありましたようなお住まいの方々がさまざまな考えをお持ちだということは常に認識しておりますので、担当を通じましてそれぞれ個々にお住まいになっておられる方がいろいろな考えをお聞きする機会を通じまして、できるできないはともかく、まず皆さん方お住まいになっておられる方々の実態だけはきちっとつかんでまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、修繕に至っても臆することなく、きちっと直すところは直すという方針でぜひお願いしておきたいというふうに思います。

次に、介護施設の問題については、今後、この5期の介護保険事業の中で進めるということですから、しかし同時に考えなければならないのは、本当にこの上富良野町の中で単に保険、何が今求められているのかということも含めた中で、この介護施設が必要さが求められる部分がたくさんあるというふうに考えておりますので、この点をきちっと押さえながら、やはり介護現場の意見も聞きながら介護保険計画の中にぜひ位置づけていただきたいというふうに思います。

その点では、まだ2次調査という点でまだまだ十分され尽くされていないところもやはりあると思

います。この点、もう一度、上富良野町においてこういった介護施設等の有無について町長どのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の介護施設についての考え方についてお答えさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたように、24年度からの第5期の介護保険事業計画の中で、私といたしましては将来の介護施設の町内の将来の見通しと施設の必要性と、しっかりとここでは抽象論でなくて、具体的にどういった性質の施設がどれだけ必要かということを具体的に示して、そしてそれに伴って施設整備をそれが公が行うのか、あるいは民間が行うのかといったことは別といたしまして、上富良野町にとって必要な施設のあり方はどうだということは、もう24年度からの5期の計画の中で具体的に示して、それに向けて実際、歩みを進めるといようなことを想定しておりますので、それに至るまでの調査については十分、後で失敗したということにならないように、精度の高い計画にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ進めていただきたいというふうに考えています。

次に、地域包括支援センターの問題ですが、これは上富良野町の地域、介護事業の進捗状況の報告書を見ましても包括支援事業に対するやはり社会福祉士の配置というのは重要視されなければならないと考えております。

権利擁護の問題でも家族からの相談、いわゆる身体的、虐待的な問題、施設内での基本的なケアがしてもらえていないという問題も含めて、多くのやはり要望が多岐にわたって出されているというのが町長も御存じかというふうに思います。

そういう意味では、この社会福祉士は先ほども申し上げましたが、社会とのつながりをやはりエスコートする、あるいはそういった介護や患者さんの皆さん方の身体的な心のケアも含めて行うという意味で、大切なやはり仕事を担っているわけで、こういった将来、上富良野町においても3,000を超えるような、そういった高齢者人口が来るという状況にありますので、そういう意味で早急な対策がいま一度やはり必要、きちっとした配置が必要だと思いますが、この点もう一度どういうふうに対処されるのか、配置されるということを明確にしていきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の介護福祉士の配置についての御質問にお答えさせていただきます。

これは、必要性については今さら説明を申し上げるまでもなく議員が御質問のとおりでございます。職員の適性化計画の中でも、配置を想定しておりますので、この配置につきましては平成23年度の配置になるか、24年度の配置になるか、今、そのそれを最後の詰めをしているところでございます、配置をするということは、この場で約束させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 次に、日中一時支援の問題ですが、この美瑛町においては先ほども言いましたが4時間未満で2,000円、4時間を超えると4,000円で、食事の提供の場合は420円加算、あるいは輸送する時は540円と、一般的に700円の平均的な賃金という形で想定した場合、やはり4時間想定した場合でも2,400円になって、上富良野町のやはり支弁額では事業が成り立たないということが明らかであります。

そういう意味では、この点に改善は当然、必要だと思いますが、この点、改善を図れるかどうかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の日中一時支援事業にかかわります単価設定についての御質問にお答えさせていただきますが、現在、先ほどの御答弁でも申し上げておりますが、金額は低く算定されているというようなことは私も理解しておりますので、次の改定に向けましては近隣町村等の設定値もにらみながら、事業者が安定して事業が行われるようなことのような設定を目指して検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

住宅リフォームについては、明年度から実施という形の方向で検討されているということから、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次、子供医療費の無料化の枠ですが、コストがかさむということから、しかし、社会コストという点では、この介護予防を前提として医療費が軽減されれば、当然、社会コストという点では低く抑えられる部分が私は出てくると思っております。

財政がないと言いますが、しかしこの間、中山間地における農業者に対する支援制度を実施した経過があるわけでありますから、やはりそういった思い切った町長の決断があればすぐにできる話ではありません。

そういう意味では、私は町長の決断次第でこれが実施できるかどうかの、今せめぎ合い、瀬戸際というか、そこにかかっているのだというふうに私は考えています。

隣町の中富良野で聞いても、他の自治体に聞いても財政が苦しいけれども、自治体の長の判断で地域のやはり子育て支援やそういった予防医療に結びつけばという形の中で実施しているということから、私は町長の決断がここで必要だと思いますが、町長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の子供の医療費無料枠拡大についての御質問にお答えさせていただきますが、私といたしましては、この子供の医療費の無料化、あるいは助成の拡充についても一つの子育て支援策の一つとしては、これはもうその価値を認めるわけでございますが、町としては子育て全体の仕組みの中の一つとして、そういう位置づけもございまして、もちろん財政負担ということもありません。

あるいは、今後、国が行おうとしている子育てに対する支援策も今、示されようとしております。なかなか、その行方がしっかりと見えてきておりませんが、そういった制度もあわせて町としてトータル的にどういう子育て支援策がいいのか、そしてその中の一環としてその予防というものも見据えた中で、この子供の医療費の無料化枠というのはどういうふうに位置づけていけばいいかということ、少し幅の広い中での議論で整理していきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、7番一色美秀君の発言を許します。

7番（一色美秀君） 先般通告してございます、新年度に予算編成に向けて2項目の助成事業について、基金より予算の編成をすべきと考えるなどかどうかにつきまして質問をいたします。

まず1項目目、中小企業振興策、店舗の新築、増改築、または空き地や空き店舗を利用して事業を興す個人や団体、会社に対し資金の助成を行い、商店街の活性化と空洞化を防止する。そのためにかかる費用の最大50%を補助、上限を300万円以内に

し、その工事は地元の建設業者を利用することを条件とするもの。

2項目目であります。教育振興策。

(1) 学校、体育、文化活動参加経費負担金の見直しについて、現在、助成対象金額の70%となっておりますが、100%にならないか。

例えば、上富良野中学校陸上部駅伝大会が、もう間もなく山口県で行われます。部員17名で参加するのが、助成対象者は選手9名と引率の先生3名で、主に交通費と宿泊費であります。約130万円でございます。

しかし、実際に助成されるのはその70%、約92万円です。17名の児童生徒負担金は1人当たり約3万8,000円でございます。この中には兄弟で参加する児童もあり、大きな負担をかけております。100%助成であれば、児童の負担金は約1万円となります。来年度に向けての予算編成について十分考慮し、次代を担う子供たちに余り負担をかけないよう検討、改善をすべきと考えますがどうでしょうか。

(2) といたしまして、上富良野高等学校教育振興事業補助について。

上富良野高校吹奏楽部の規模拡大のため、楽器の整備と指導者の確保をすべきと思うがどうでしょうか。

保育所、幼稚園、小中学校と楽器になれ親しんできた子供たちが、上富良野中学校で花開き、4年連続全国大会出場という金字塔を打ち立てました。せっかく育った芽も、地元の高校では受け皿があっても楽器の整備ができていないため、旭川など地方に分散されております。

上富良野高校で活動できる場を整備し、敷いては上高存続のためにも大きな投資はしても決して無駄にはならないと思うがいかがでしょうか。

以上の点について質問をいたします。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、新年度予算編成に向けて基金を活用した二つの助成事業の創設についての御質問ですが、基金につきましてはそれぞれ目的が定められておりますことから、必要な事業展開につきましては新たに予算化していくことになることをまず御理解賜りたいと思います。

まず1項目目の中小企業振興策についての御質問にお答えさせていただきます。

町では、平成13年から平成18年までの6年間において、商店街の活性化を促進することを目的に小売業、飲食業、またサービス業の店舗の新築等

を行う場合、町が費用の一部を助成する上富良野町商業振興事業を実施してまいりました。

この間、31件の新築、増築、改修に対しまして約1億400万円の事業を展開してきたところであります。今後、この事業が商工業者の努力により活性化に向けて成果が生まれてくるものと期待をしているところであり、これらの推移を見ながら商工会などと十分に協議や意見交換を重ねて、よりよい商業振興策を講じてまいりたいと考えております。

なお、議員御提案の活性化策等につきましても、参考にさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長(西村昭教君) 次に、教育長、答弁。

教育長(北川雅一君) 7番一色議員、2項目目の教育振興対策についての2点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の学校体育文化活動参加経費負担金の見直しについてであります。学校体育文化活動参加経費負担金は、上富良野町学校体育文化活動参加経費負担要綱に基づき、町内の小中学校に在籍する児童生徒の体育文化活動の振興を図るため、予算の範囲内において各種大会、参加経費の一部を助成することを目的とし、平成20年4月1日から施行しています。

この要綱策定に当たっては、当時、管内の市町村の実態を調査して検討しており、助成する額については支給対象経費の70%を乗じて得た額以内として決定に至っております。

また、児童生徒の対象人員については、大会要綱等で登録を認められた人員としており、引率者についても参加児童生徒数に応じて基準を定めております。

その他、対象経費についても交通費、宿泊費のほか、参加負担金、練習会場費、引率者の日当についても対象としており、現行ルールで支援を続けたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の上富良野高等学校教育振興事業補助についてであります。高校の選択は入学希望者一人一人が進みたい大学などや将来自分のつきたい職業を見据えて行うものであり、進学あるいは就職などに向けた対策を行うことが最優先と考えております。それを行うことにより、現在の上富良野高等学校の入学者の定員確保が図られていることにつながっていくものと考えております。

その結果、入学者の定員確保が継続的に図られた場合には、次の選択肢として、例えば野球部はもとより、吹奏楽部などの部活動の中で目標に向かいそれぞれの資質向上が図られることにより、高校生活

がより一層、充実したものになると思われます。

現在、上富良野高等学校吹奏楽部では、3年生2名、1年生4名の計6名で活動しており、ソロやアンサンブルなどで各種大会に出場し、活躍しているところでございます。また、上富良野高等学校教育振興会においても、高校の意向により楽器の購入に対して補助を行っているところです。

以上のことから、大がかりな楽器の整備や指導者の確保については現在のところ、考えておりません。今後も、上富良野高等学校の意向を踏まえた中で、学校存続のための支援を引き続き行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） まず1項目目についてありますが、実にここ二、三年の間に多くの老舗の店舗が廃業いたしまして、店舗をたたみ空き地となっております。もはや、かつてのような商店街を再編することは非常に不可能に近いものがあるのが現状だと思っております。

そこで、今も頑張っている事業者に対して助成することはもより、新規に参加するもの、また個人であろうが、団体であろうが、そういうところを利用した参加しやすいように助成していただきたい。

特に空き地では、商店街だけではなくて、地域住民の有効利用、青空市ですとか、休み場所、さらにイベント広場等利用者に対して補助を出していただきたい。

もう1点、ちょっと観点は違いますが、営利を目的とのみならず、福祉的な利用にも何とか助成をしていただきたい。例えば、高齢者の方が身近に立ち寄り気軽にお話できる場所を何力所か設ける、また障がい者や認知症等、さまざまな困難を抱えている家族が悩みを打ち明けられるような、相談できるような場所、さらにそこにケースワーカーのような専門家を置けば、これはベストであります。そういったことにも幅を広げて助成をお願いしたい、そういったことが敷いては商店街の活性化にもつながるのではないかと思います、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の商店街の活性化策につながるのかなと思いますが、その御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ただいま議員から御質問がございました空き地の利用、あるいはさらには新規の参入者、起業家といった方々に対する支援策、これは応援を、あるいは支援をしていくことについてはやぶさかではござ

いません。

しかし、どういう中身で、どういう仕組みでということ、これは私は町が、行政がそのプランをお示しするという以前に、先ほどお答えさせていただきましたが、やはり事業者の集まりであります商工業者、とりわけ商工会等が主体的になってそういう活性化を図るためのプランを我々に御呈示いただければ、我々もそれと一緒に価値観を共有しながら、さらに支援策をどういうふうに講じていけるかということを組み立てて、それが本当に町も事業者も一体となった形で進められるものであれば、それは大いに歓迎でございますので、ぜひそういう機運をつくっていただくことにぜひ御協力いただきたい、むしろお願い申し上げたいところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） わかりました。

確かに私たち自身も努力して、前向きに検討してどのような形で進んだらいいかという方向づけを持っていくという形で努力したいと思っております。

次に2項目目についてですが、平成20年度に経費負担要綱を管内の実態を調査いたしまして、参考にして70%と決めたとありますけれども、今現在、私たちの町の子供たちは非常に頑張っております。

特に上中では、生徒会長が生徒総会で上富良野中学校日本一の中学校を目指そうと、その意気込みでございます。こんな子供たちの頑張りを見て、私たち大人が黙って指をくわえて見ているわけにはいきません。

他町村はどうのこうのということよりも、私たちの町として大いに助成しようではありませんか。子供たちのために一役も二役も後押しをすべきであります。要綱を改正して100%助成、さらにそれを上回る対策はないのか、再度、教育長にお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

一色議員の意気込みは私も伝わってくるところでございます。一つの一定のルールに基づきながら、今、出させていただいてございますけれども、その中にはやはり親の負担の部分も必要な部分はあるかなど、それともう一つはやはり部活動育成会という組織も中学校の中にあります。助成ばかりではないと思っておりますけれども、そこに経費を生み出す一つの教育力といたしますが、あらゆる面で父兄会の中でも力を入れて注いでいる。そういうことも一つの大事

な要素かなというふうに我々思っています。

当然、100%出せばそれに越したことはないかと思えますけれども、果たしてそれでいいのかというところもございすし、基本的に参加する方々の負担で行っていただくということが基本で、我々もこの要綱をつくったところでございます。

管内の状況を見ながらではなくというお話してございますけれども、やはり一つの基準の経費の負担ということになれば、一つの状況、管内的にもそういう状況を踏まえながら対応を図るべきかなというふうに思うところでございます。

そんなことの意味からも、このるる3年になりますけれども、一つのこの形の中で我々としても一つのルールの中で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 続いて（2）の上富良野高等学校の振興事業についてであります。進学や就職に向けた対策が最優先と考えまして、それが定員確保が図られるということになりますけれども、それぞれ具体的にどのような対策が図られたのか、もしわかればちょっと説明してほしいのですが。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色議員の御質問にお答えをいたします。

いろいろほかの過去、いろいろな補助事業といえますかの部分で対応させていただいております。大きく分けると、国際交流の関係、中高生の交流支援ですとか、それから生徒会活動に対する部分、部活動に対する支援、それから間口人員に対する支援という形で、大枠の中で今まで経過としてございます。

特に近年、我々といたしましても、子供たちが入学していろいろな夢を持って入ってきた部分を本人がいろいろな部分でメンタル部分で対応できていないという状況を踏まえながら、そのサポート事業、昨年度予算をつけていただきました上高ドリカムサポートという形で、そういうメンタル面では進路指導ですとか、それから父兄に対してのそういう進路部分、いろいろ各部分その支援策を展開をしてきてございます。

また、学校ボランティア事業という形の中も事業として対応してございますけれども、一つは生徒の学び直しですとか、そういう関係の部分、それから学生の、これは旭川大学の先生方々の御協力をいただいて、学生支援ということで、授業の補助として対応を図るとか、いろいろな部分で学びの部分で

展開をしていくという状況が昨年度から我々としても展開をしていくところで、また、来年度以降、これからまた予算時期になりますけれども、ある一つの事業の展開も議員各位の御賛同をいただきながら展開をしていきたいというふうに今、実は状況を考えてございます。また後ほど御説明もさせていただきますけれども、そういう事業も入っていききたいという、そんな事業の中ではやはり最終的に3年間、卒業する段階である程度、大学なり、または就職に有利なといいますか、そういう勉強の部分も、学習の部分も展開できるような形の事業の展開を今、計画的に図ってきてございますので、また予算等につきまして御説明申し上げながら対応をしていきたいというふうに今、現在思っているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） さまざまな努力をされているようでありますが、そういった形の中で具体的に定員の確保が繋がっていったかどうか、その点について答弁を求めたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色議員の今の御質問でございますけれども、今まで22年度につきましては、御存じのとおり定数、定員40名の枠を図られたというところで、これも一つ野球部を応援しようという一つの事業の展開から始まりまして、そういう方たちも集まったというのを実は聞いてございます。

そのほかにも、やはり上高に入学してくれたという生徒たちもございすので、そういう部分も含めながら対応していきたいというふうに考えてございます。

なかなか今、23年度から富良野高校の学区の部分で例になってくる部分もございす、その状況もちょっと踏まえながら23年度については動き方がちょっとまだ最終的な結論になってございせんがやはり厳しい状況であるということも情報として入ってございますので、何とか上高にも来ていただける子供たちを確保したいというところで、先ほど申し上げました事業の展開も進めるというふうに対応しているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 先ほどの答弁の中で、進学ですとか就職に対する対策というのは最優先だという答弁でございましたけれども、私はこのことは最低限取り組むべきことではないかと思えます。どの学校でもやはり必至になってそのことについては

努力していると思います。

しかし、少子化の中でそれのみでは学校の存続は非常に難しいのが現状だと思います。ここに上富良野では、一教員の上富良野高校野球部を甲子園で優勝させたいという情熱が子供たちを動かして、さらに親や地域の住民を巻き添えにして野球部員がふえて、活動が始まりました。私は大きなこういった仕掛けがなければ、根本的な解決策にはならないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色議員の今の御質問でございます。

あらゆる部分の取り組み方というふうな部分もあるかというふうに私たちも認識してございます。その一つは、一色議員が言うように吹奏楽部のところもお考えの中にあるかと思えます。

やはり、我々といたしましても今は野球の関係で大いににぎわっている部分もございませけれども、やはり最終的に、基本的にはやはり出口の部分といいますが、卒業の部分でやはりきちっと対応していく、そういう部分の強化、充実が図られることが我々としても親御さんたちも安心して上富良野高校に預けられるというふうな部分には私と考えてございますので、その対応の中から学校とそういう調整を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 非常に高校の場合、やはり一つ道立ということもありまして、そういった面で非常にネックもあるかと思えますけれども、私としてはあくまでも我が町の問題としてとらえて、上富良野高校をどうしてこの我が町の高校として高校に導いていくかということ、特色をつくらなければならぬ。本当に私たちの町の将来にかかわる存続にかかわる問題だと思います。

現在、上富良野吹奏楽部が、高校の吹奏楽部は6名ということで、楽器の購入に補助を行っているのでもございますけれども、どのぐらいの金額でありますでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 7番一色議員の御質問でございます。

意図するところは私も同じでございます。上富良野町、上富良野道立高校と言いながらも本町にそういう子供たちの活気といいますか、そういう部分でなければ町の衰退にもつながるといのは十分に承知してございます。

そういう状況の中で、我々としても振興会を通じ

てのお話になりますけれども、その上富良野高校、道立上富良野高校に支援をしていきたいというふうに考えてございます。

なお、今の吹奏楽部の予算の範囲でございますけれども、本年度楽器、吹奏楽部に対しては15万円ほど振興会のほうから援助しているという状況になっているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） ここでちょっと町長にお尋ねしたいのですが、上富良野中学校の吹奏楽部が富良野沿線吹奏楽部の発祥の地だということは御存じでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきますが、私、中学生のころから上富良野中学校の吹奏楽部は定評があったという印象は持っております。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 昭和28年ごろだと思えますけれども、桐山さんという方がいらっしやいました、この方が個人的にかなりの楽器を持っておりました。それを中学校に寄贈いたしまして、役場としてもそれに補助いたしまして、吹奏楽部ができました。

当時はやはり、旭川商業が断トツでございます。しかしながら、招魂祭等におきまして富良野沿線上富良野中学校ありと、本当にそのような意味で伝統のあるところでございます。

ちょっとこれは余談なのですが、その後陸上自衛隊の音楽隊ができましたけれども、当時やはり中学生の吹奏楽部が自衛隊の音楽部を教えたという経緯がございます。そのぐらい進んでおりました。当時の司令が中学校の吹奏楽部の担当の先生に、ぜひ音楽隊の隊長になってほしいと、幹部にするからぜひ先生をやめてきてほしいと言われたそうですが、そのぐらいお互いに交流しながら進展しておりました。

さらに、西小学校におきまして、20周年記念、金管バンドができました。その翌年、上小も頑張りまして、同じように金管バンドが作成されました。本当に我が町におきましては、保育所、幼稚園、そして小学校、中学校と、そういった子供たちの楽器に触れる要素があって上中に入ってきております。

さらに上中では、13年前になりますけれども、50周年のときに吹奏楽部が当時の担当の音楽の吹奏楽部の先生の直訴によりまして、記念事業をとにかく楽器がぼろぼろだと、補充してほしいという形の中で記念事業となり、その翌年が全道で銀賞をと

りました。さらに、すばらしい指導者に恵まれてきて4年連続全国大会出場と、まさに金字塔であります。

しかし、こうしてここまで育った子供たちが実際に上高では受け皿が少なく、旭川商業ですとか、凌雲、実業等に流れております。これは先ほど申しましたように、行政が大きく踏み込む必要があると思います。子供たちが頑張っております。上高を日本一の吹奏楽部にしようではありませんか。そのための大きな投資というものは決して高くなくと思いません、いかがでしょうか町長。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

熱い思いを持って子供たちをはぐくんでいくということは、全く同感でございます。ただ、その手法といたしまして、実は今、一色議員の御質問の中でもございました、私も上富良野小学校のスクールバンドの楽器整備を先頭に立ってやらせていただいた経験がございます。昭和62年でございます。

しかし、当時、私のことを思い返しますと、その整備に当たってこれはみずからやらなければならないと、町に応援を求めたという私は経過もありません、これはみずから自分たちが取り組むのだということで、その姿を子供たちに示せるということが今日の姿に私はつながってきているのではないかなと、そして上富良野高校について申し上げますと、やはり生徒を確保するための手段としてはさまざまなことがその時代時代によって講じられてきておりますが、やはり教育長がお答えさせていただいておりますように、究極はやはり出口をしっかりとすると、それがやはり上富良野高校の名声を高めることになりまして、安心して親御さんも上富良野高校に託したいと、託していただけるという環境が生まれてくると思います。

その部活動も大きなファクターでございますが、それが全面的ということではなくて、やはりそれも補完要素としては大事でございますが、やはり教育環境をしっかりと整えて出口を整備するということが前提にあるべきだというふうに私は考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 私の考えは、非常に全く町長と逆なのです。出口を決める、むしろ今回の高校の吹奏楽の問題ですけれども、それ以前の問題だと思います。とても下からの盛り上がりから出てくるという形ではないかと思えます。

9月の定例議会で、ホップの里として上富良野でしか飲めない日本一うまいビールを飲もうというこ

とを申し上げました。今回、一つのメインとして上富良野をぜひ吹奏楽の町として全国に発信していこうと、そのような考えであります。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村有秀君の発言を許します。

9番（中村有秀君） 私は、さきに通告いたしました一般行政の一般質問の3項目、6点について行います。

まず1項目目、2項目目は町長にお伺いをいたしたいと思えます。

1項目目、道道291号吹上上富良野線の街路灯増設と道路案内指示標識の改善についてお伺いをいたしたいと思えます。

まず、1点目は道道291号吹上上富良野線は、上富良野市街地を走る幹線であるが、街路灯の設置が非常に少なく暗く、中町（吉谷生花店から本町、宮町、旭町、新町、東町、セブンイレブン東店）までの道筋にある商業の店内照明、広告照明、ネオン、サイン等が点灯しているときは、その周辺はまだよいが、午後9時、午後10時に商業施設が消灯するといよいよ暗く、歩行者は不安な気持ちで歩いております。

特に、商業施設が周辺にない地域は日没とともにそのような状況になり、事故災害等を懸念されます。長年にわたって、本町、宮町、旭町、新町の町内会や住民会から増設要望が出ており、また、11月9日開催の第1回議会報告懇談会でも強く要望されました。道道なので、北海道への増設要望はどのようにされ、その際の道の回答について伺うとともに、今後の積極的な増設運動を展開するべきではないかと町長にその所見をお伺いいたします。

2点目、道道291号吹上上富良野線の道路沿いにある道と町が設置したと思われる道路案内、指示標識の指示は冒頭に書いてある指示で、指で示すということになりますので、指示標識及びその支柱がさびや腐食が進んでいる状況が数箇所見られます。四季彩の町、そして日の出公園十勝岳の観光道路にあるので、早急に関係機関と協議をし、その改善措置についてお伺いをいたしたいと思えます。

次に2項目目、上富良野高等学校第2グラウンド、公式には南グラウンドと言っているそうですが、環境整備と活用促進策及び空き教員住宅の活用についてお伺いをいたします。

1点目は、上富良野高等学校第2グラウンドは、昭和51年4月に道立に移管する整備条件として、町が用地を購入し、自衛隊308地区施設隊員によっ

て昭和50年10月に完成されました。

以来、バックネット、運動部室、スコアボードの設置等整備され、野球部が中心に一時期使用された。昭和59年には、第1回町民運動会で利用されたり、丘町住民会のソフトボール練習や各種行事にも使われてきました。その後、第2グラウンドとして使用されなくなり、町の排雪、雪捨て場として一時使用し、現在は工事残土の置き場となっております。

現在の第2グラウンドは工事残土を含めて雑草が繁茂し、バックネットや運動部室は廃屋の状態でスコアボードは朽ち果て、荒れ放題で最悪の環境にあります。地域の丘町住民会からは、住宅街の中で環境的にも悪いので、早期整備と願っております。

昨年秋に若干整備されたと聞きましたが、状況は変わっておりません。上富良野高校に整備促進について要望していると平成21年第3回定例会において町長、教育委員会教育振興課長は答弁されているが、そのまま放置する状況にはなりません。

上富良野高校には、当然、強く申し込みをしなければなりません。北海道教育委員会に適切な整備と管理及び活用促進を求めていく必要と判断されます。そのような状況から、昨年の秋からの取り組み状況と展開をお伺いいたします。

2点目、上富良野高等学校の教職員住宅は17戸ありますが、その入居率は平成10年3月4日で8戸入居され、その入居率は47.1%にあります。それぞれ、教職員の事情はあると思いますが、特に丘町の教員住宅は3棟8戸あるが、入居は3戸で、入居率37.5%の低入居率です。

道有財産の有効活用と維持費軽減の見地から、道から払い下げ譲渡を受けて移住、定住用の住宅へ転用が考えられるが、その考え方はあるか町長に所見をお伺いしたいと思います。

次に、3項目目は教育長にお伺いをいたします。

上富良野中学校屋外グラウンドの整備についてお尋ねをしたいと思っております。

1点目は、上富良野中学校の陸上部、野球部、吹奏楽の活躍は目覚ましく、町民に明るい話題を提供されるとともに、今後の活躍を町民が大いに期待をしております。

上富良野中学校屋外グラウンドの整備は、昭和59年から昭和62年に施行されて以来37年が経過をしております。グラウンドの土は長年の風雨により表土は流され、飛ばされて少なくなり、芝生との段差が大きくなり、雨天時のグラウンドの水はけは非常に悪い状況となっております。

上富良野小学校、上富良野西小学校のグラウンドは町内の土建業者さんの好意あるボランティア活動に

より整備は本年行われ、学校を利用する児童たちから大変喜ばれております。

上富良野中学校グラウンドは授業に部活動にと利用する頻度は高い状況にありますので、その整備について学校長及び部活指導者の先生方からの要望がありますので、頑張っている上富良野中学校の生徒と、これから入学してくれる児童生徒のために早急な整備について教育長の所見をお伺いしたいと思います。

次に2点目、上富良野中学校陸上部の活動は日ごろの練習と先生方の熱き指導の結果であります。現在、中距離の活躍が目覚ましいですが、短距離強化にも力を入れると聞いております。

各種大会はタータントラックが主流なので、練習時からそれになれる必要があります。それによる走法にも大きな違いがあります。

地域での上富良野中学校部活動後援会の支援も大きな力になっておりますが、練習環境面での支援策としてタータンによる1コース、または2コース、幅1メートル15センチ、長さ130メートルの設置について特段の配慮ある整備についてお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目、道道吹上上富良野線の街路灯と案内標識等に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の街路灯の増設につきましては、町は過去に道路管理者であります北海道に対し、街灯増設の要望を行った経緯がありますが、北海道は街路灯の設置は施設設置基準に基づいて設置していることから、本路線での連続等としての設置は難しいとの回答をいただいております。

町といたしましても、その必要性は認識しており、今後とも施設設置基準の範囲内での早期の増設を北海道に要望するよう準備を進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の道路案内指示標識の改善についてですが、本路線も含めて町内に設置されている標識の点検を行い、町で設置した標識につきましては管理所管において計画的に修繕を行ってまいります。また、国及び道などが設置した標識につきましては、破損や老朽化など美観を損ねる状況にある場合は、管理者に対しまして情報提供を行うとともに、改善を求め、観光の町にふさわしい道路維持に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の上富良野高校第2グラウンドの環境整備と活用促進策及び教職員住宅の活用についての御質問にお答えいたします。

北海道が所管する事柄ですので、私としてのお答えできることには限界がありますことをまず御理解を賜りたいと存じます。

1点目の昨年秋からの上富良野高校の第2グラウンドの環境整備の取り組み状況についてであります。平成21年10月には大きな石の除去と雑木伐採、草刈り及び整地が実施され、本年につきましては6月に草刈りが実施されているところであります。

現在の状況としましては、議員が御指摘のとおり土石が堆積され、雑草、雑木が生え、景観や環境上からも好ましい状況ではないところであります。上富良野高校によりますと、今後の整備及び利用計画につきましては、年2回程度の雑草刈りを実施し、管理に努めていくものの、グラウンドとしての利用を考えていないということでもあります。

私といたしましても、今後、適正な管理運営をしていただくよう、上富良野高校含め関係機関に対しまして要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の教職員住宅を移住、定住用住宅へ転用の考えがあるかとの御質問にお答えさせていただきます。

上富良野高校の教職員住宅は言うまでもなく、北海道が管理する行政財産でありまして、通常は上富良野高校が存続する限りにおきましては、行政財産の用途廃止は極めて難しいと考えております。町といたしましては、現在、上富良野高校の存続に向けてさまざまな取り組みを実施している中で、当方から払い下げ譲渡を要請する考えはございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員、3項目目の上富良野中学校屋外グラウンドの整備についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

上富良野中学校グラウンドは、これまで風により砂が飛ぶなどの状況があり、環境的配慮から芝を整備するなどの対応を図ってまいりました。

議員御指摘のとおり、グラウンドの土については長年の風雨により表土が流され、芝との段差が生じており、野球の内野、トラック部分においても高低差のある部分が生じてきております。これらを解消するには、トラック部分、マウンド及び塁間の範囲を含む内野周辺の全面的な改修が必要であると考えております。

また、タータントラックにつきましては、競技会においては主流であることは理解しているところで

すが、グラウンド整備が優先するものでタータントラックの整備は難しいと考えております。

なお、グラウンド整備につきましては、町内の学校施設整備、修繕事業等の中の優先度等を検討し、実施計画に位置づけして取り進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時05分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの中村議員の再質問でございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 道道291号の吹上上富良野線の関係なのですが、特に本町から東町ということで、街路灯の増設は長年の懸案事項ということで、機会あるごとに関係住民から出されております。

それで、ただいま町長の答弁で、町は過去に道路管理者である北海道に対して街灯増設の要望を行った経緯があるということなのですが、それはいつごろの時期で、その増設の理由というのはどういう内容になっているかお伺いをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の道道の街路灯整備についての御質問にお答えをさせていただきます。

要望を行いましたのは、平成19年度の要望の中で街路灯の整備を要望させていただいております。要望理由といたしましては、照明等が少ないということ、あるいは夜間の交通安全の確保のために設置を望むというようなことで、あるいは歩行者の出入りがふえてきておりまして、交通安全上も街路灯の設置が望ましいというようなことで、平成19年に北海道のほうに要望をさせていただいております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） そうすると、19年以降はしていないということで理解をしたいと思います。

本来的には、やはりこれらの関係は今の要望の理由からいけば、やはり根強くやっていたいかなければならないのではないかという感じがいたします。というのは、一つは道路街路灯の施設設置基準というのがありまして、それをいかにクリアするかということは大変な状況なのかなという気がしますがけれども、その施設設置基準はどのような基準になっているか、ちょっと御明示していただきたいと思いま

す。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 旧建設省の道路局長の通達でこの基準がなされてございます。

中身につきましては、設置場所について局部照明の場所については、ここの道路については交差点、または横断歩道については設置できることができるというような基準になってございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、技術担当課長のほうからお話がありました。

私も先般、富良野事務所に行ってその基準はどうなっているのと、それで敷設された道道の位置によって非常に大きな差があるのです。

それで、例えば今回の調査の関係で道道の581号、298号、291号、それから町道である道道291号に接続するオートキャンプ場の関係ということでちょっと調査をしてみました。

そうすると、道道581号、留辺蘂上富良野線、これは見晴台公園からマルイチ十字街まで調べたら、その区間は780メートルでL何番、それからLはレフト、Rはライトということで、全部番号振ってあるのです。

それで、レフトのほうは11灯、ライトは12灯と合計23灯が設置されています。確かにあそこの道路は橋があったり、道路が曲線になったりということで、今、技術担当課長が言ったその基準と私が富良野でもらってきた基準と同じような条件で整備されているなという感じはしました。

しかしこれは、780メートルに対して23灯設置して、間隔からいえば34メートル間隔なのです。それから、道道298号ということで、上富良野旭中富良野線の関係です。神社前から自衛隊横の紅葉橋というのがあります。その関係は900メートルで13灯設置されています。この間隔は69メートルで、特に自衛隊の皆さん方が歩くということも含めて多いのかなという関係ですけれども、これは69メートルの関係。

それからもう一つ、町道の道道291号のセブンイレブン東店からオートキャンプ場、これは550メートルのところ19灯設置されているのです。確かに、お金の出るところは違うけれども、町民感情としてはいろいろなものがあると思います。

これは、セブンイレブン東店からオートキャンプ場まで550メートルのところ19灯ですから、これはある面であそこは右左、右左ということで間あいて設置されております。ですからこれは、29メートル間隔があるのです、単純に計算すると。

そうすると、今回の道道291号の吹上上富良野線、これは1,280メートルあって、レフト、言うなればLが3灯ということで、それからライト、右側、これが6灯の合計9灯なのです。そうすると、間隔的には142メートル間隔で、単純計算ですよ、ということになっているのです。

それで私は、それぞれ地形の状況だとか、いろいろな状況を勘案しながら設置されているとは思いますが、冒頭私は一番最初の質問で出したけれども、あそこの道路で商業圏の施設があって、8時閉店、9時閉店、そしてどちらかについて9時で閉めて、若干整理で店内の照明がありますけれども10時になると上の大きな照明から全部消えてしまうのです。

ですから、そういう点で非常に私はあそこの道路の街路灯というか、それは非常に少ないし、もうちょっと何カ所かあってもいいなということで、先ほど町長さんに私が作成した図面をお上げをいたしました。現実には、こういう状況になっているということなので、私も富良野道路事務所に行ってみましたら、道はあくまで道路の照らす、交通安全の照明だということでは言っているのです。そうすると、我々上富良野町民、町民以外の人もそうですけれども、歩行者のことをどう判断するかということで、非常に僕は大事な問題を含んでいるのではないかと、それから地域住民も何とかしてくれやという要望があります。

その関係で今、道道3本、それから町道の関係で間隔的な問題、地形的な問題含めていろいろ事情の変化はありますけれども、その点で町長どう思われますか、お聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

必要性の認識は私も中村議員と同様の認識を持っておりますし、現状もよく私も通りますので、特に夜間の状況はどうかということは容易に推察できません。

その中で、今、御質問の中にありました北海道が言いますその基準、交差点については設置できるというような基準だというふうには伺っておりますが、今、担当のほうでその交差点という定義の解釈、これを拡大と言えいいのか、町の都合でと言えいいのか、そういうような方面からもT字路も含まれますけれども、そういった交通安全上のみだけではなくて、防犯上、そういったところからも優先度を高めてほしいと、必要性をこれから訴えていく、今、そういう作戦と言ったら言葉は適切ではないかもしれませんがもしもせんけれども、そういうことを今、指示し

ておりますので、少し今までと攻め方を変えて、北海道のほうらその必要性を訴えてまいりたいというふうに認識しておりますので、ぜひ御協力賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） いま、町長の答弁である程度理解をしました。

しかし、町としてもその必要性を十分認めて、今後も設置基準の範囲内だけの早期増設ということをやっていくということでございますけれども、現実に298号の上富良野旭中富良野線の間隔を見ますと、自衛隊のあそこの道路がぼんぼんぼんということ、非常に平均にすれば69メートル間隔ということで、吹上線の142メートルとすると、倍が吹上線になっているのです。そうすると、19年度からしていないということであれば、なおこれらも設置要望を具体的な形で、いつごろ、どういう形というようなことで、もしお考えがありましたらをしていただきたいと思うのですが。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

中村議員のほうからも、この図面を提供いただいておりますし、また、私どものほうも持ち合わせておりますけれども、非常に現在の配置を見ますと定型的でないと思いませんか、不規則に交差点という定義の中で設置しているのでしょうかからこういうことになったのだと思いますけれども、まずいづれにいたしましても振興局を通じてお願いする、振興局のほうに届けるようなお願いになると思いますけれども、やはり私としてはそのルールは道としての施設基準はありましようが、その中でも町がどの程度その必要性を強く訴えるかというところがかなり重要ではないかなというふうに思いますので、私も改めて実態わかりますので、住宅も張りついていないということ、暗くなるという実態もわかりますので、加えて歩道の整備がまだ未整備でございますので、北海道の事情もわかりますけれども、それはともかく町として非常に重要な道路であるというようなことを強く訴えまして、早期の設置がされるように努力をしてみたいというふうに思いますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長の考え方ということも理解をしたいと思いますけれども、それで現実に町長にお上げた黄色い張っているところは町内会でつくったやつなのです。そうすると、同じ吹上線でも町内で設置したのは結構あります。

そうすると、現実の問題、今、道で頑張っていたいているけれども、この箇所しかできないとか、全部できないかというケースがある面で想定されます。そうすると、今後どうするかということで、町民の皆さん方の生活安全のためにどうするかということになると、まずその前段で関係住民会長なり、町内会長と十分懇談をして、こういう状況だからどうなのだと、それから現実今、町内会で道道吹上線に設置しているところもあります。そうすると、それ以外のところもとりあえず自分たちのところは明るくしたいのだという考え方も出てくるかもしれないし、ですからそういう点では何でもかんでも道にお願いするということが不可能であれば、その前段としてそういう取り扱いを協議をする場を設けるのも一つの方法かなという気がいたしますので、その点も含めて今後、検討していただきたいと思います。

次に移ります。2番目の道路案内指示標識の関係です。これは恐らく御存じだと思いますけれども、J Aウィズ前にある十勝岳温泉18キロメートルという看板があります。これは非常に表もへこんで腐食をしております。そして、裏がウィズ店の駐車場から見れば裏が非常にさびいております。

それから、新町3丁目の狩野宅地先の前のところの注意スピードと、北海道という看板が立っています。その支柱の2本が完全にさびた状況になっております。

これはこの前、道路事務所の次長とお話をしたら、これはうちではないかと、北海道と書いてあるけれども、うちでないかというような見解が出されて、これは公安委員会なのか、それとも警察なのか、いづれにしてもその出所というか、立てたところを町として十分調査をして、関係機関と調整をし、早急に四季彩の町上富良野にふさわしいそういう標識、指示等をやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それとあわせて、今後、標識の点検として本路線を含めてということでございます。ぜひこれはやっていただきたいという気がします。私、今回、調べてみて、例えば駅前から吉谷花屋さんのところが1本立っているのです、しかしそれ以外のやつは町内で立っているやつだろうと思いますけれども、非常にさびているのです。ですから、ちょうど駅前通りですから、それらも町内会が立っているのか、それとも街路灯として町が設置しているのかちょっと不明でございます。

それともう一つ、中学校の前からウィズ店に行く、あの道路も街路灯がねずみ色なのか、赤色なのか、何かちぐはぐな色がそれぞれ出ているのです。

ですからぜひ、その点検の中に入れていただいて、ぜひ確認方々その上富良野町にふさわしい状況をつくっていただきたいと思います。その点、ちょっと確認したいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の道路の指示標識、案内標識等についてお答えさせていただきます。

まず、議員、今の御質問の中にありました北海道と表記した黄色い看板のことかと思いますが、北海道も設置した記録がないというふうなことも聞いておりますが、多分、担当のほうにお聞きいたしますと、想定として時として歩道なんかの工事の行われる、その工事の中でそういう標識を設けるようにという、そういうこともあるそうでございます、それはもうその工事が済んでしまったら、それで終わりということで、その後、北海道が管理するリストから漏れてしまうと、そういうケースもあるそうでございます、今回の場合はそういうことなのかなというふうに理解をしているところでございます。

また、町が本来管理するべきもの、あるいは北海道が管理、あるいは国が管理するものにつきまして、そういう特にそういう機能を果たしていないもの、あるいは美観を損ねるもの、そういったものを調査いたしまして、それぞれのところで状況提供やお願いを申し上げますとともに、町が管理するものについてはしっかりと美観を損ねないように、あるいは機能を損ねないように維持管理をしてみたいと思いますので、御理解いただきたいと思ます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 次に、2項目の関係、上富良野高等学校の第2グラウンドの関係でお尋ねしたいと思ます。

これは冒頭申し上げましたけれども、道立移管の整備条件ということで、急遽、昭和50年に3万8,682平米を2,517万で取得をされた用地でございます。昭和50年に南グラウンド完成、55年にバックネット完成、そして56年には運動部の部室が完成というようなことが高等学校の記録の中に残っております。

それで、現実の問題として先般行われた第1回の町議会報告会でも丘町の住民の方から一体どうなっているのだと、環境的に抜本的な対策をしてくれないかということでございました。

それで、町長の話では年2回やるということで、昨年と同僚議員の質問に対しても言うておりました。しかし、去年は10月です、そうすると1回しかしていない、あの当時、100万円近くの金額と

いうことではありましたが、現実の問題としては76万円なのです、これは私、事務長と確認をしたら76万円、しかしこれがことしもついているかといったらついていないのです。言うなれば、あそこの学校の警備等を含めて、いろいろな整備の業務費の中に上川教育局が契約をしているから、どれだけ上積みされているかわからないというのです。

しかし今回、町長の答弁を見るとことしの6月やったということになっております。そうすると、本来的には年2回やるのであれば、あと8月か9月ぐらいにはもう1回やるという、私は前回の質問の中で年2回やるということであれば、やらなければならないという感じ。それから地域住民の皆さん方に聞くことやったやっただけと言っても、あのグラウンドの周囲の道路沿い、あそこをちょこっとやっただけの話で、中は一切かかわっていないということなのです。

だから我々が10月に行ったときに、革靴はいていったらとてもだめだと思って、また長靴を持って中に入ってみました。確かに前の年と比べると大きな土石等はなくなっています。これは76万はその土石の搬送に大きく金がかかったということを事務長は言うておりました。

ですから、根本的なあそこの環境整備にはなっていないのだということであそこの住民が強く訴えているのです。特に丘町側の商工団地のほう、あそこは別に並んでいる住民が自発的に若干草を刈ったり何かしている状況は散見されましたけれども、根本的に高等学校が、道がびしっと周りもそうだし、中もということは全然それが見えてこないです。

そうすると、実際に2回草を刈る、整地をするといったのだけれども、一体どうなのかということで、その点ちょっと確認をしたいと思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の上高第2グラウンドの件についてお答えさせていただきます。

私もことしの程度、草の管理がされたかのかということに対して、6月草刈りをしたという返事をいただいておりますが、私も1回しか刈っていないなということも容易に推察できます。

それと、あそこが十分環境に配慮した整備がなされていないということも、これもそのとおりだというふうに認識しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、町長の私の最初の質問に対して、今後、適正な管理運営ということで、町長が求めている適正運営管理ということは、

どういうことを目指して、それを高校なり、道教委に訴えようとしているのか、その点、明確にしたい。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、現状認識については先ほど申し上げたとおりでございます。そして、どのような形で整備されていくことが、管理されていくことが望ましいかということに対しましては、これはやはりまず草刈り等が適切に行われ、あるいは小さい子供たちが立ち入っても危険がないような、危険防止、あそこに立ち入らないようにするかどうかということは、私どもが推察することはできませんけれども、要するにまず環境の面からきちっと環境が保たれているか、安全性が確保されているか、そういったことが総合的に維持されている姿が私は適切な管理のあり方だというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、町長が適正な管理とはということで何点か挙げていただきましたので、そのような趣旨で、恐らく高校のこの現場では、それらについてはやはりびしょと対処はできないと思うのです。

しかし、窓口だから言わなければならないけれども、やはり道教委や上川教育局にやはりその状況を十分伝えてやらなかったらだめではないかという気がしますので、その点、善処をお願いをいたしたいと思えます。

次に、高等学校の教職員の住宅の関係です。

全体的に入居率は47.1%、丘町の関係については37.5%ということで、北海道が管理するので上富良野高校が存続するとき、行政財産の用途廃止は極めて難しいということでございます。

それで、私、昭和50年度の上富良野町の一般会計の決算書を見ましたら、先ほど申し上げました高校グラウンド用地で2,517万円、それから高校教員住宅用地ということで3,238万830円、これが公有財産購入費として決算で報告されているのです。

それで、道がだめでないかということなのですが、現実の問題として胆振の厚真町で我々議会の広報紙である地方議会人という本があるのです、その中の定住移住対策という中で、厚真町が定住促進住宅の提供ということで、厚真町は平成21年度に新築共同住宅1棟4戸と、道立高校から譲与を受けた1戸建て教員住宅5戸のリフォームにより、合わせて9戸の定住促進住宅を整備したという報告があります。

それで、私もこの職員の方の大坪秀幸さんという人に直接、電話をして確認しました。そうすると、まさにそのとおりですということで語ってくれまして、そんな難しいことではないですよと、だから今、町長の答弁の中での発言と非常に大きな隔りがあります。

ちなみに、厚真は人口5,200人です、学級数はうちと同じ3学級、それで生徒数は去年は110人、ことしは106人なのです。教職員は16人、教員住宅の入居率は71.4%という、上富良野町は3学級で21年度は70人、それから21年度は83人、教職員は18人、教員住宅の入居者は47.1%ということです。

そうすると、70%ぐらいでいろいろな事情で教員の転勤等の出入りがある、その分の余裕を見てもある程度、数戸はこういうことで運用できる可能性が私はあるのではないかと、当然、今、厚真も道立高校ということで存在し、グラウンドも2面あると言っております。ですから、私は、この関係からいくと、町がいろいろお金を出している経過等もあるし、言うなれば、私は町民であるけれども、道民の一人でもあるのです。そうすると、やはりこの道有財産の有効活用ということと、それからもう一つは維持管理費の軽減をするということをやるといふことであれば、そういう方法が胆振の厚真町ではやっているしということなのですけれども、その点で今、お聞きをしまして町長の見解はいかがでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の高校教員住宅についての考え方についてお答えさせていただきます。

まず、基本的には、当町が上富良野高校の存続に向けて町を挙げて取り組みをさせていただいて、さらには北海道に対しましても、いろいろ要望を続けている中で、片や教員住宅の譲渡というような、私といたしましてはある種、矛盾をする、そういうようなアプローチをすることは今、そういう状況にはないというふうにまず基本的に理解しております。

その厚真町の場合の事例は詳しく私は存じておりませんが、仮に今後、北海道が例えば現在の教員住宅の入居率等をみずから調査して非効率だということで集約したいと、よって集約した結果、現在の住宅が不必要になってくるので、ぜひ地元で引き受けてくれないかと、そういう求めがもしあったとすれば、それは十分、検討に値すると思えますが、今の状況で譲っていただきたいというアプローチは私はちょっと矛盾すると思えますので、現在、そういう考えは持ち合わせておりません、御理解

いただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 教員住宅を町にということが高校の維持ということを含めてではなくて、やはり謙虚に受けとめないと、実際にこの47.1%の入居率でいいのかどうかという問題、厚真の状況も聞きました。苫小牧が中心なので、苫小牧から通勤されている先生方が多いということも聞きました。

そういうことで、いろいろな状況はありますけれども、一度、やはり移住定住対策として、一つこの全国3カ所のいろいろな施策が載っております、私も非常に勉強になりました。中には、移住定住対策のお試し移住ということで、遊ぶ方々来て、そして帰る人もおられたというようなことも書いてありますので、それはある面で慎重にやらなければならないと思ひますけれども、いずれにしても一つ、研究をしていただきたいと思ひます。

時間もあれなので、次に中学校のグラウンドの整備についてお伺いをいたしたいと思ひます。

中学校のグラウンドは、ちょうどこの中学校のグラウンド整備の昭和57年から61年、62年までというのは、私の子供たちが中学校にお世話になっている時期だったし、それからPTAの役員ということでもあったので、いろいろなお手伝いをさせてもらいました。

法面工事は昭和57年、路盤整備暗渠は昭和59年、側溝整備は昭和60年、芝植生の1,850平米は昭和61年、それから芝植生が5,210平米が昭和62年と、のり面のときには会長が向山安男さんと、あそこの土地にヒバを植えて、我々あそこに行ってヒバの移殖で今、中学校のグラウンドの周りにあるヒバは我々PTAが移殖した経験があります。

その後、側溝の関係は海江田さんがPTA会長、それから芝植生は守田さんが会長ということで、私はこの3代の会長のもとで上富良野中学校の今のグラウンドの状況をつくった経験の中から、それから37年経過をしているということでございます。

したがって、この長年の風雨によってということで、実際に私、町民ポストから出た要望意見を一般質問で1回出したことがあります。こういう要望、砂ぼこりがひどかった、ちょうどどこか運動会の日だったと思ひます。あの当時の教育民生委員の人も何人が行かれて、非常に顔から何からざらざらになった記憶、そのときに住民から投書が町民ポストにあったのです。しかし匿名だったのです。しかし、その匿名の方が私は議会だよりに出した関係で、その方から直接電話が来たのです。匿名の投書をよくあれしてくれたと、これは町でもいろいろな

面で著名な方でした。ですから、そういう点でやはりあそこの状況はひどいということで、あそこ風下にある住民の方は非常に感じていると思ひます。

したがって、一応、トラック部門、それからマウンド周辺、壘間の範囲ということで、特にホームベース周辺もそうだろうと思ひますけれども、全面的な改修が必要ということで、それは認識されているということで理解をしたいと思ひます。

しかし、これらについては、学校の施設整備、修繕事業等の中でも優先度を検討ということでございますが、その優先度はどの位置で、実施計画の位置づけは現在どのようになっているかということで確認をしたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

我々も上富良野中学校、以前から要望出ている状況を認識しているところでございますけれども、優先度は一番、今までの中ではある程度、我慢できるという言葉は失礼かもしれませんが、まずは優先度の高いものから整備をさせていただいたということで、今回改めて中村議員からの御指摘のとおり現地を確認し、その対策についてやはり改修が必要だというふうに認識させていただいております。

ほかのところの町内、学校、中村議員もおっしゃるとおり西小学校、上小学校、そしてボランティア活動である程度、暗渠溝の整備ができたということでございますし、他のあとは江幌もございまして、東中小学校でございます、そういう状況の中から今、最終的な結論出して組織決定していきたいというふうに思ひますし、この前の現状の中から見ますと、優先度の高い部分があるかなというふうに思っております。

なお、かなりグラウンドの面積も広いというのは見てのとおりでございますので、その対策としてどのような方法がいいのか、安価な部分でいいのか、それとも今、御指摘のとおり防じん対策も含めながらやはり対応していかなければならないということになってくるのもあるかなというふうに判断してございます。

そういう状況も今後、ちょっと整備をしながら対応していきたいというところで今、考えておりますので、この段階では段階的にどこが一番というふうにしてございませぬけれども、そういう条件も付しながらこれから対応していきたいというふうに我々思っておりますので、そんなことで御理解を賜りたいというふうに思ひます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 具体的なことが出てこな

かったけれども、優先度は非常に高いということで理解をしていいのか、単なる高いということなのか、その点もうちょっとお願いいたします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ地域が持っている各学校の持っていると言ったら失礼ですけどもグラウンドでございますので、そういう状況も全部整理をちょっとさせていただきながら、かなりもう芝との段差があるということでは認識しておりますので、そここのところの調整もちょっと整理しながら、高いというところで押さえていただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 非常に高いと、高いとの限界の非常に高いほうに近い高いということで私は理解をして、この質問を終わらせたいと思います。

もう一つ、2点目の中学校のタータントラックの関係です。この関係は、上富良野町体育協会が青少年部会というのがありまして、今村議員が部会長なのですが、これを10月13日に上富良野町のスポーツ少年団の指導者、それから中学校、高校の部活活動者の指導者と懇談会をやった折りに、いろいろな要望ということで出された1点がこれなのです。

それで、陸上部の担当の先生はこれについて熱く語ってくれまして、これは何とかしなければならないということで、一応、10月25日に体育協会として教育長との懇談会をもって、それらの関係、その他のいろいろな要望がありましたのですけれどもお願いをしたところです。

10月29日に私、それから今村議員と陸上競技の貢献で全道、全国に行った谷議員も現場確認とどうなのかということで、専門的な立場で意見を求めようということで、10月29日に現場を確認し、その後、校長や教頭と意見を交換したところでございます。

11月3日に教育長、文化の日ですけども、式典が終わった後、谷委員長、今村さん、私と教育長と懇談をして、こういう実態だから何とかならないかというようなお話をしたのが、このタータントラックの経緯であります。

冒頭申し上げましたけれども、やはり大会の主流はもうタータントラックでやっているということで、非常に練習方法、それから走法等も非常に違うということでございます。きょう、町長の行政報告の中で、吹奏楽の関係、それから陸上部の関係、駅

伝、それから野球部、それから女子バレーで北海道の選抜代表に入っているというようなことで、上富良野中学校の生徒諸君の指導、活躍というのは目覚ましい状況にあるということで、我々は考えております。

このことは、熱き指導されている先生方、それにこたえて頑張る生徒、それから楽器だとか、その他の環境を含めて練習環境の整備、それから廃品回収等を見てもわかるとおり地域の応援態勢というのはすばらしいものがあります。

したがって、私はこれらのさまざまなエネルギーを継承しながら助長する、そのためにこの上富良野中学校の短距離の皆さん方が熱望しているタータントラックということで、指導の先生、頑張る生徒のためにもぜひ地域としてそれらを考えていかなければならないのではないかということで考えております。

予算的には1コース150万円から180万円、設置費用も入れてということでございます。したがって、ぜひ我々校長、教頭とお話し合いをしたところ、タータントラックは一部の陸上部の選手しか使わない、しかし全体の屋外グラウンドは全生徒が使うし、また部活でも使うと、ですからまずそれが最優先だよということで話されたので、私もそれは当然だろうと思います。

したがって、予算的には全体予算ならどのぐらい見るかわかりませんが、150万円から180万円ということであれば、全体のグラウンドの整備の中にこれも並行して作業が進めるような段取りができないかということで考えております。

したがって、それらの考え方について高いレベルであるけれども、非常に高いところにはいないということですけども、一応、それらも念頭に置いた形で上富良野中学校の屋外グラウンドの整備について教育長の見解を聞きたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

おかげさまで上富良野中学校、いろいろな各部分で優秀な人材がある教員のもとで成長しているのは確かでございます。

陸上部のかかわりの方というのは現在、3名の先生がいらっしゃいまして、それぞれ教育別に正直、配置をされているというのが事実でございます、まだ沿線の中でも上富良野中学校の陸上部という位置づけというのは、各方面から注目されているということも私も十分に認識をしているところでございます。

そういう状況の中でたまたま今回、4月に短距離

の先生が見えられて、いろいろな部分で御努力をされていることもわかっておりますし、そういう状況の中で管内全道大会にはそういうタータントラックということも認識させていただいて、その場所というのは限られた場所しか実はございませんけれども、そういう状況だということも理解をさせていただいているところでございます。

今現在、タータントラックのお話もことし、先ほど御説明いただきましたとおり11月のときに懇談を開いていただきながら、その必要性も聞きました、担当課長のほうも先生方との協議の中でいろいろとお話をさせていただきました。

そういう状況の中であるということ踏まえながら、今回はタータンについては難しいというお答えをさせていただいて、今後、いろいろな部分で、ただ中学校ばかりではなく少年団ですとか、いろいろな幅広い中での御示唆だということもやはり一つとして、町としての姿勢も必要かなというふうには実は考えているところでございます。

そういう普及も含めながら、その施設がきちっとやはり活用できるという部分の方向づけもやはり教育の部分としてはやはり大切なのかなというふうに思います。なかなか学校だけの部分で限られるというのは、どうしても他の競技もされる子供たちもございまして、そんなことも踏まえながら対応していかなければならないということで考えてございまして、今後、一つの研究課題としてまた進めたいというふうには思っているところでございます。

現在のところは難しいということでお答えをさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、3番岩田浩志君の発言を許します。

3番（岩田浩志君） 私は、さきに通告してあります4項目について町長に質問をさせていただきます。

まず、1項目目、町民との地域別町政懇談会の開催について。

以前は、我が町でも地域別町政懇談会が行われていましたが、10年ほど前より行われていない。現在は、住民会長連合会との懇談会は行われているが、自治基本条例の精神からすると広く町民の意見を聞くということを考えれば、地域別町政懇談会の開催はとても重要なことだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2項目目、町民意見公募、パブリックコメントについてお伺いいたします。

現在、町では事業によって意見公募を行っている

が、町民からは非常に少ない御意見しか寄せられておらず、制度が機能していないように思われます。町として、意見がないことは町民が理解し、納得していると受けとめておられるのか、現状を踏まえ町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

3項目目、地域担当職員制度についてお伺いをいたします。

地域のことは、みずから地域で決める地域主権型社会の実現に向け地域住民が協力し合い、身近な問題を解決したり、活性化を図る力である地域力を高めるためにも町と町民との協働のまちづくりの一つの方法として職員が地域に出向く地域担当職員制度は町民にもわかりやすく、これまでにはなかった町民と職員のコミュニケーションが図られるため、町民にとって行政が身近に感じれると考え、地域担当職員制度の導入についてはこれまでも各議員からも提案がありましたが、町民からも求められている制度であり、次年度に向けて取り組む考えがあるのか町長にお伺いをいたします。

4項目目、緑町団地の運営についてお伺いをいたします。

現在、11棟42戸の町営住宅がありますが、現在の入居者はわずか7世帯が点在して住んでいる状況にあり、地域の中ではコミュニティーが図られ、互いが助け合って暮らしております。

しかし、ほとんどの入居者が高齢者であり、建物も老朽化し、空き住宅が多いため非常に物騒で危険な状況にあります。

そこで3点の質問をさせていただきます。

（1）空き住宅の部屋の確認は定期的に行われているのか。これまで、空き住宅で事故の実態及び不審者の利用等がなかったのかお伺いをいたします。

（2）町の計画では、今後は新築しないとのことではあるが、入居者の安全確保の観点からも入居者の集約を図り、不要な住宅を解体し、更地にすべきと考えるが町としてどのように考えているのかお伺いをいたします。

（3）入居者の健康で安全な生活の確保のため、空き住宅周辺の草刈り及び除雪等の管理は適切に行われているのかお伺いをいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目、町民との町政懇談会に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問の地域別での町政懇談会につきましては、以前は町民の声を直接聞く場として地域ごとに実施してはありましたが、参加者が少なくなり、また

要望のための懇談会になりしているなどの理由により、平成13年度に廃止し、新たな広聴事業としてまちづくりトークや町民ポスト、町長と語ろう等の事業を制度化した経過にあります。

また、平成17年度には広聴事業のさらなる充実を図るためにパブリックコメント、出前講座を制度化して、広聴事業の充実を図ってきたところであります。

自治基本条例にも情報共有をまちづくりの基本原則として規定しておりますが、協働のまちづくりを進めていく上で、町民と行政が直接意見交換する場を設けるなどして、町民との情報共有を図ることを極めて重要と考えております。

現在、定期的を開催しております住民会長との町政懇談会は、住民会と町の情報交換をするために重要な場になっておりまして、意見交換の時間を十分確保するよう努めているところであります。

町民の方が5人以上集まれば町長と直接意見を交換する町長と語ろうという制度も設けております。また、広く町民の皆様のお意見を聞き、町政に反映する目的で町民ポストを現在9カ所に設置しており、さらに本年12月1月から町民ポストの電子版ということでインターネットを活用いただき、町の行政ホームページから直接御意見をいただくように取り組んだところであります。

私といたしましては、広報広聴事業をさらに拡充し、町民との情報共有を推進しながら協働のまちづくりを進めていくことは大変重要であると考えておりますことから、今後、住民会長との懇談会等を通じまして、よりよい町民の皆様との懇談方法を研究してまいりたいと考えておりますので、地域別の町政懇談会も選択肢の一つとして検討すべきと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の町民意見公募、いわゆるパブリックコメントに関する御質問にお答えいたします。

パブリックコメント制度は、町民生活や事業活動などに重大な影響を及ぼすと認められる政策の政策策定時及び改定時におきまして、政策決定過程に町民の行政参加機会を提供するとともに、町民に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性を図りつつ、町民参加型の公平、公正な町政の実現を目指すことを目的に平成17年3月から実施しているところであります。

パブリックコメント制度は、自治基本条例第29条でも規定しておりまして、政策決定過程への町民参加の方法として、町民との情報共有及び町民参加を目指す手法の一つとして極めて有効な手段であると考えているところであります。

今後におきましても、引き続き本制度の趣旨を町民の皆さんにお知らせし、少しでも多くの方々に提案内容についての御意見をいただけるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の地域担当職員制度に関する御質問にお答えさせていただきます。

地域担当職員制度につきましては、行政推進の一つの方法として理解しており、私も議員当時、研修させていただいたところでもありますが、担当する職員が多岐にわたって行政の全般を熟知し、対応することは大変難しく、その場ですぐ回答することができないことも多くあり、そのため町民生活課の自治推進班を中心として幅広く対応することがタイムリーなサービス提供につながるものと考えております。

また、私が就任して以来、職員には日常業務の中ではもちろん、それぞれの町内会の一員としても積極的に町民とのコミュニケーションを図りながら、地域の課題やニーズを的確に把握し、速やかに施策に反映するよう指示をしているところであります。

御提言いただいております地域担当職員制度については、現在のところ導入の予定はございませんが、今の仕組みを十分機能させまして、その役割を果たした上で住民の皆様や職員のからの御意見を聞いて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の緑町団地の運営に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の空き住宅の確認と事故の実態及び不審者の利用等についてですが、緑町団地は42戸のうち7世帯、8人が入居しており、入居者の高齢化が進んでいることから、月に一度は巡回しており、その際に空き住宅の部屋の確認もあわせて実施しております。状況変化などがあれば対応を図るようにさせていただいているところでございます。

また、これまで空き住宅での事故や不審者の利用などは報告されておられません。

2点目の入居者の安全確保の観点から、入居者の集約を図ってはとのことについてであります。団地入居者の方々はこれまで何度も話し合いの場を持っており、最近では平成21年の冬に緑町団地のこれまでの経過も含めまして、防犯上の問題や住宅の老朽化等から入居場所の集約や他団地への移転に伴う移転費助成について説明を行ってまいりました。

結果的には、入居者の方々はいずれも現状のままでの入居を強く希望されておりましたことから、その意思を尊重し、今日に至っております。しかしながら、町といたしましては、課題意識を十分持って

おり、議員の御質問にあるように時間の経過とともに気持ちの変化があらわれているとするならば、改めて入居者の方々と協議する場を設けさせていただきたいと思います。

その結果、集約や転居等がなされた場合は更地化することが必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3点目の空き住宅周辺の草刈り及び除雪等の管理についてでございますが、入居住宅の周りの草刈り及び除雪は、入居者の方に行っていただくことが原則となっております、それ以外の区域は町のほうで管理しております。また、積雪の状況に応じて除雪をしたり、団地内公園の草刈りも定期的に行っております。

今後も、入居者の方々と相談しながら適切な管理を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問、ございますか。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） まず最初に、地域別町政懇談会について再質問をさせていただきます。

ただいま、町長の御答弁では検討したいというような発言をいただきましたが、11月に行われました議会報告懇談会の中でも町民から要望のあった件でございます。

この議会報告懇談会の中で、我々も初めてということもありまして、本当に町民の生の声を聞くということについて、本当に地域の課題だとか要望だとか、さらには地域での先進的な取り組み等の話も伺うことができ大変、価値のあることだなというふうに実感しました。

2月には住民会長連合会との懇談会もしましたけれども、住民会長連合会の懇談会とまた全然内容が違っていて、やはり末端と言ったら表現は悪いですけども、本当に広く町民から直接意見を聞き取るということは非常に大切なことだなというふうに感じています。

この町政懇談会については、富良野圏域でも富良野市、中富良野町、南富良野町に関しては年1回開催しております。占冠村においては年2回ということで、ほとんどの市町村がこのような懇談会を開催していると、行政において最も重要であり、大切な仕事の一つだと私は考えておりますし、これにかわるものは基本的にはないのだなというふうにとらえております。

それと、これまで行われていた懇談会、13年に廃止されたということで、10年ほど開催されていないわけではありますが、やはり懇談会の手法を今でもほとんどの自治体が首長さん初め、多くの

担当課の代表者がいて十数人以上行かれて、懇談会を開催しているということで開催されておりますけれども、町民からするとそんなすべてのことを即答してもらう必要もありませんし、できるだけ少人数で懇談会をすることによって、町民からいろいろな意見を聞き出せるということで、ちょっと昔と今の町民の受けとめ方が違うのかなと、そういうことを考えればそんなに行政負担かけないで開催することができる、私はこのように考えております。

確かに町長の御意見の中で選択肢の一つということで、このほかにも町長はほかに今後に向けて対策を考えておられるのだったらお聞きしたいなということを思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の町民の皆さんとの地域別の懇談会に関しましてお答えさせていただきます。

過去に町で地域別の町政懇談会を開催しておりまして、私も参加した経験がございますが、回を重ねるごとに参加者が少なくなっているということも十数年も前でございますが感じていたところでございます。

そういったことから、今の仕組みが生まれてきておりまして、特に岩田議員からも今、お話がございましたように町民が受ける側も当時とはやはり町政懇談会ということに対する価値観が確かに変わってきていると思います。

そういうことに対応するために私、就任させていただきましてからも町長と語ろう会というのがもう数度、開かさせていただいておりまして、まさしく本当に少人数の方で膝をつき合わせて意見交換するということでは有意義だなというふうを考えております。

さらに、その地区別懇談会ということに対しましては、中身を講じることによってまたよみがえるということもありますけれども、それらについてはまず住民会長さんあたりとお話をさせていただきますと、やはり過去のなかなか集まりづらいということが先走るのでしょうか、ううん、というような感じでございます。

これから、私としては1人でも多くの町民の皆さん方とお話をさせていただくことがベストだと思っておりますので、こういうような今、議員からお話がありましたようなことをこれから住民会長さんとの会合の中でも提起していきまして、また、役場内部からの検討の中でもいろいろな制度を組み合わせる懇談をできる機会が工夫できればそうしたいと思っておりますので、一つの考え方としては承りたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 町長は、町長と語ろう会で一昨年において本当に2回でしたか、本当に町広報にも掲載されたように活発に活動されているなどということで、そういったことを体験されて本当に広く町民から意見を聞かなければいけないなというふうには私は感じているだろうなというふうにしたので、こういったことで提案させていただきましてけれども、それにつながっていくものということで考えれば、当然、昨年度、自治基本条例制定されて、自治基本条例制定された町がこのような町民と意見交換する場すら整備されていないということに関しては非常に違和感があるので、それと取り組みの中で確かに町長と語ろう会、それから住民会長連合会の懇談会については両者が協議の中で懇談の場を設けているということでもありますけれども、ほかのパブリックコメント並びに町民ポスト等におきましては、町民がアクションを起こさない限り何も始まらないと、今、やはり求められているのが町側が町民の中にみずから出向くということがやはり一番求められているのではないかなと私は感じますけれども、その点について町長、御答弁お願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

町が進んで住民側へ足を向けていくということももう、私も就任して以来、一貫して述べております。そういったことを体現するために、職員には都度、とにかく現場で仕事をしなさいということをお願いしております。岩田議員が今おっしゃいましたような、精神的な部分は全く同感でございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） そういうことで、町長も実感されてそういうような方向で検討すると言われていたので、次の質問に移りたいと思います。

それでは、2項目目の意見公募についてお伺いをいたします。

これまでパブリックコメントの開催ということで実績を見ますと、平成21年度3回の事業提案で1件と、それから22年度におきましては3件のこれまで事業提案でゼロ件ということで、町長の御答弁では極めて有効な手段だという御答弁でありましたけれども、今の状況を見ていると成果がほとんどあらわれていないということを見たときに、何かその工夫をしなればいけないのではないかなと私は思いますけれども、町長その点についてもう一度お願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員のパブリックコメントについての考え方についてお答えさせていただきます。

意見が何件寄せられているかということに関しては、極めて少ないということは私も十分認識しております。

また、他の大都市等においてもこのパブリックコメントという制度として設けられておりまして、大きな町でもゼロ件ということはもうさらに聞いております。

ただし、こういうパブリックコメント、要するに町が行おうとする重要な施策、あるいは政策につきまして住民から意見をいただく仕組みとしては、私はこれはもう本当に大事な仕組みだと思っております。

そういうことで、何件意見が寄せられるかということよりももちろん、多く意見を寄せていただくように努力することはさきの答弁でもお答えさせていただいておりますけれども、それはもちろん大事ですけれども、こういう制度を仕組みとして整えておくということが私は意義があるというふうに理解しておりますので、さらにその制度を高める上においてこういう仕組みがあるのですよというPRは、これはこれからも引き続き行ってまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） この件について、私としての提案なのですが、やはり例えば表裏とか、一、二枚程度だったら閲覧箇所でも閲覧できますけれども、ある一定の冊子となるとやはり自宅に持ち帰ってその閲覧して意見を述べるができる制度だとか、やはり簡単なアンケートでそこに回答ができるものとか、さらにはもう一歩踏み込むとモニター制度、5名ぐらいのモニターをお願いして、やはりそこで意見をもらおうと、そうすればある一定の町民の意見として行政側は判断の材料としてできるのではないかなというふうには私は考えますけれども、町長の答弁を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

パブリックコメントの制度ということに対しましては、先ほどお答えさせていただいたようなことでございますが、町民から広く御意見をいただくという仕組み、そのものについてはモニター制度というような御提言もございましたが、これはやはり工夫をしていく必要があると思います。

そして、こういう町民が町に対して意見を言うという行動を今、情報伝達手段が非常に発達しており

まして、年ごとにその住民の意識が変わっていつているように私は感じますので、行政が果たしてそれについていつているかということで疑問もございしますので、パブリックコメントそのものの仕組みは私はこれから大事にしていきたくと思いますが、町民の皆さん方に町の情報というか、特に重要な事業等についての御意見をいただくという仕組みはほかにないかということは研究してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 町長も研究していきたくということでありますので、この点についてパブリックコメント、並びに町民ポストに寄せられた意見について、以前も町長が決裁されていないことが多いという話を聞きましたけれども、昨年の町民ポストの意見の中にちょっと私、気になった1点がありますので、町民から非常にいい意見だなど、私がそういうふうを受けとめていたのですけれども、回答は非常に否定的な回答で、内部協議されてこういう意見が出ているのだらうなというふうにして私は受けとめていたのですけれども、その内容が次年度の事業で反映されたということを見ましてどうなっているのかなと、やはりそういう点においても、やはり町長が決裁していればこんなことはないのかなと、当然、上司の課長も決裁されている内容なので単独で行われたものではないと私は判断しますが、こういったことが町民ポストにしても年間20件程度なので、やはりこれはぜひ町長も決裁していただきたいというふうに思います。この点について。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員にお答えさせていただきます。

今、お話されました事案につきましてはどういふものかということは今、承知できませんが、現在のところそれぞれ担当課において取り扱いを完結しているものと、私のほうに上がってくるものと両方あるというふうに理解しております。

その私のところまで上がってきていないものについては、私も承知しておりませんが、そういうような内容について、例えば課長会議等で皆様に広く共有する、情報を共有するとか、そういったことをもし必要であれば、それはちょっと私のほうに今後の進め方については少し時間をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） そういうことで、町民からいただいた意見に対しては、本当に少しでも酌み取るような姿勢で向き合ってほしいなというふうに思

います。

それでは3項目目の地域担当職員制度について再質問をさせていただきます。

町長も既に御答弁の中で研修を行われたということで、私より研究されているのかなというふうを受けとめておりますけれども、この制度については道内でも数字的にはかなりの数字で出ていますけれども、実際に機能しているところはそこまでないのかなというふうを受けとめておりますけれども、やはりこの制度は今、本当に地域の中に職員が入っていつて、その地域の要望だとか、意見だとか、当然、そういったこともありますけれども、やはり5年後、10年後見据えたときにこういった職員と町民のコミュニケーションが醸成されていけば、その中で当然、町が伝えたいこともスピーディーに反映することができるでしょうし、さらにはその地域力を高めていくためのコーディネーターもそういった中でできるのかなと、若干、単なる御用聞きになるのではないかという心配もありますけれども、今、各事業で職員が地域の中に出向いてそれぞれ事業説明だとか、御苦労されているのを見ますと、地域の中で本当に暖かく育てられているなというふうに感じます。

町民の中からは、本当にいたわりの声のほうが多くて、こんな遅くまで大変だなど、そういったことを考えれば当然、職員も地域の中で育てられているということを考えれば、やはりこういうコミュニケーションを図る上でやはり地域の中に職員が出ていく制度、これは確かに町長のお話の中ではそういうことは日々やりなさいと、指導されているというお話でありますけれども、実際、当然、その職員の中には休みも返上してボランティアだとか、そういう地域活動で参加されている方も、職員もいますけれども、全体がそういうふうになっているかといったら、実際はそうなっていないと思います。

そういったことを考えれば、決してマイナスの考えではなくて、やはり地域をコーディネートしていくのだということの役割をやはり職員が果たすということであれば、こういう制度の導入は必要なのかなというふうに考えますので、もう一度、町長の見解をお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の地域担当職員制度についてお答えさせていただきます。

この制度そのものにつきましては、私も議員時代に先進地を勉強させていただいたような経過もございまして、なかなかこれを実際機能させていくということは非常にハードルが高いと、岩田議員もお話

されておりました。単なる御用聞きで終わってしまう、どちらかというとうそういうほうが多いというふうに私は理解しております。

そして、それと職員はもちろん職場の中で教育もされたり、いろいろ勉強することもありますけれども、やはり住民から教えていただいて、住民が育てるというのはもう私、これは今も何度も申し上げておりますけれども、とにかく住民の中に入って仕事をしなさいということで申し上げておまして、そのとおりだと思います。

そういう意味で今、現在、こういう制度を制度として取り入れておりませんが、それぞれも日常の仕事の中で立場を超えて、それぞれ住民のいろいろな課題の中で飛び込んでいって、そして直接、とにかく住民からいろいろ声をいただかないと、どちらかというとう職員の気質というのは意識が高まっていかないというのを実感しておりますので、ですからこういう制度として設けるのも大事でしょうけれども、日々仕事の中でそれぞれ現場へ出て、住民の生の声を聞いたり、思いを肌で感じてくるということを実感させていけば、私は今、岩田議員が提案してくれております地区担当職員が目指すもの、今の仕組みの中でも反映できると思っておりますので、またこれも職員だとか、あるいは住民の方々と相談した中で、やはりそういう制度も試みてはどうかというような御意見が強くなってくれば、これはもう否定するものではございませんので、そういう認識のことを御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 町長も私も思いは同じということでありましてけれども、やはり制度設計してきちっとやらないと、広く職員がそのような対応をできるかといったら、私は当然、その現場を持っている職員もあれば、当然、その現場のない職員もあるということで、なかなか難しいのかなというふうに私は受けております。

やはり、そういった制度設計の中できちっとアクションとして町民に示すことが、やはり町民にも理解が得られ、その受け入れ体制が育っていくというふうに考えますので、今後、十分研究し、検討していただきたいというふうに思います。

それでは、続いて4項目目の緑町団地の運営について再質問をさせていただきます。

まず、1点目の空き住宅の管理についてであります。幸いにも事故だとか不審者の利用などないということで、私も安堵しているところでありますけれども、ただしかし、この管理の御答弁と内容がかなり乖離しているのでもちょっと気になった点を何点が紹介したいと思います。

まず、かぎのかかっていない住宅が、私は別に侵入しようと思ってノブを触ったわけではないですけれども、たまたま開いたということで、かぎのかかっていない住宅が1件と、それから非常に気になるのは1戸、中に生活物資が散乱して、居間に関してはカーテンがかかっていて、中が見えないのどういう状況なのかわかりませんが、テレビだとか衣類だとか、ベランダ越しに見えたので、これはもう十数年前からもう住んでいないという話なのです。だから、果たしてこのような状況を放置しているのか、事情があってそういう状態になっているのかちょっとわからないのですけれども。

それともう1点、もう既に長年入居者がいないにもかかわらず、ガスボンベがそのままのところ2カ所あるのです。だから、この点は何か事情があったこのような状態になっているのか、一月に1回巡回しているということなので、十分、検査されていると思うのですが、この点について伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の緑町公住についての管理状況についての御質問にお答えさせていただきます。

個々の部屋の状況がどういうふうに、岩田議員何点が具体的に御説明いただきましたけれども、個々の住宅のドアを開けて中を調べているのか、あるいは外見で調査しているのか、そこらあたりの詳しい説明は現場からいただいておりますけれども、それについては確認させていただきたいと思います。また、ガスボンベ云々につきましては、これは多分、そういうものがあるというところは町としては押さえておかなければならないことかと思っておりますけれども、業者の方がそれは業者に帰属することのかなというふうに今、思うところでございます。

実態等につきまして、どういうふうに具体的にその状況を観察しているかということについては、今、ちょっとお答えするものを持ち合わせてございませんので、担当のほうからまた必要であれば後ほどお答えさせていただきます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） そのガスボンベの件については、本当に中が入っているのか入っていないのか、私も確認はできていませんけれども、中に入っているとしたら非常に危険な状態、状況も考えられるのかなということを心配します。それと、中に生活物資がある点についてもちょっと調べて報告いただきたいというふうに思います。

それから2点目の、入居者が点在して住んでいるということで、これまでも職員がその入居者に対し

て移転の御協力というか、紹介をしたかなと、これは私も聞いているのですけれども、確かに高齢者の実態を見ますと、もう高齢化が進んで自分の力で引っ越しなんかとてもできないというような状況の方がほとんどです。

そういった中で集約もなかなかできないのかなという実態はあるのですけれども、やはり周りに隣が入居していないとか、そういうことを考えれば管理上の面、安全上の面でもやはり心配される部分なので、やはりその点、本人の事情をくみ取りながら根気強くこういった職員が町民との意見交換の中で解決して欲しいなど。

ただ、現在使われていない住宅の棟に関しては、仮に集約ができなくても、やはり更地にして見通しのよい清潔な管理を図るべきではないかなというふうに考えますのでよろしくをお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の緑町公住の管理に關します御質問にお答えさせていただきますが、実は私もあそこずっと毎日通る道路の縁で、その緑町公住の状況というのはつぶさに見ておまして、町長に就任させていただきまして一番最初に担当にしっかり集約できないかと指示をした事案がこれございまして、非常に安全上も、仮に子供の遊び場になっても困りますし、指示をしたところでございます。

そして、入居されている方々に相当、私としては好条件、引っ越し、もし転居していただけるのでしたら丸抱えで転居してあげますから、体一つで移っていただければいいのですからと、そこまで提案しております。しかし、これでいいのだということでございまして、縄をつけて引っ張っていくわけにはいきませんので、現在に至っているということで、それと願わくば集約したいというのは今でも思っています。

ただ、散発的に空き家になっている棟を壊して、そこだけでも更地にするかということは、これはちょっと効率性からいうとちょっと疑問でございしますので、やはり私としては集約化されてまとまり、固まりとしてできた場合には更地にしたいなどは考えておりますが、今の状態であいたところだけというはちょっと想定しておりません。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま、その集約の件については町長もいい条件を出して相談しているけれどもなかなか受け入れられないということで、確かに実態を見ますと本当に当然、その町におんぶしてという、その入居者の思いもあってなかなかうまくいかないのかなという思いもありますけれども、や

はり安全面とか、先ほどの状態を考えるとやはり早急にそういった話を進めていただきたいなというふうに思います。

ただ、更地の件については、これは状況を見ても決してできないような状況ではありません。歯抜けにはなりますけれども、やはりそこで視界がよくなるのと、やはり清潔に管理できるということを考えると、また先ほどの状況を考えると、やはり今後、事件、事故につながらないためにもやはり要らない物は早々片づけるということで対応していただきたいなど、もう一度、御答弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員にお答えさせていただきます。

まず、私としては集約化が図れることをまず一番願っているところでございます。

さきの冒頭の御答弁で申し上げましたけれども、もし何年か、何ヶ月か時間が経過した中で入居されている方々、御本人が心境の変化が起きて、やはり心細いとか、不便だとかということで1カ所にまとまりたいかというような気持ちに動いてくれば、これはまた十分に支援をして、そういうふうになっていただければありがたいと思います。

その更地にするということの前に、そこに少しエネルギーを使って、そっちを優先させたいなと思っております。

ただし、管理については幾つか私も岩田議員のほうから不十分だなというような今、感じを受けておりますので、それは安全配慮の上からも遺憾のないような、取り壊しはできないにしても、そういう徹底はもう1回、再点検が必要だなというふうに理解しておりますので、よろしく御申し上げます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それでは、3点目の空き住宅周辺の草刈り及び除雪の管理についてということで、ちょっと私の認識が間違っていたら困るので、ちょっと町長に1点お伺いいたします。

仮に1棟の中で1戸しか入居していない場合、残りの3戸の部分について、当然、入居している部分については住宅の前、それから裏の花壇等については当然、管理しなければいけないというふうに認識しておりますが、残りの3戸分に関しては、これはどこが管理しなければいけないのか、これは果たしてこの入居している人がその全部を管理しなければいけないのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 私も入居者、入居している人がその自分の住んでおられる前、後ろ、これを自分が管理するのが、そういう仕組みのかなという

ふう理解しております。そのあいたところをどう
いうふう草刈りだとか、そういうどういう形でど
こまでお願いしているかということについては、
ちょっと今、承知しておりませんので。

私、今申し上げたような実態がそうございま
す。あいたところについては、町が入居していない
ところについては町が管理するという仕組みだそう
です。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 私もそのように思っていた
ので、ただこの状況は本当に高齢者ということ
で、自分の周りを管理できない状況にあって、実態
としてはこの町内会、それから高齢者でも元気な
方がおられて手助けしながら管理しているという
ことで、町内会長については本当にこの10年間御
尽力いただいて、本当に周りの入居者の世話をし
てきて、これは草刈りにおいてもかなりの面積、こ
の方が管理されているという実態にあります。

何か御答弁の中では町が適正に管理しているよ
うな御答弁でありますけれども、ちょっと私の聞
いた実態と大分違うのでどっちが正しいかという
のを私も判断に困るのですけれども、実態を見
ますと本当に町内会長がトラクターで全部除雪
していると、ややすれば町道の部分、道道から
入ってくる部分もほとんど自分でやっていると、
町がなかなか来てくれないということで、排雪
の中でいよいよどうにもならなくなったら町
のほうにお願いをしてグランド脇の部分、その
部分を除雪に来てもらっているということで、ち
ょっと何か答えと随分乖離するなというもの
があるのですけれども、その方は当初は来てほ
しいと何度も町に、例えば除雪についてお話を
したけど、なかなか広い道路を優先してやって
いるのでなかなか来てもらえないということで、
なおさらこの部分については4戸あるうち1
戸しか入っていないくて、3軒分を除雪しないと、
極端な話をすれば出入りもできないという実態
の中で、それだけ町内会長がどうにもならない
からやっているというように私は聞いています。

だから、それで町が何も手だてをしないで、い
わばおんぶしている、もしそれが事実であればち
ょっとおかしいのかなと、本来、町で管理しな
ければいけないのだったら当然、多少、協力し
てもらえる部分はあっても、例えば燃料代を見
るだとか、当然、そういった町として当然、そ
ういう手だては必要ではないかと思うのですけ
れども、その点について。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問
にお答えさせていただきます。

まず、町内会長に除雪等を町がお願いしてい
ると

いう実態は私はないと認識しております。ただ、
町の除雪車が除雪に行くまでの時間が、どうい
う時間帯で行っているかということはわかりませ
んが、それが例えば待ちきれなくて善意で除雪を
してくれているというようなことはあるとすべ
ば、それはそこだけに限らず全町、方々にそ
ういう実態はございます。

だけど、一住民の方に除雪をお願いしている
というふうな、私は実態にはないというふう
に考えておりますので、その町内会長さんの方
々がどうい、善意でやっていたらということ
は今理解できますけれども、どういう経過で
そういう御協力をいただいているかというこ
とについては、いつか直接担当からお話を
伺うようにさせていただきますと思います。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ちょっと私の説明が町
長の誤解を招いたのかなと思います。決して、
その町内会長が町からお願いされているわけ
ではありません、その町内会長の善意で行
っていると、当然、町にもそんなお金の請
求もしたことはありませんし、ただこの地
域の実態を考えたときに、やはり高齢者
が大変だということで、何かあったとき
に困るということで、そういった除雪も
みずから進んでやっているので、ただそ
の町道に関してはきちっと多少おくれ
てでも町が対処すべきところでありま
すし、やはりしっかり担当と協力してく
れている方と協議の中で進めていただ
きたい。

余りにも膨大な作業量で、これをその町
がそんなにやってくれるからいいのだ
ということで、ただ放っておいている
という実態がもしあるとするならば、
ちょっと疑問だなと思います。とい
うことで答弁いただきたいと思いま
す。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御
質問にお答えさせていただきます。

先ほども若干申し上げましたけれども、
除雪に限って申し上げますと、どう
いう時間帯に除雪に行っているかとい
うことは、私、今承知できませんけ
れども、しかしあそここの団地の中
も除雪をしななければならない路
線としてはしっかり位置づけられて
いるはずですし、その住んでおられ
る方々の行動を始める時間と除雪に
入る時間とのタイムラグがもしあ
ったとすれば、それは協議の中
でもう少し早めたいとか、こ
ういうふう除雪をしていただ
きたいということは、それは協
議の中で解消することです
から、ぜひそれは実態はま
ずそういう経過もあるとい
うことでありますれば、実
態についてまずしっかりと
押さえていただきたいと思
いま

す。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、3番岩田浩志君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。
あす12月15日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

午後 4時40分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年12月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 谷 忠

署名議員 米 沢 義 英

平成 2 2 年第 4 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 1号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）
第 3 議案第 2号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第 4 議案第 3号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 5 議案第 4号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第 6 議案第 5号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 7 議案第 6号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）
第 8 議案第 7号 平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
第 9 議案第 8号 平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第10 議案第 9号 上富良野町職員定数条例
第11 議案第10号 上富良野町名誉町民の議決を求める件
第12 議案第11号 北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約変更の件
第13 認定第 1号 平成22年第3回定例会付託
議案第 9号 平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第14 認定第 2号 平成22年第3回定例会付託
議案第10号 平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件
第15 発議案第1号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見の件
第16 発議案第2号 大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見の件
第17 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	新井久己君	総務課長	田中利幸君
防災担当課長	伊藤芳昭君	産業振興課長	前田満君
保健福祉課長	岡崎光良君	健康づくり担当課長	岡崎智子君
町民生活課長	中田繁利君	建設水道課長	北向一博君
技術審査担当課長	松本隆二君	農業委員会事務局長	菊池哲雄君
教育振興課長	服部久和君	ラベンダーハイツ所長	大場富蔵君

町立病院事務長 松田宏二君

議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成22年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

さきに御案内のとおり、議案第10号上富良野町名誉町民の議決を求める件につきましては、本日、議案をお配りしましたとおりであります。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 今 村 辰 義 君

7番 一 色 美 秀 君

を指名いたします。

日程第2 議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第2 議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました、議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の提案要旨について御説明申し上げます。

まず、1点目は、予防接種法の定期接種化の提言

を踏まえて、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種費用について全額助成するよう、所要額の計上をお願いするものであります。

2点目は、地域センター病院である富良野協会病院の産婦人科医師確保のため、その不採算経費を沿線5市町村で負担することとなったことから、所要の経費を計上するものであります。

3点目は、さきの臨時町議会で議決賜った、今年度の人事院勧告等に伴う給与条例の改正及び退職手当組合特別負担金の確定等に伴います職員給与費の精査について、所要額の計上をお願いするものであります。

4点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次配分確定及び緊急通報システム更新事業の入札執行に伴います事業費等の精査をお願いするものであります。

5点目は、本年7月、8月に発生した集中豪雨に伴う災害復旧費の不足分等の追加補正及び60万円以下の小規模災害復旧費について、4件、110万円の地方債の発行が見込めることとなったことから、地方債の追加をお願いするものであります。

6点目は、来年4月に執行予定の、北海道知事、道議会議員選挙執行に伴いまして、ポスター掲示場設置等業務について、年度を超えることから、債務負担行為の設定をお願いするとともに、所要の経費を計上するものであります。

以上、申し上げましたことを主な要素として、各事業費の確定に伴う執行残の減額補正とあわせて、今後予定している国の補正予算に伴います地域経済活性化策等の財源とするため、予備費に一定程度計上することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,625万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、第1表、歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

(債務負担行為の補正)。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金、44万8,000円。

10款地方交付税、110万円の減。

12款分担金及び負担金、608万7,000円の減。

14款国庫支出金、552万2,000円の減。

15款道支出金、614万5,000円。

17款寄附金、207万5,000円。

18款繰入金、449万1,000円の減。

20款諸収入、243万円。

21款町債、110万円。

歳入合計は、500万2,000円の減となります。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費、1,084万5,000円の減。

3款民生費、588万5,000円。

4款衛生費、237万7,000円。

6款農林業費、362万7,000円の減。

8款土木費、1,261万4,000円の減。

9款教育費、208万6,000円の減。

12款給与費、4,524万円の減。

13款予備費、5,314万8,000円。

14款災害復旧費、800万円。

歳出合計は、500万2,000円の減となります。

3ページに移ります。

次に、第2表、地方債補正につきまして申し上げます。冒頭申し上げましたように、本年7月、8月に発生した大雨災害に伴う災害復旧費のうち、小規模災害復旧費につきまして、地方債の限度額の追加をお願いするものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。これも先ほど申し上げましたとおり、来年4月執行予定の北海道知事、道議会議員選挙執行に伴いまして、その事務が年度を越えることから、期間及び限度額の追加設定をお願いするもので

あります。

以上、議案第1号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番渡部洋己君。

11番(渡部洋己君) 27ページの予防接種の件で、ちょっとお伺いしたい。

最近特に課題になっている子宮頸がんの予防接種のことですけれども、先般、説明の中で、かなり予防接種の接種率ですか、これがなかなか低く、予防接種をやっても、なかなか接種する人は低いのではないかという話があったのですけれども、その対策として、何か、もしあれば教えていただきたいなと思います。

議長(西村昭教君) 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長(岡崎智子君) 11番渡部議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、先進的にやられているところで、非常に高率なところもあるのですけれども、なかなか接種率が上がっていない町村も多いというのが実態というふうに聞いております。ちょっと子宮頸がんと離れるのですけれども、現在、インフルエンザの予防接種のほうが、昨年は若干低率だったのですけれども、ことしはもう既に町の中で4,500人ぐらいが予防接種を受けているという状況になっておりますので、やはり必要性について、きちんと情報提供をしっかりと行うということが、2年をかけた中での接種率の向上になっていくだろうというふうにも思っていますので、子宮頸がんワクチンにつきましても、基本的には、繰り返し繰り返し情報提供を行いながら、学習機会を細やかにつくっていく、それは、関係機関、学校とか、親御さんの集まる場所ですとか、さまざまな場所を活用しながら情報提供を行っていくということ、繰り返し行っていきたいと思っています。

以上です。

議長(西村昭教君) 11番渡部洋己君。

11番(渡部洋己君) 先般、我々、厚生委員のほうで、研修といいますが、そこで、島根県邑南町で、ことしから、そういうことで接種しだしたので、それで、84%の接種率といったかな、結構高い数字を上げているので、それは何か、子供に手帳を配ったりしてやっているという話も聞いたのですけれども、そこら辺どうなのかなと思って。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 邑南町の資料に関しましても見させていただきまして、本当に予防接種の接種率も高く、独自に子宮頸がんワクチンの手帳を作成されているというような形、あと、医師の学習会なども含めながらされているというふうなことも拝見しましたので、ちょっと医師の学習会までは持っていけるかどうかはわかりませんが、今、メーカーのほうからも、中学生向けの工夫されたパンフレットなども取り寄せながら、どういう形で、中学生、高校生が興味を引いて、わかりやすい資料にできるかというのは、さまざまな先進事例も取り寄せながら組み立てていきたいと考えて作業している途中です。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 8ページの交付税についてお伺いいたします。

近年、交付税は、当初予算から比べて増額されている部分があるかというふうに思いますが、これの要素としては、地域活性化事業につなげるという形の交付金等が一定部分増額された部分があるかと思いますが、この増額の要素について改めてお伺いしておきたいと思えます。

あわせて、この間の質問でも、今回、予備費の中で、約5,000万円でしょうか、予備費という形で5,300万円計上されております。この間の質問の中でも、地域の雇用の拡大や、地域の家庭用の火災報知器だとか、遊具の整備だとか、雇用に結びつくような、そういう補正予算案を組むべきだという形で9月の質問等では行いましたが、今回、こういう質問に対して、今後検討するという形の答弁がありました。今回の補正予算を見ますと、なかなかそういった部分の予算が組まれていないという状況にあります。

また、一方で、今後来るであろう光をそそぐ交付金、あるいは、きめ細やかな交付金に対応するような予備費を充当するような話もされておりますが、こういう中で、やはり今、働く場所がない、あるいは、住民にとっては緊急なものが予想されているわけですから、こういうものに対する考え方というのは、この予備費を含めて、今後来るであろう、きめ細やかな交付金や光をそそぐ交付金というのを、どういうふうに活用されようとしているのか、お伺いしておきたいというふうに思えます。

きめ細やかな交付金等については、町の中では、約6,600万円でしょうか、光をそそぐ部分につ

いては1,000万円ほどの交付金が充当されるという見込みになっております。その中身を見ますと、地方単独事業、あるいはハード、ソフトの部分にも、きめ細やかな部分に対応できるような、そういう内容でもありますし、光をそそぐ部分については、地方消費者行政だとか、自立支援だとか、単独でいろいろと工夫されたものがあるというふうな趣旨のもので掲載されておりますが、こういうものも含めて、今後、どのように、この交付金等の活用、あるいは、この予備費の活用をされるのかという点を明確にさせていただきたいというふうに思います。

二つ目にお伺いしたいのは、この社会資本整備総合交付金の中で、役場庁舎の耐震診断ということで、終わりましたが、この耐震診断の結果等については、どのような数値が出て、今後どのように対処されるのか、お伺いいたします。

また、10ページには、新地域エネルギー・省エネルギービジョンの策定という形で、終了したということもありますが、1点だけお伺いしたいのは、上富良野町で利用可能なエネルギー、こういうものは、今回の策定の中で、どういったものが想定されているのか、お伺いいたします。

次に、14ページの地方振興費の中で、名誉町民に対する功労一時金が200万円という形で設定されておりますが、条例のときについて、私はこれについて反対しました。なぜ反対なのかということ、名誉町民といっても、やはりそれは一般の方と変わらないわけでありまして、たまたま行政が、そういった町長職にかかわるという仕事を行ったということもあって対象になる、名誉町民という称号を与える分についてはいいけれども、しかし、一時金という形で、功労金という形で与えるのは、まさに差別であると同時に、やはりこういったものは、住民からしてなじまないものであるということで反対しました。にもかかわらず、今回のそういったものに対して200万円計上されているわけですから、到底納得できるような内容ではないということの話であります。そういう意味で、改めて、この名誉町民の一時金の意味というのはどういうふうに押さえられているのか、お伺いいたします。

次に、老人福祉で、20ページの緊急通報システムで、現在、緊急通報システムというのは何件使用されているのかお伺いしておきたいというふうに思えます。

次に、確認のためにお伺いしますが、26ページの保健衛生費の中で、負担金補助及び交付金という形で、地域センターの協会病院に対する産婦人科の医師確保という形の中で、これは549万8,00

0円という形で計上されております。これは、今までかかった派遣医師の確保という形で、総体的に2,900万円かかって、その患者の利用数に按分して地方自治体が負担するという形になっておりますが、これは、今後継続的に負担しなければならないのか。単独、いわゆる単年度だけで終わるのか、この点をお伺いいたします。

また、予防関係では、今、事業精査という形で、高齢者や、インフルエンザのワクチンの接種がほぼ終わったのかなというふうに考えておりますが、現在、高齢者を含めて何人予防接種をされたのか。

また、同時に、今、新たにまた新型インフルエンザにかかわった患者さんも出てきているという形の中で、引き続き、この新型インフルエンザに対する予防対策というのは行われなければならないというふうに考えておりますが、上富良野町における、現在、この新型インフルエンザ等にかかわっている、かかったというような発症事例等を含めて、予防対策についてお伺いしておきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 5番米沢議員の何点かの質問のうち、まず、交付税の増額の要因等の御質問にお答えをいたします。

まず、交付税の増額要因につきましては、地域経済の悪化等に配慮されて、きめ細やかな交付金等の増額が20年度からスタートしてございます。また、昨年の政権交代後、特に地方交付税の、地域の経済活性化に資するための交付税の増額等が1兆円枠等で増額をされている要素になってございます。

また、予備費に関連いたしまして、今年度の予定をしております、いわゆるきめ細やかな交付金、あるいは住民生活に光をそそぐ交付金等の関連の御質問でございますが、既の上富良野町には、議員御指摘のように、両方の交付金を合わせまして、おおむね7,700万円程度の交付金が見込まれているところであります。これらにつきましては、議員御指摘のとおり、上富良野町の経済活性化、あるいは雇用対策等に、ぜひ有効的に活用するべく、今現在、これらの事案の取りまとめを急いでいるところであります。おおむね、来年早々、1月下旬ぐらいには、ぜひ臨時会をお願いして、これらの時点で、これらの事業メニューを提案させていただきたいというふうにも考えてございます。

また、予備費等につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたが、この臨時交付金等の財源にぜひ活用できないかも、今現在検討しているところであります。何分、この時期でございますので、ま

た、新年度の予算編成と重なっておりますので、この23年度の予算にもぜひ反映すべく、いわゆる15カ月予算等を念頭にも置きながら、これらの地域活性化の取り組みを進めていきたいというふうに、今検討を進めているところであります。

次に、役場の耐震診断の関係の御質問でございますが、先月の末であります。役場の耐震診断の数値結果が出たところであります。予想どおり、大変数値的には厳しい数値となったところであります。役場庁舎は災害対策本部になりますことから、これらの対応について、今後、いつやれるのかは別として、きっちり計画を練っていかねばならないというふうに、今考えているところであります。

いずれにしろ、役場庁舎につきましては、耐震の改修工事が物理的には難しいという判断結果もいただいておりますので、新築という部分では非常にハードルの高いものになるなどというふうには考えてございますが、いずれにいたしましても、放置することにはなりませんので、将来計画をきっちり盛り込んでいくことが重要だというふうに考えているところであります。

次に、名誉町民の関係でございますが、いろいろ考え方はございますでしょうが、いずれにいたしましても、ことしの3月に条例を制定いただきまして、これらに基づきまして、長年、上富良野町のために功勞をいただいている方を名誉町民ということで、功勞一時金を出そうということで条例を制定していただきましたので、これらに基づきまして、今回上程をさせていただいたところであります。

私のほうからは、以上でございます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 5番米沢議員の、新エネルギーを利用した、利用可能なエネルギーの利用等についてでございますけれども、これにつきましては、新エネルギービジョンの策定委員会を開催いたしまして、現在、3回まで作成した中で調査をいたしております。それに基づきまして、利用できる可能なエネルギーといたしましては、太陽光を利用いたしまして太陽発電、また、太陽の熱を利用いたしました水の温水化です。2点目が、家畜のふん尿等を利用いたしましたバイオマスによります発電、3点目が、地中熱等を利用いたしましたヒートポンプ、それから、氷とか水を利用いたしまして冷房設備に用いるというようなことで、この四つを、主な利用可能なエネルギーということで、現在、これらの利用につきまして検討しているところでございます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の、緊急

通報システムについての御質問にお答え申し上げます。現在利用をいただいておりますシステム台数は、200台でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 協会病院の産婦人科に対します負担金のことにつきましてですけれども、出張医が来ることで産婦人科の医療が確保できるという観点から、常勤医が2名体制になるまでの間は、出張医の費用に対する負担を沿線の町村で行う方向で現在協議を行っているところです。おおむね800万円程度を沿線市町村で割り返すことになるかということで、協議を行っております。

次に、高齢者のインフルエンザのワクチン接種数につきましては、10月、11月の間で、町内医療機関で接種をした方が4,582名、15歳以下につきましては856人、15歳から64歳につきましては2,184人、65歳以上の方が1,542人となっております。

あと、補助による接種の方につきましては、新型インフルエンザ接種費補助としまして364人、高齢者インフルエンザ接種費補助としまして1,421人が接種を行っております。

次に、新型インフルエンザの発症状況と予防対策につきましては、現在、インフルエンザの発症は、富良野沿線では一応警報が出ましたけれども、季節性のインフルエンザが主流なために、感染自体は爆発的な感染の広がりではなくて、徐々に、徐々にという広がり状況であります。予防法につきましては、基本的なうがい、手洗い、せきが出る方のマスク着用とかという、本当に基本的なところですので、防災無線を流したりですとか、広報掲載とかを行っている状況です。

以上です。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 交付金の活用については、今後、新年度予算の中にも反映するという話であります。何よりも、ただ基金として積み立てるといっても必要でしょうが、再三再四言っておりますが、やはり当面、住民の皆さん方が望んでいる雇用対策だとか、緊急の、いわゆる家庭の警報器の設置や、遊具や、地域の道路等や、いろいろ要望があります。街路灯をつけてほしいという要望もあります。そういうものも含めた中で、そういった交付金の活用とあわせて有効的に活用するというのは当然そうなのですが、望まれているというふうに思いますが、こういった点で、もう一度確認したいのは、そういう方向で十分検討されるべきだと思います。

すが、町長、この点確認したいと思います。

もう一つ、光をそそぐ交付金だとか、きめ細やかな交付金の割り出しの根拠というのは、どういうものから出てきているのか。例えば、町が実施計画に計上されているもの、そういうものから割り出して、この交付金が算定されているのか、交付金の算定の根拠というものは、どういうふうになっているのかお伺いしておきたいと思っております。

次に、新エネルギービジョンについては、四つの利用可能なエネルギーという形で、今後、これを十分生かすかどうかというのは、当然、委員会の中でも討議されて、協議された中で進められるというふうに思いますが、やはり基本は、この利用可能なエネルギーの割り出しを行って、それが上富良野町の地域経済の活性化に結びつくだとか、先進地へ行きましたら、やはりそういう手法で、これを地域の経済の活性化や地域の皆さん方の将来の二酸化炭素の排出を抑えるという形になっておりますので、ここをしっかりと押さえた中で、この新エネルギービジョンを策定するというのが当然基本中の基本であると同時に、町民や、学校、小さい子供さんから教育現場における、そういった啓蒙啓発や教育が連動した中で、このCO₂の削減、地球環境をどう守るかというのが一つの柱になっていくかと思っております。そういうものも含めて、考え方として、まだきちんと整理されていない部分もあると思っております。そういう方向も一つの手段として必要だと思っております。この点、お伺いをしておきたいというふうに思います。

次に、名誉町民の一時金、功労金であります。私は、これは今、多くの無駄という形で、私は感じております。というのは、退職金もいただけるわけですから、そういう中で、十分役割を担っています。また、名誉町民という称号もいただいて、きちんとそういう仕事に対する敬意を払った称号を与えているわけですから、何もこの名誉町民の功労金を支給しなくても、十分、名誉町民としての値も評価されているということで、私は、今回のこの予算の中で計上すべきではないと、この予算を計上するのであれば、まだ住民が望んでいる部分に回せるこの予算の使い方がないと私は考えていますので、この点は、もう一度、この予算の中から外して見直しを図るべきだというふうに考えていますので、この点、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 5番米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1点、いわゆる交付金等を活用し、地域の経

済活性化にという御質問でございましたが、当然、この交付金の目的は、地域経済の活性化と雇用対策等を中心とした交付金となりますので、何とか上富良野町の地域要望にこたえるべく、今、事業メニューを厳選をしているところでございます。

また、先ほどの答弁と重複いたしますが、来年明け早々には、ぜひこれらの事業も発注するような準備を進めたいというものにあわせて、23年度の予算にもこれらを盛り込んでいくと。したがって、期間の切れることのない、連続した、こういった地域経済の活性化策を打っていききたい、このような考えでありますことから、ぜひ御理解を賜っておきたいというふうに思います。

また、交付金の算定方法の御質問でございましたが、既に御承知かと思いますが、国の予算総額が3,500億円になってございます。そのうち、きめ細やかな交付金が2,500億円、あと、住民生活に光をそそぐ交付金が1,000億円、このような配分になってございます。地方に配分される方法でございますが、一番大きいのは、財政力に応じた配分でございます。また、若干、地域補正等がございますが、あと、割増係数といたしましては、離島でありますとか豪雪、過疎、これらに配慮した率を調整して配分がされるものでございます。

次に、名誉町民の関係でございますが、議員御承知のとおり、これまで、名誉町民の年金という形で支給をされてきましたが、これらを、この3月に功労一時金ということで、この名誉町民の称号を与える段階で、これらの功労金、功労金の性格ですので、これまでの功績をたたえる意味で、一時的な功労金をというルールを用いたところであります。全国多くの市町村でも、いろいろなやり方はございますが、一般的な方法ではないかというふうにも思っておりますし、また、名誉町民の称号は、だれでも与えるものではございません。特に上富良野町に功績の多かった方々に贈る称号でございますので、社会通念上、これらの範囲では、支給は問題ないかなというふうに考えているところであります。

私のほうからは以上でございます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 5番米沢議員の新エネルギーの活用方法とそのPRでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたように、新エネルギービジョン策定委員会で4回目の、1月に開催予定ですけれども、そのときに、重点プログラムということで今検討中でございますけれども、その中で、公共施設での利用ということで、今、学校の建てかえ等が予定されておりますので、その学校の建てかえ等には、ぜひこれらを活用していきたい。ま

た、町民のほうの利用を図るために、補助金の制度を検討すべきでないかと。また、PRの方法といたしまして、学校の授業等でそれらを活用して、実際にそれらの施設に行き、省エネ、新エネが体験できるようなことも必要でないかというようなことも言われております。それらを通して、また広報等でPRを進めていきたいと考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 功労金については、何回も言いますが、行政改革を今されているわけで、本当に必要なかという立場に立てば、その称号を与えて、その名誉をたたえているわけですから、やはりその立場から言えば、これは本当に削除して、私は、行政改革の対象にすべきだというふうに思っています。そういう意味では、従来から述べておりますが、これはなじまないと、今のこの時流の中で、いろいろ皆さんが儉約されているのに、この方だけが、特別な、年金、一時金を支給するというのは、それはなじまない話なのだというふうに思います。今、年金も、これからまた一部減額されようという話もあるわけですから、そういうことも含めたら、やはりもう一度、これは削除の対象、行政改革の見直しの対象にすべきだと、補正予算からも外すべきだと、こう思いますが、もう一度確認しておきます。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 米沢議員の御質問に私のほうからお答えをいたしたいと思っております。

米沢議員からは、この間、いろいろな機会を通じまして同様の意見をちょうだいしたところでございます。今、担当課長のほうから申し上げましたように、町も、いろんな動きがございます、時代も変わってございますので、従前の条例が本当に妥当なのかどうかということを検証しました。議員の皆さんからも、御意見をちょうだいしたところでございます。そのような経過の中で、道内の自治体の多くの状況を掌握をさせていただいて、議員の皆さんと相談をして、この3月に新しい条例として、従前の年金を一時金にするという、そういう形で条例の議決を賜ったところでございます。功績をどうたたえるかについてでございますが、議員がおっしゃられるように、必要かどうかという観点もあるでしょうけれども、私どもは、議員の皆さんと議論の中で、こういう処遇がふさわしいかどうかという観点で議論をさせていただいたところでございますし、御議決をちょうだいしまして、その条例に基づいて、今回、ふさわしいという前提のもとに予算を上程させていただきましたので、ぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 15ページの公共施設の地上デジタル放送の対応機器のところですか。ここで、予算より20万6,000円ちょっと減になっておりますけれども、公共施設でのデジタル対応は着々と進んでおります。一方、町民のほうの難視聴地区、15世帯は認定になっておりますけれども、あと、45世帯、これから調べていくと。それで、大変お金がかかるということで苦勞をいたしております。これらについて、どのように、この対応については考えていらっしゃるのか、よろしく願います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 2番村上議員のデジタル放送の対応の關係の御質問にお答えを申し上げます。

この15ページでございます、これらの予算の減額の要素につきましては、公共施設を中心といたしまして、いわゆるテレビの買いかえをエコポイントの終了に間に合わすべく、これらのテレビの購入をしたものでございます。

次に、いわゆる難視聴対策の關係の御質問でございましたが、まず、難視聴地域の確定に向けた調査をいろいろ行ってございますが、今、48世帯の難視聴が、ほぼ確定しつつあるところであります。これらの対応につきましては、高性能デジタルアンテナにするもので対応できるもの、あるいは、一部大がかりな共聴施設をつくらないと映らない地域、これもおおむねわかってきてございます。これらにつきましては、総務省の補助金の申請とあわせて、NHKの助成金の申請の準備、これらを今、着々と進めている最中でございます。

ただ、来年の7月まで、これらの対応が難しい、工事が難しい状況となっておりますので、ホワイトリストという方法でございしますが、このホワイトリストに登録をし、その方に限っては、衛星放送でこのデジタル放送を来年7月以降受けられる方式になりますので、これは5年間の限定期間でございしますが、これらのホワイトリストの登録も既に済んだところであります。

いずれにいたしましても、来年7月には全国の工事が非常にこみ合っておりますので、これらの共聴施設、高性能アンテナがどこまで、その7月に間に合うか、非常に不透明な状況になりますので、工事が間に合わないとしても、今お話しいたしました衛星放送での受信が可能なような、今、両方の方法を進めている最中でございしますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 9ページです。児童福祉費負担金の關係でございまして、中央保育所負担金が23万9,800円の減と、それぞれ減になっております。したがって、全員協議会の中でちょっと説明を受けて、所得階層が変わったからということで報告を受けたのですけれども、その所得階層の、どこがどう変わったかということで、保育所別にお願いをいたしたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村議員の児童福祉費負担金についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、保育料でありますけれども、予算化に当たりましては、当年度の状況を勘案しながら、次の年の予算を見計らいまして計上するものであります。次年度において、前の年と所得階層の構成が変わるといことが多々ありますので、その点御理解をお願いしたいと思います。

保育所別に申し上げますと、大きい点だけを申し上げさせていただきたいと思っております。所得階層が変わったというふうに申し上げておりますけれども、第1階層、これは保育料がゼロの階層でありますけれども、当初予算で計上しておりましたのは、中央保育所は、第1階層はゼロでありましたが、年度に入りますと、第1階層の入所が9名という状況にあります。第1階層のみを申し上げたいと思っております。西保育園につきましては、第1階層は当初予算の見込みではゼロでありましたが、入所状況としまして7名の世帯が入所されたということでありまして、わかば愛育園につきましては、当初予算では第1階層はゼロの見込みでありましたけれども、入所の状況として、10名の世帯として入所をされたという状況にあります。

ということで、低所得階層、つまり、保育料のかからない世帯というのが、当初の見込みと違いました増加したという状況になりまして、3施設とも保育料の減少ということで、入所の数にかかわりませず、この階層の違いによって、児童福祉費負担金収入の減という見込みでございまして。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、それぞれ3保育所の階層の關係ということで説明を受けました。確かに、第1階層は、中央がゼロが9名、西保育園がゼロが7名、わかばがゼロが10名ということで、保育料が無料というのが26名ということでございまして、トータルにすれば、そうすると、私、単純に、前年度の決算、今回の減額率とちょっと比較をしてみました。

のですね。そうすると、前年度と比較をしますと、平成21年度の決算では、3保育所で5,800万円、今回、平成22年度は6,300万円なのですね。そうすると、いかに過大計上をしているのではないかという感じを受けたのです。

それで、実際に、私は、それぞれ見ますと、例えば中央保育所、昨年の決算は2,994万5,740円なのですね、予算は3,000万円、しかし、今回減額しますと2,800万円ということ。それから、西保育園では、昨年は1,155万9,430円の決算が、予算では1,398万円。それから、わかば愛育園では、昨年は1,600万円なのに、今回、平成22年度の予算は1,800万円ということで、こうやってみていきますと、5,800万円が昨年の決算、それから、20年度は5,900万円、それが一気に6,300万円になっているのですね。そうすると、過大計上でないかという面と、それからもう一つは、見積もりの階層別の分析がある面で、若干の変動はいいですけれども、これだけ大きく変わるというのはどういうものなのかという感じを受けています。しかし、入所者数の実数を見ると、中央は88名、現在は89名、西保育園は52名のところ、現在54名、わかばは60名のところ、現在61名ということで、大体、平均して、それぞれの実数の状況になっております。

したがって、私は、この第1種階層というのは生活保護世帯ということで、それぞれ費用は全部ゼロですね、保育料はですね。第2階層は、3歳児未満は8,500円、3歳児5,700円、4歳児以上は5,700円ということですが、この第2の階層も、予算計上では、先ほど資料を見せていただいたら、35名が16名に減っているのですね。ですから、そういう点では、予算計上の見積もりに対する甘さがあったのかなということを感じるのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村議員の再度の質問にお答えを申し上げます。

22年度の予算計上の仕方についての御指摘でございますけれども、先ほど申し上げましたように、前年度の状況から次年度を推しはかるという事務の流れでございますけれども、前年度におきまして、第1階層というのは生じていなかったわけでございます。そういった中で、やはり次の年の状況も、そう大きくふえることはないだろうという見込みを立てた中で、また、過去の経過として、若干ずつでありますけれども、この増加傾向というのは、その世帯の所得階層が安定してきているという状況も見られましたので、そういったことから次の年の計上を

いたしましたところでございます。その辺の分析の甘さというのは、確かに御指摘のとおりかと思えます。

そういった状況で、今回の補正、減額につきましての理由といたしまして、先が見込めなかったというところを十分反省をしているところでございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第1号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第3 議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） ただいま上程されました、議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、六つの要素から成っております。1点目は、保険給付費の一般分の療養給付費と高額療養費が増加見込みとなることから、これらの増額相当分に対応した保険給付費等負担金と高額療養費共同事業交付金が見込めること、2点目は、前期高齢者交付金の額が確定したこと、3点目は、前年度から国民健康保険連合会の電算システムがオンラインになることに伴い、システム導入の交付金が確定したこと、4点目は、出産数の増加に伴い、出産育児一時金補助金が確定したこと、5点目は、国保基盤安定の軽減分と支援分及び国保財政安定化支援事業にかかわる一般会計繰入金が増加見込みとなること、6点目は、出産数の増加と人事院勧告により職員給与費等が減額したことから、これらにかかわる一般会計繰入金が増加見込みとなること、これらを主な要素といたしまして、所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、三つの要素から成っております。1点目は、保険給付費の一般分の療養給付費と高額療養費及び出産育児一時金が増加見込みとなること、2点目は、後期高齢者支援金と事務費拠出金及び前期高齢者納付金の額が確定したこ

と、3点目は、国民健康保険連合会の電算システムがオンラインになることに伴い、国民健康保険連合会への負担金と庁舎内の国保電算システム改修費が確定したこと、4点目は、人事院勧告により職員給与費等が減額したこと、これらを主な要素といたしまして、所要の補正をしようとするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成22年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,580万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,382万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款国庫支出金、1,430万2,000円。

4款前期高齢者交付金、27万3,000円。

6款共同事業交付金、694万3,000円。

8款繰入金、571万6,000円の減。

歳入補正額合計は、1,580万2,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、180万2,000円。

2款保健給付費、3,686万円。

3款後期高齢者支援金等、25万3,000円。

4款前期高齢者納付金等、1万8,000円の減。

12款予備費、2,309万5,000円の減。

歳出補正額合計は、1,580万2,000円であります。

これをもちまして、議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第3号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） ただいま上程されました、議案第3号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成21年度の北海道後期高齢者医療広域連合事務費負担金の取扱事務費及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の保険料の軽減措置額が確定したことにより、一般会計繰入金を減額補正しようとするものであります。

次に、歳出につきましては、歳入補正をいたしました減額相当分について、広域連合納付金を減額補正しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成22年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,599万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金、99万7,000円の減。

歳入補正額合計は、同額の99万7,000円の減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金、99万7,000円の減。

歳出補正額合計は、同額の99万7,000円の減であります。

これをもちまして、議案第3号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

議長(西村昭教君) 日程第5 議案第4号平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) ただいま上程いただきました議案第4号平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を申し上げます。

1点目といたしまして、施設介護給付費などの介護保険給付費の平成22年度分の実績見込みを勘案した歳出の補正、及び、その財源となります国及び道負担金などの歳入の補正をしようとするものです。

第2点目といたしまして、地域支援事業の利用者の増から歳出の補正、そして、それに伴い、利用料

及び国、道負担金、支払基金交付金の歳入の補正をしようとするものです。

3点目として、人事院勧告に伴い、職員給与費を減額補正しようとするものです。

第4点目として、歳計余剰金を予備費に計上しようとするものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いします。

議案第4号平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成22年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,479万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款分担金及び負担金、16万4,000円。

3款国庫支出金、262万5,000円。

4款道支出金、68万6,000円。

5款支払基金交付金、19万6,000円。

6款財産収入、1万3,000円。

7款繰入金、20万9,000円の減。

歳入合計、347万5,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、38万5,000円。

2款保険給付費、ゼロ円となります。

3款地域支援事業費、134万2,000円。

5款基金積立金、1万4,000円。

7款予備費、250万4,000円。

歳出合計、347万5,000円であります。

以上、議案第4号平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 13ページの閉じこもり予防通所事業、ここ、81万7,000円増額なのですけれども、これは全体で何人ぐらい見込まれていたのでしょうか、また、何人ぐらいふえたのでしょうか。ちょっとその同額のを聞きたいのですけれども。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上議員の、通所型介護予防事業の増額の要因でございますけれども、委託料であります、これはハイツへの委託であります。閉じこもり予防通所事業費として、現在22名、当初予算としては18名を見込んでおりましたけれども、22名の通所利用者ということで増額をさせていただきたいということであります。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） これは、要支援1とか2とかというところは関係ございますのですか。それとはかみ合っていないのですか。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） これは介護予防の一環ということでございまして、要介護がつく前の方ということであります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第5号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第5号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入では、年度内事業量の確定などにより、排水設備等工事確認手数料及び事業量減に伴う発行町債について、また、費用増減の影響によるルール計算に基づく一般会計繰入金を合わせて、総額723万

4,000円を減額するものとなっております。

歳出側では、一般管理費として、給与条例改正による職員手当の減、加えて、消費税の精算について、合わせて548万3,000円を減額、浄化センター管理費の部分では、事業量確定などによる精査増減の結果として、1万円を減額、さらに公共下水道新設事業では、委託費と工事費の確定により174万1,000円を減額するとともに、一部財源の組みかえを伴う、総額723万4,000円を減額するものとなっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成22年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ723万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,785万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

裏面1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款使用料及び手数料、3万円の減。

4款繰入金、640万4,000円の減。

7款町債、80万円の減。

歳入合計では、723万4,000円の減です。

2、歳出。

1款下水道事業費、723万4,000円の減。

歳出合計は、同じく723万4,000円の減となっております。

2ページ、第2表をごらんいただきたいと思います。

第2表につきましては、地方債補正ということで、公共下水道事業が総体的に減額となっております。これの対象となる起債が、このとおり、690万円から610万円と、80万円を減ずる内容となっております。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。

た。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） ただいま上程されました議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、収入におきまして、特養利用者の長期入院者が増加し、入所利用率が大幅に低下したことによりサービス収入並びに自己負担金収入を減額補正するものでございます。

2点目は、人事院勧告による給与改定に伴います給与費の減並びに職員の退職による給与費の減額補正でございます。

3点目は、利用者の高齢化、重度化に対応するための臨時看護職員、介護職員の増員による、賃金の増額補正でございます。

4点目は、利用者の御家族から介護用備品の購入に充ててほしいと寄附金が1件ございましたので、収入並びに支出の備品購入費に予算を計上させていただくものでございます。

5点目は、これらの要因を整理いたしまして、収支の差額を予備費で調整をさせていただきました。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）。

平成22年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ454万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,950万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきまして、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入、464万1,000円の減。

3款寄附金、10万円。

歳入補正額の合計は、454万1,000円の減額でございます。

2、歳出。

1款総務費、467万2,000円の減。

2款サービス事業費、131万8,000円。

5款予備費、118万7,000円の減。

歳出補正額の合計は、454万1,000円の減額でございます。

以上、議決項目についてのみ説明させていただきました。御審議いただきまして、議決くださいますよう、よろしく御願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 開議

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第8 議案第7号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第7号平成

22年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました、議案第7号平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の補正の要旨につきまして御説明申し上げます。

1点目といたしまして、3年ごとの退職手当組合負担金の精算額について、収入の一般会計負担金と支出の総係費において、同額の99万2,000円を減額するものとなっております。

2点目としては、歳出において、給与条例改正に伴う職員手当28万2,000円の減額分を予備費に充てる内容となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成22年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）。

第1条、平成22年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款及び項の名称と補正額のみを申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、99万2,000円の減。第2項営業外収益、同じく99万2,000円の減。

支出、第1款水道事業費用、99万2,000円の減。第1項営業費用、127万4,000円の減。第4項予備費、28万2,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第3条、予算第5条に定めた経費の金額を、次のように改める。

補正額のみを申し上げます。

1、職員給与費、127万4,000円の減。

以上、議決項目のみを御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第7号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第8号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました議案第8号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、初めに、提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、四つの要素で構成されておりまして、1点目は、本年の人事院勧告に基づく給料手当の減額であります。所要の額につきましては、収益的支出の医業費用と老人保健施設事業費用の給与費から、それぞれ減額するもので、減額総額は294万8,000円であります。なお、減額した全額につきましては、不測の事態に備えるため、予備費に計上しようとするものであります。

2点目は、退職手当組合負担金の精算額が確定しましたので、不要となる額につきまして、収益的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計補助金を、また、支出の関係経費をそれぞれ減額するものであります。

3点目は、看護師養成奨学資金につきまして、先般、1名の方から返還の申し出がありましたので、資本的収入及び支出におきまして関係予算を計上するとともに、不要となる貸付金の予算を減額するものであります。

4点目は、前回補正後に、御寄附を5件、総額28万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして、備品の購入費用として予算措置しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第8号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

（総則）。

第1条、平成22年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入、第1款病院事業収益、補正予定額1,173万4,000円の減。

支出、第1款第2項医業外収益1,173万4,000円の減。病院事業費用、1,173万4,000円の減。第1項医業費用、1,235万4,000円の減。第3項老人保健施設事業費用、232万8,000円の減。第5項予備費、294万8,000円。

(資本的収入及び支出)。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、168万円。第1項出資金56万円の減。第3項寄附金、28万円。第4項奨学資金貸付金返還金、196万円。

支出、第1款資本的支出、168万円。第2項建設改良費、28万円。第3項奨学資金貸付金、56万円の減。第4項出資金返還金、196万円。

次をお開きください。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、1,468万2,000円の減。

(他会計からの補助金)。

第5条、予算第8条に定めた金額8,517万4,000円を7,344万円に改める。

なお、1ページ以降につきましては、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) 何点が質問をさせていただきたいと思います。

看護師奨学資金の返還の関係について、お尋ねをしたいと思います。

平成20年6月18日の第2回定例会で、この奨学資金を5万円から7万円という、看護師等の関係があった経過の中で、2名ということで説明があって、そのうちの1名があれだと思えますけれども、あと1名はどのような状況になっているかというこ

とを1点お尋ねしたい。

それと、条例の第7条、貸し付けの方法、取り消し等ということで、2号の中で、奨学金の貸し付けを受けることを辞退したときということになっているのです。施行規則の中では、第5条で、届をしななければならないということになっていて、そのときの辞退の理由、それから辞退届の提出年月日、今回のですね、それがいつなのかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、今回、理由はわかりませんが、それによって借受人もしくは保証人を2人立てていますね。それらの関係で、どのような協議をされたのかということ、これは、辞退の理由によってまた大きく変わってきますけれども、協議の経過ということで、ある面で、差しさわりのない点だけでもお話を聞きたいなという気がいたします。

それから、あと、施行規則の第2条、貸付申請の第2号の中で、誓約書を出すということになっています。そうすると、誓約書の中には保証人を2人つけるようになっています。それで、万一、本人に不都合なことがあったときは、保証人が一切の責を引き受けますということになっています。その責というのは、どういう内容か。というのは、万が一、今度は、就職をします、どこかの病院で引き抜きのために、お金が、ある面であれしますよというような動きがあるということになると、一体、我々は、20年の議案審議の中で、看護師が足りない、何とか奨学資金をとということで、議員全員で賛成する、看護師の確保が、やはり病院運営には欠くことのできない条件だからということで、しております。しかし、こうすることで、奨学資金をこういう形で使って、どういう理由かわかりませんが、そんな形で次々にやられていたら大変なことになるので、これが大きな前例になっては困るなという気がするものですから。辞退の理由によりますけれども、ですから、場合によっては、その責ということでは、どうということなのかということ、以上についてお伺いをいたしたいと思います。

議長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(松田宏二君) ただいまの中村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、もう1名の方がどうなっているかという部分であります。お二人いまして、今回、20年の段階で条例改正いただいて、20年4月からさかのぼりまして、ちょうどお二方に貸し付けを行ったということになります。それで、今回辞退された方は、3年制の専門学校で就業をするという形の中で借りられたと。もう一方の部分については、高校から衛生看護科と言いますが、そこで3年間勉強し

て准看護師の免許を取って、その後2年間をさらに就学することで正看になるという道をたどった方があります。それで、稚内のほうにその高校がございまして、そこで今、就学をされているというような状況であります。

それで、今回辞退された方の、辞退の主たる理由なのですけれども、上富良野の出身の方でありまして、旭川で勉学をされたということでありまして、特に8月、3年生に入ると頻繁に実習に入ります。そういった中で、いろいろ旭川内の大きな病院も含めまして、救急の現場ですとか、いろいろな高度な現場での実習をした中で、当初思い描いていた、卒業すれば地元に戻って、地元の町民の方を看護したいという思いから、少し高度な現場を体験してみたいという思いが、そちらのほうが強くなりまして、御本人、8月、ちょうど実習のときだったのですけれども、そういった中で申し出がありまして、最終的に、実習がちょっと落ちつく9月に御相談に来ました。それで、面談した中で、私どもは、この基本的な趣旨と御本人の考え方は尊重しつつも、今回28カ月分ですので、非常に大きな額になるということで、それで、御両親とか、そういう周りの方と、改めてじっくり御相談してくださいということで、一たん、お時間をそれぞれ持つような形にしまして、最終的に、返還金の大きな額になりますが、御本人、あと、御両親とお話の中で、御本人が思い描いている進路にまず行きたいということで、大変私どもにとっては残念な部分でありますけれども、御本人の御希望に沿った形で辞退の申し出ということで、日にち、記載日はちょっと今十分特定したお答えはできませんけれども、9月にその辞退の申し出を受けて、所定の手続に入ったということでありまして。

それで、誓約書関係も、当然、当初、具備した、規則等に基づいたものについてはすべていただいております。特に保証人の責の部分についても触れておられましたが、当然、責につきましては、例えば返還すべき履行がされないとか、そういう不測の事態に備えた中で、保証人にその責をとっていただくというような流れで規定をしたものであります。

あと、確保としての手法であります。基本的に、看護師不足、医療従事者不足ということを経験にして、前回、金額も増額して、一つの確保の手段として装備させていただいておりました。それで、この貸付金につきましても、基本的には、これが仮にうちとして用意されていなければ、当然その貸し付けをして、そういう就学の、貸し付けを受けた手法をもって勤める道を、全くこれがなければ閉ざすこととなりますので、やはり、今、少なくとも、大

変残念ではありますけれども、お二方のうち、まだお一人残っておりまして、その方が現実的にこの資金を活用して、引き続き、今、稚内のほうで勉学しておりますので、非常に、選択するには、ただ募集するだけではかなわない部分もありますので、こういう手法も、間口として引き続き用意した中で、何とか人の確保に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 勤めることの選択は、ある面で個人の自由であるというのは考えていきたいのですけれども、私はやはり、町立病院の安定した運営ということで、看護師の確保ということで、我々議会も認めてまいりました。しかし、実際にこの誓約書を見ると、上富良野町看護師等養成就学資金貸付条例及び上富良野町看護師等養成就学資金貸付条例施行規則の条項をかたく守ることはもちろん、卒業後は上富良野町の業務に従事することを誓いますということ、はっきり誓約書の中にうたわれているのです。それで、万一、本人に不都合なことがあったときは、保証人が一切の責を負うということでございますけれども、実際にこれから、ただお金さえ返せば、それで、もう保証人の責が終わるということであれば、我々が意図していること、それから、町のお金を使うということになると、非常に残念な結果なのかなと。そうすると、これがまた僕は前例になるのかなと。ということは、巷間言われております、一般病院での看護師の引き抜き、看護師確保のために、言うなれば、引き抜きで支度金を払います、極端に言えば、196万円、あなた返還するのなら、病院で払いますよ、ぜひ来てくださいというような悪例になってもらおうと、非常に、私どもの意図していることと違うような気がいたします。確かに、この人は高度な看護技術を身につけたいということだろうと思っておりますけれども、我々の意図している関係から言うと、非常に残念なので、ただ返してもらっただけで済むのかな、もしくは、保証人等からもわび状か何かだとか、極端に言えば、違約金だとか利子ぐらいはというような、町民感情としては僕は起こってくるのではないかなという気がするのです。

ですから、今回のこの28万円というのは、4カ月分ですね、4、5、6、7。その辞退届が出てきた段階というのは、お話があったというのは9月ということで聞いていますけれども、そうすると、四半期ごとにお払いしているのですか。それらも含めて、私は非常に残念な結果だと。ただ、このままでは非常に不十分な面があるから、この条例、それか

ら施行規則も、ある面で見直しをしていかなければならない。例えば、途中の場合は利子を含めて払うだとか、もしくは違約金はどうだとかというようなことも含めて、やはりやっていかなかったらだめでいかなかという気がするのですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいまの中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

町立病院の安定した経営のためということで、人材確保、これは全く、いつも、この方針については変わっておらず、そういった中で、確保が厳しいということで、こういうような手法も取り入れた中でやっておりまして、特に今回、最初から悪意を持ってこれを活用するというようなことは、まず、当然想定しておりませんが、当初の貸し付け段階において、より注意深く御本人の意思、そして、その後の夢、描いているものとか、そういうものを十分、より聞き取った中で、この貸付行為に至るような形で、注意深く対処することが、より必要なのだというふうに感じております。

また、今回の28万円の部分であります。おっしゃるとおり、4月から7月までの4カ月間分ですが、先ほどお話ししましたとおり、8月の段階で、御本人から、そのときは電話だったのですけれども、実習で来れなかったものですから、まず一報をいただいたときに、先ほどお話ししたとおり、次の面談の機会をもって意思確認等、あと、両親等との話もしてもらおうことが、まずは肝要かなということで、毎月お支払いするのですけれども、翌月、8月にそういうことがありましたので、まずその段階で、仮にストップをさせていただきました。そして、先ほどの、9月に面談をし、また、家庭内での協議もしてもらった中で、御本人の思い描く部分に、今回、辞退という形ですけれども、それに本当に踏み切るのかどうかを真剣に考えていただいたというようなことの経過であります。

したがって、次に違約金関係の部分ですが、各自治体もそうですけれども、いろいろな病院も含めて、いろいろな人材確保のために、奨学金、あるいは、おっしゃっているような支度金ですとか、いろんなケースがあります。そういうものを踏まえた中で、20年の段階で、条例でまず金額的な部分での手厚い対応ということを含めてとった経過にありますので、また、こういう違約金等の装備が必要かどうかについては、慎重に今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第9号上富良野町職員定数条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町職員定数条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現行の職員定数条例は、第3次職員数適正化計画に定めた平成23年4月1日を迎える時点における職員定数の目標値を条例本則に規定し、それまでの間の経過措置を附則に定め、その対応を図ってきたところであります。

このたび、この計画期間が終了することから、新たな第4次職員数適正化計画を踏まえ、現条例の全部改正をもって、変革時に対応し得る新たな職員定数条例を提案するものであります。

以下、条文に沿って概要を御説明申し上げます。

第1条では、職員を、町長、議会、その他各執行機関の事務部局及び公営企業等に常時勤務する一般職と定義をしております。

第2条では、部局ごとの職員定数を設定するとともに、その総数を193人と設定したところであります。

第3条及び第5条では、不測の事態や時限的な対応など、一定の変化に対応が図れるよう、定数外とできる職員及び定数総数の範囲内における柔軟措置を規定したものであります。

第4条では、それぞれの部局内における定数配分は、それぞれの任命権者による旨を規定しております。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する旨を規定しております。

以上で説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今回、条例定数という形で提案されましたが、まず、大枠で質問をしたいのですが、今回、条例の見直しということでありまして、よく、町長が言葉にしているように、現場で起きている問題は、職員がきちんと現場で意見を聞いて対応するというので、それはもっともだというふうに思いますが、しかし、同時に、町長自身が、その現場の認識をどうしているかによっても大きく左右される問題で、そこが薄いと、町長が幾らそういうことを言ったとしても思いが伝わらないわけで、町長自身の意思がはっきりしているかどうかというところが、今問われているこの定数条例とあわせて問題だというふうに私は考えております。

そういう意味で、今回の総定数の見直しというのは、単に職員の問題だけではなくて、住民の暮らしにかかわってくる問題でありまして、このことをしっかり押さえた職員の定数条例の見直しかどうかというところが、また同時に問われている、私はこのように考えております。

そういう意味では、今回の条例定数の見直しというのは、町長自身、どういう町をつくるのかということ想定していらっしゃるのだらうと思うのですが、まず、その考え方等をお伺いしておきたいというふうに思います。

それと同時に、今回の新条例の定数の見直しということで、総体的には193という、町長部局も含めて、病院だとかも含めてなっております。また同時に、新適正化計画においては、目標値は186を目標とするということで、結局は、この186に縛られる話だというふうに思いますが、この点は当然そうなるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それと同時に、いわゆるアウトソーシングという形の中で、事業の改革の見直し、適正化改革もつられております。そこでは、保育所あるいはラベンダーハイツ等における現場職員等については、その間の定数条例の、この28年の間で退職した場合については、定数外職員で補充するというような話になっておりますが、私は、そういうところに問題があるのではないかと。保育所に至っても、ラベンダーハイツに至っても、職員の配置ということでは、当然しっかりとした仕事になされるかどうかという問題があります。そういう意味では、単に将来を見越して、いわゆる外部委託するから不補充にするというところにこそ、私は問題があるというふうに思います。この点については、当然見直すべきだと思いますが、この見直す考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

さらに伺いたいのは、例えば、ことばの学級、通級だとか言っておりますが、子育ての支援センターのところでも、正職員の配置をふやすという問題、同時に、町立病院も老健に転換しましたけれども、そこには、介護士の専門職員として、職員のスペシャリストがいるわけですが、しかし、依然としてその部分は臨時職員で対応しているという形で、本来であれば、こういった部分に正職員を配置して、介護士の資格を持っている方、いろいろいますから、そういう方をきちんと配置して、老健に入院している人たちの健康管理を、そういう人たちがきっちり担って、その上に介護職員がいる、総体的には医師がいて、事務長さんがその全体の流れを見るという形が本来であると思います。

私は、今回の定数条例の改正とあわせて、そういうものがきちんと担保されるかどうか、これが今問われていると思いますが、そういう配置がされるのですか。この条文を見ましたら、そういうことがうかがえないという状況になっております。

もう一つ、病院の、46名から、新条例では50名体制という形になりますが、これはどういう理由の中で50名体制になるのか、きちんとお伺いしたいと思います。

さらにお伺いしたいのは、町長は常日ごろから、町の活性化、あるいは町の観光産業、農産物も含めて、そういったものを町外にも発信したいということをおっしゃっています。そうすると、そういうものをきちんと管理統制できるような部署を、観光振興課、あるいは、どこにつくるかは別としても、そういったところに専門職的な方を配置して、企画、アイデアを立案できるような、そういうような人をきちんと配置する、そういうことも含めたこの定数条例というのが当然出てこなければなりません、そういったものは出てこないで、ただ、人員の減らず、ふやすという形の中で出てきているように思われます。

確かに、定数の適正化計画の中には、住民の暮らしを守るだとか、もっともらしい言葉が書かれているのですが、しかし、これはこういった定数の中できっちり担保されてこそ初めて効力が発生すると思いますが、この点が見えませんが、この点、もう一度、この定数条例の配置については、当然、必要な正職員として配置する部分は当然ふやさなければなりませんし、町長部局においても、病院においても、そういう形になるかというふうに思いますが、この点お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思

います。

まず、向山町長のまちづくりの理念というか、どういうことを念頭に置いて取り組んでいるかという御質問が最初かと思いますが、改めて言うまでもなく、今、自治法に基づきまして、現行の総合計画、これが、町将来の、行く末の姿だということで、議会で構想を決定をいただいているので、それ以外に今の向山町長が語るものはございません。それにすべて集約されて、それを踏襲して将来のまちづくりに向かっていくということで、ひとつ御理解いただいているかと思えます。

それと、2点目の、定数の、この条例案では193名であります。いろいろと委員会を通じまして、また、この条例案の提案要旨につきましては、総務課長のほうから説明申し上げているとおりでありますが、内容的には、議員も御承知かと思えますけれども、現員数をあまりむやみにふやすこともできない、そういう自治体の経営上のいろんな諸課題があるのは御承知のことかと思えます。そういうことを考えると、現員から大きく数をふやすということのないように、また、今現在で、中短期的になるかと思えますけれども、将来を見据えたときに、予測できるものもございます。それも、大変申しわけございませんけれども、限られたものしか予測ができないわけでありまして、そういう予測の範囲の中で、弾力的に町長が行政を運営するに当たって取り組まなければならないものもありませんので、そういう、少し弾力的な要素も、十分、この新条例には、そういう要素の規定も織り交ぜてあることは議員も御承知のことかと思えます。

そういうことからして、時と場合によりましては、この条例定数が上限でございますので、193を超えないような運用の仕方をしなければならない。かといって、一方では、今予測できる現員数をむやみにふやすこともできない、これはその辺のところを十分、その時々で判断していかなければならないということでございますので、そういうことを念頭に置いて、5年後の姿を、193が上限だという形で提案していることを、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

それと、アウトソーシング等に関連しまして、いろいろの間、議員から御質疑を賜っているわけですが、行政運営に当たりまして、いろんな人材を確保しながら取り組んでいるわけですが、すべて正職員か、もしくはどうかということではなく、その時々に応じまして、先ほども言いましたように頭数も含めまして、一定程度、弾力的な運用をしなければならないということでございますので、この辺は、ぜひ御理解をいただきたいと思いま

す。

いずれにしても、行政運営、ある意味では、経営でございますので、一方で財源の確保の見通しも立てつつ、必要な人材を確保しつつ運営していく。一番問題なのは、それを支える財源がしっかり見通せるかどうか。仮に見通せないとなれば、安定的に、持続的に、今の状態を維持できませんので、そういうことも含めて総合的に町長が判断するわけでございますので、これはここで具体的に申し上げることはできませんが、そういう要素をとらえながら、この枠の中で行政運営をしていくという決意を込めた条例となっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

いろんな部署等での専門職の確保、これについては、当然、議員がおっしゃられるようなことを念頭に置いて、町長も運用していかなければならないということでございます。これはまた、人材の確保、人材の育成、これらについては、また別な機会でも、いろんな議員の皆さんと議論する機会もあるかと思えますが、この定数条例の中ですべて、職員の資質を向上するとかということも含めた要素となっていないことについては、ひとつ御理解いただきたいと思えます。

それと、病院の定数の関係も御発言がありました。病院、今、現行の条例では、18年が大きな診療報酬の改定がありましたが、御案内のとおり、一定程度スタッフを抱えないと診療報酬が得られないという、大きな診療報酬の改定でございましたので、今、現行条例では、非常にきわめて窮屈な中で人材の確保に努めているわけでありまして。今後、どういう制度改正があるかわかりませんが、外部要因で非常に大きく病院のあり方が問われることが予測できますので、そういう意味で、少し、診療報酬の改定の中で、病院の人的体制が非常に濃密なことを要求されたときにも対応できる、もしくは、病院のスタッフも、先ほどの看護師の問題ではございませんけれども、非常に採用困難職場でございますし、一方、人材はしっかりと確保していかねばなりません。かといって、確保した人材については、短期間で、またほかに移ると、そういう非常に動きが激しいわけでありまして。そういう中で、いろんな部署の人材を確保する、それには、御案内のとおり、病院も少数精鋭でやってございますので、新しい人を迎えて、それを育てるということよりは、即戦力のある方を迎えなければならない、もしくは、その戦力を短期間で発揮する、そういうことを念頭に置いて、場合によっては、予備的に、リタイアする、先が見えたとしたら、予備的に人材を確保する、そういうことも含めた中で、現行の46名を50名と

いう形で数字を想定してございますので、ぜひとも御理解をいただきたいというふうに考えているところであります。

議長（西村昭教君） 5番米沢議員。

5番（米沢義英君） 確かに、病院の問題では、そういう問題もあると思いますが、しかし、一方で、老健等の、きちんと転換して介護の体制、介護を受けたいという方、入所されたいという方に対する、施設として整ったわけですね。そうしますと、そういったところには、きちんとした介護支援員さん、介護福祉士さん、資格を持った方がおられるわけですから、そういったところには、全員とは言いません、せめて責任者という立場で、職員にするかどうか、職員という形の配置で張りつけて統括して管理してもらうとか、やはりそういう体制があってもいいと思うのですが、ただ、そういう転換したはいいけれども、そこには行き着かない。確かに財政事情もあるかもしれませんが、せめて1名だけ配置するだけでも違うのだと思うのです。それはまた働く人の意欲にもつながる話で、そういったことをやはり、今同時に、この条例の見直しということであれば、当然そういうこともしなければなりません。ことばの通級の問題でも、子育て支援センターの問題でもそうですが、全部とは言いませんが、大事な中核を担って、専門職の役割をしっかりと果たしているわけですから、そういったところもなかなか配置されないという問題があります。町長が日ごろから言うように、上富良野町は、将来、地方に発信するような、そういうすばらしい町にしていくということをおっしゃっているのだから、今、この条例の改定の中で、組織改革が後だということ、それも今後考えるということではありますが、そういう構想すらも出てこないわけで、町長がおっしゃるようなそういうイメージであれば、やはり職員の、どこかの部署にそういった専門的なスタッフを配置するか、もしくは、言われるように、現行の職員で本当にできるのかという、そういった論議も本当にどうなのかという問題もあります。そういう問題も含めて、今回、イメージとして、なかなかわいてこないし、職員定数そのものについては、新条例の中では、枠はやはり2人か3人ぐらい、当然ふやすべきだし、そういった体制をとって職務に専念するような体制づくりが必要だというふうに思いますが、この点、もう一度お伺いいたします。

それと、兼職者、休職者、育児休業者に対する定数外職員のあり方という形でとらえておりますが、この定数外職員というのは、臨時雇用だとか、そういった扱いだというふうに思いますが、そういう扱いになるのですか。正職員が休職した場合は、定数

外職員として扱うということなのですが、これはどういう扱いになるのか、私、頭の回転が、よくわからないので、のみ込めないで、その点もう一度聞かせていただきたいのと、町長自身が、この問題について本当にこの定数の扱いでいいのかどうか、どういうふうに考えているのか、もう一度確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 引き続き、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

職場ごとに、いろんな課題がございます。今、議員が言われるような課題もないわけではございませんので、それらの課題解決に向けましては、この定数条例の中でしっかりとらえて、課題の解決方法、ここで限定的に申し上げることはできませんが、言われるような、そういうしっかりした体制の構築に向けて、課題解決に取り組んでいく、その努力をすることについて、ここで申し上げておきたいと思えます。

それと、定数外の関係につきましては、ここで列記してございますので、こういう職種とか、そういう事態になっている職員については、これはずっと、いつまでもということではなく、そういうことが解消できるまでの一定期間、定数外職員として取り扱うということの意味でございますので、ここで臨時職員等々の、広げた、そういう形で定数外ということではなく、あくまでも職員の身分で、一時、育児休業なり休職をしているという場合には、その解除できるまでの一定期間は定数外職員として取り扱うという意味でございますので、ひとつそういう意味で御理解をいただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 要するに、一時的に、その定数外扱いで、定数条例の中には認められないというような、そういう形なのかというふうに思いますが、いずれにしても、副町長、今まで言ってきたのに、その職員の配置もですよ、できていないのに、これから考えるなんていうのは、全く話の理屈にもならない話しているわけで、もう既にそういう扱いで検討するというのであれば、きちんと配置されている話なのです。そういうことも含めて、やはりもう一度、十分、組織機構も含めた中できちんと提案されて、その中でこの定数条例も、私は論議されるべきだというふうに思いますので、この点主張しておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 先ほどの課長の説明で、第3条関係ですね、次の各号に掲げる職員は、前条の定数外とするという、ここでありますけれども、不

測事態の柔軟性を配慮してやっているということに、非常に私は引っかけたのですけれども、兼任者とか休職者だとか、育児休業者、派遣者、これは、常時いると思っっているのですか。特にこの育児休業者なんか、たえず何名か、町の職員でいると思っっているからそういう答えが出てきたのか、説明になったのか。

そもそも不測事態というのは、どういうことを考えているのか。私は、前回、災害派遣という話を聞いたのです。上富良野町で一番やはり皆さんが関心あるのは、十勝岳の噴火だと思っっているのです。そのとき、この新たな定数で対処できるのか。それぞれ恒常業務を持っっていますよね、皆さん、毎日毎日やる。それで、避難所の開設だとか避難員の誘導だとか、いろいろやることはいっぱいある。それでもこの定数でやれると言われたのです。まず、今でもこの定数内でやれるのかどうかというのを確認もしたい。不測事態というのは、どのようなことを思っっていて、この第3条で対処できると思っっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 6番今村議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点、第3条の条文の解釈の考え方でございますが、例えば、育児休業の取得者、これらについては、時代の流れとともに、育児休業法等の改正等がございまして、最大3年間、3歳までの期間が休業できるような法改正になってきております。この3条の解釈は、例えば3年間休業する申し出があると。ただ、そこを、職員をあけておくわけにはいきませんので、この3年を見通した職員の採用の前倒しをいたします。その3年後に職員が帰ってきたときに、復帰をしたときに、この193の条例の定数がオーバーした場合には、その間、そのオーバーした部分を定数外というふうに解釈をいたしますという条文になります。もちろん、それ以降の採用でこの193に合うように、その後の対応を図ってまいりますということをここに明記をさせていただきます。

あと、災害対策の関係の御質問でございますが、上富良野町には、地域防災計画が規定されてございまして、各所管の役割を明記をさせていただきます。これらについては、職員がすべてやるものということではございませんで、指揮をとりながら、民間の力をかりながら、これらの対応をするような、実は計画になってございます。

職員がすべて対応するのであれば、もちろん193の定数では、この有事に対応することはできませんが、今申し上げましたように、地域防災計画の中

で、ポイントとなる、核となる所管課の役割をきちり明記をさせていただきますので、これらの対応を図ることとされているというふうに御理解をいただきたいと思っます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） この3条で、先ほど説明のときに言われた、不測事態の柔軟性を配慮するというのは、その定数的な柔軟性を配慮する、そういうふうな解釈、不測事態というのはそういうことだったということによろしいですか。不測事態というのは、いっぱいあるわけですね、私、それ言われて物すごい考えたのです、風水害もあるし、地震もあるし、十勝岳の噴火もあるし、航空機の墜落もある、ミサイルが飛んでくるかもしれない、そういったものをあわせて不測事態と言うのではないですか。

民間の力を取り入れながら、災害援助はやっていくということになると、これはぶっつけ本番ではそんなに動きません。不測事態の前に、ぜひ、よく訓練をやるような計画をやってほしいなというふうに思っます。

答弁は要りません。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） この関係について伺いたしたいと思います。

初めに、反対する意見で、質問ではありません。いろんな意見もあるということで、確かめておきたいと思っます。

今、国ばかりでなく、地方財政も厳しい状況にあります。整理合理化を図る、そういったことで、将来における財政負担の軽減だとか、いろんなことを考えて、第3次の職員の定数が条例化されて削減に至ってきているのだと思っます。時の流れによる国民的意識や地方自治体においては、コンパクトで効率よくという、町民も国民もそのような意識を持っていると思っます。この第4次職員定数適正化計画というのは、予想に基づくもので、今後の財源を見込まれての数を出したのか。また、柔軟性を考えておりますけれども、負担をふやしてでも進めていくという考えに基づくものなのか、やはり町民に理解されて評価される条例にしたいというふうに思っますので、ここを一番大事に考えての条例なのか、そこら辺をもう一度確かめておきたいと思っます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 12番佐川議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、第3期の職員数適正化計画には、財政情勢が非常に逼迫している現状を受けて、第2次、第1

次もそうですが、職員数をいかに合理化を図りながら少なくしていくか、人件費の負担をしていくかということを中心に、実は、この適正化計画が成り立っているという点でございます。結果、平成8年から現在まで考えますと、七十数名の職員を削減してきた経過でございます。

ただ、この第4次の職員数適正化計画に当たりましては、議員も御案内のように、特に超高齢化社会を迎えて、保健、福祉、医療を中心としたマンパワーのサービス体制も整えていかなければならないこと、あるいは、地域主権型の社会を構築するために、いわゆる権限移譲を積極的に受けていかなければならない部分、これらを加味しながら、この第4次の適正化計画については、職員数を下げることだけの目標ではなくて、いわゆる地域課題を確実にクリアできるような職員数に置きたいと、このような意図でございます。

ただ、一方、地方財政が好転したわけではございませんので、財政状況につきましては、今後の10カ年の財政状況もシミュレーションしてございますが、決して明るい状況にはなりませんので、第4次適正化計画については、189人から確実に3名程度の職員を削減する目標を立てながら、住民の方に理解を得られるような組織体制にしていきたいと思います、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 職員条例改正をするわけですが、私は、あわせて、やはり数をふやすことができないということですから、それであれば、貴重な職員の方ですので、適材適所の配置をしていただきたい。やはり、ここは専門職を置けばいいなという部署に専門職を置かないで、配置しないで、こういったところは職員の方でなくてもいいのではないかな、臨時の方でもいいのではないかなという部署に、そういった方を配置したりですね、だから、そういったことを少し、適材適所の配置を。といいますのは、やはりその資格がありませんと、権限も与えられておりませんので、なかなかそういった仕事もやりにくいでしょうし、職員もやはり貴重ですので、人材を生かしながら、適材適所ということをしっかり考えていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 2番村上議員の御質問にお答えいたしますが、まず御理解をいただいておりますが、この行政運営の組織の中には、いわゆる免許職員が必要な部署が何力所がございます。これらの免許職員につきましては、当然、

町長の責任において免許職員を配置していることをまず1点御理解をいただきたいと思います。

そのほか、もちろん、困難な業務、あるいは十分な知識を持って行わなければならない部署も何点がございますが、これらにつきましては、それぞれの職員の資質を向上させることを目的として、これらに対応するものということでございます。町長が人事異動を行うものの背景には、当然にして適材適所を目標とした人事異動を行うものでございますので、繰り返しになりますけれども、まずは免許が必要な、資格が必要なものについては、きっちり配置がされ、しかも、それ以外においても適材適所の人事異動がされているという点をぜひ御理解をいただきたいと考えています。

あと、限られた人員で、なおかつ行政課題は山積をしている現状でございますので、ただただ人をふやすことがいいことではなくて、189名の職員個々の資質をいかに向上して、これらの行政課題に立ち向かっていくということが一番求められている点だろうというふうに考えています。

議長（西村昭教君） ほかにございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 職員の定数なのですが、ただ減らせばいいという問題ではないと思います。やはり必要などころには厚く、必要でないところには薄くして無駄を省いていかなければならない。例えば、外部より専門職を入れて刺激を与えるということも確かにこれは必要だと思いますけれども、私はそれ以前に、もう少し内部の中で検討してもらいたい。特に、各部課において、もっと内部的なアイデアといいますか、私の課はこうありたいのだ、こうしたいのだと、そのためにこれだけの人が欲しいのだと、そういうような、職員の中で非常に闊達な、自由に討論できるような場を設けていただきたい。そういった内部的な中からのことも非常に必要でないかと思えます。

自分として、ふだん見ていまして、非常に職員の方の能力は高いものがあると見ています。我々なんかよりも非常に素晴らしい方が多い。ただ、それを非常に生かし切っていない。与えられたのではなく、みずから発する場がない、それだけに力が生かされていないと思うわけなのです。その点について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 一色議員の御質問に、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

今、総務課長のほうから申し上げましたように、人材育成と申しますか、職員の資質の向上をするというのは永遠のテーマですし、非常に極めて難しい

わけであります。ある意味では、この職場の歴史と
いいますか、そういうものが一つの職場風土という
ものを形成してございますので、そういう意味で、
いいものは踏襲していかなければなりません、組
織内部で、もう少し闊達な、上下、それから横の連
携も含めて、ディスカッションができるような、そ
ういう職場風土にすることは、我々としても目標で
ございますので、そういう意味では、すべてが町長
を中心にした組織的にできるものと、それから、職
員個々が自分のポリシーとして、主体的に向って
いく、そういう気概もないと、なかなか結果を残せ
ませんので、今、議員がおっしゃるような、そうい
うことにできるだけ近々実現できるように努力して
まいりたいと思いますので、ひとつ御理解いただき
たいと思います。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第9号を起立によ
り採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第10号
上富良野町名誉町民の議決を求める件を議題といた
します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

町長（向山富夫君） ただいま上程いただきました
議案第10号上富良野町名誉町民の議決を求める
件につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

このたび、名誉町民の議決をお願い申し上げます
尾岸孝雄氏は、長年にわたりまして、我が町の商工
観光の振興に御尽力されるとともに、本町自治の振
興発展に果たされた功績は大変大きく、よって、尾
岸孝雄氏を名誉町民として末長くその功績をたたえ
てまいりたいということで御提案申し上げますと
ころでございます。

尾岸孝雄氏は、昭和14年11月14日、上富良
野町にお生まれになり、青年のころより公共心に富
み、商工業団体活動の中心となって、若くして衆望
を担われてこられたところでございます。昭和53
年から上富良野町商工会理事をお務めになり、時を
重ねて、昭和58年からは町議会議員も務めてこら

れました。

平成8年からは上富良野町長といたしまして、地
方自治を取り巻く大変厳しい状況の中、町民の声を
大切に、まちづくりの進展に多大な御貢献をされて
まいりました。特に開基100年という大きな節目
に当たり、開拓の歴史を今日に伝えるとともに、我
が町2世紀の礎づくりに尽力をされてこられました。

このように、本町の産業振興、自治振興への功績
はまことに大きく、高く賞賛されるところでありま
すとともに、温厚篤実にして清廉潔白、卓抜たる見
識と指導力は、だれもが敬慕するところございま
す。

このたびの御提案に当たり、上富良野町名誉町民
審議会にお諮りをしたところ、全会一致をもって名
誉町民にふさわしい旨、答申をいただいたところ
でもありますことから、同氏に上富良野町名誉町民の
称号をお贈りしたく御提案するものでございます。

以下、議案を朗読させていただきますして説明にか
えさせていただきます。

議案第10号上富良野町名誉町民の議決を求める
件。

次の者を上富良野町名誉町民とするため、上富良
野町名誉町民条例第2条第1項の規定により議会の
議決を求める。

記。

住所、上富良野町旭町3丁目5番27号。

氏名、尾岸孝雄。

昭和14年11月14日生まれ。

以上でございます。御審議賜りまして、御議決い
ただきますよう心からお願い申し上げます。提案
とさせていただきます。よろしくお願い申し上げま
す。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略したいと
思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、議案第10号を起立により採決いたし
たいと思います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午前 11時56分 休憩
午後 1時00分 開議

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第12 議案第11号北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第11号北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約変更の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年国債事業として、株式会社アラタ工業により施工中の多段式落差工及び砂防ダム工事において、現地掘削施工中、想定外の岩盤層の存在が確認されたこと、また、本年8月の相次ぐ集中豪雨により作業の手戻りなどが発生し、現工期内に完了が見込めないことから、今般の工期を延長する契約変更を行おうとするものです。

なお、工事量の増加とともに契約内容の変更も予定されており、できる限り早々に設計変更内容を明確にし、補助事業を所管する北海道防衛局とも調整を行い、3月定例議会において現契約内施工分についての契約額に係る再度の契約変更を上程するとともに、残工事については新年度予算において計上の予定となっております。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第11号北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約変更の件。

北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約の締結（平成21年12月16日議決を経た議案第18号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、工期、変更前、平成21年12月16日から平成22年12月24日、変更後、平成21年12月16日から平成23年3月31日。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 認定第1号

日程第14 認定第2号

議長（西村昭教君） 日程第13 認定第1号平成22年第3回定例会で付託された議案第9号平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び日程第14 認定第2号平成22年第3回定例会で付託された議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、長谷川德行君。

決算特別委員長（長谷川德行君） 認定第1号、認定第2号を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成22年第3回定例会において閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成22年10月6日、決算特別委員長、長谷川德行。

記。

付託事件名、議案第9号平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成22年10月4日、5日、6日の3日間開催し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し、理事者の所信をただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強

く要望する。特に、別記、平成22年度(平成21年度会計分)上富良野町決算特別委員会審査意見書については善処されたい。

なお、決算特別委員会審査意見書の朗読は省略させていただきます。

以上であります。

議長(西村昭教君) これをもって、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号平成21年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号平成21年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し、認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

一般質問補足説明の申し出

議長(西村昭教君) ここで、きのう、岩田議員の一般質問に関し、補足説明の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町民生活課長。

町民生活課長(中田繁利君) 昨日、3番岩田議員の緑町団地の運営についての一般質問におきまして、町長から、団地内の確認の状況について答弁させていただきましたが、その後、再確認をいたしました状況を報告させていただきます。

空き住宅35戸すべてを点検いたしました。35戸すべて、玄関は施錠されておりましたけれども、ベランダのかぎの施錠されていない箇所が5カ所ございました。

また、空き住宅の外づけプロパンガスボンベは6カ所設置してありましたが、そのうち2カ所の2本は使用しておりませんでしたので、業者に撤

去するように連絡いたしました。

家財道具が入ったままの住宅が2戸ありまして、退居事の確認が不十分だったと思われます。なお、他の者が利用した形跡はございませんでした。

答弁の内容と異なっておりましたことをおわびいたしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

今後は、これらの片づけと点検をきちんとするとともに、草刈り、除草につきましても、団地内の入居者と相談をしながら、より適切な管理をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

日程第15 発議案第1号

議長(西村昭教君) それでは、次に、日程第15 発議案第1号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番谷忠君。

4番(谷忠君) ただいま上程されました発議案第1号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見の件について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提出者、上富良野町議会議員、谷忠、賛成者、上富良野町議会議員、岩田浩志。

裏面をごらんください。

B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書。

平成18年6月、最高裁判所は、道内のB型肝炎患者の方々がB型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射針、筒を連続使用した集団予防接種にあるとして、国の損害賠償を求めた裁判において、国の責任を認めた。

その後、道内の多くのB型肝炎患者の方々が、国に対し損害賠償を求め提訴していた裁判において、本年3月、札幌地方裁判所は和解勧告を行い、国は勧告を受け入れ、協議に応じている。

よって、政府においては、以下の項目について実施するよう強く要望する。

記。

1、国は早期に和解勧告を受け入れ、B型肝炎訴訟を全面的に解決する方向で、一日も早い和解を実現させること。

2、B型肝炎患者にとって経済的負担の心配のない医療費助成制度の整備を進めること。

3、B型肝炎に関する差別、偏見をなくすため、

正しい知識の啓発活動を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上であります。御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 発議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第16 発議案第2号大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4 番 谷忠君。

4 番（谷忠君） ただいま上程されました発議案第2号大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見の件につきましては、朗読をもって御説明とさせていただきます。

発議案第2号大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員、谷忠、賛成者、上富良野町議会議員、岩田浩志。

裏面をごらんください。

大幅増員と夜勤改善で安全安心の医療・介護を求める意見書。

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとでも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきた。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く、深刻な人手不足になっている。

看護師など夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅にふやして、安全・安心の医

療・介護を実現することが大切になっている。医療・社会保障予算を先進国並みにふやし、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

以上の趣旨から、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

記。

1、ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2、医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みにふやし、医師、看護師、介護職員等を大幅にふやすこと。

3、国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心に医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上であります。御審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の継続調査申出の件

議長（西村昭教君） 日程第17 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申し出の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） ここで、町長より、年度末に当たりましてごあいさつがございます。

町長（向山富夫君） 年度末に当たりまして、議長のお許しを賜りまして、一言、皆様方にお礼のごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

おかげさまで、第4回定例会も、皆様方の温かい御理解、御指導のもとに、無事終了させていただくことができましたことと、あわせて、平成22年第4回の定例会の最終日を無事迎えられたことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

御案内のように、平成22年を振り返ってみますと、春の融雪のおくれから始まりまして、夏には、かつて経験したことのないような高温、あるいはゲリラ豪雨等に見舞われまして、多くの農地災害、あるいは農業被害等を受けまして、町にとりましては大変大きな痛みを受けたところでございます。これらの対策につきましても、皆様方の大変温かい御理解を賜りまして、最善の措置を講じさせていただくことができたものと考えております。

また、国内、国際情勢を見るにつけまして、とりわけ国内の政治状況につきましては、なかなか安定した国の政治が見えてこないというような中で、地方自治体も翻弄されてきたところでございます。

加えて、かつて経験したことのない少子高齢化、さらには人口減少時代という、過去に経験したことのない、新しい時代にこれから向かおうとしております。

私ども行政をあずかる立場はもちろんでございますが、議会の皆さん方の特段の御指導を賜りまして、新しい時代に向けてのまちづくりをこれから進めていきたいなというふうに考えております。

ますます住民が求めるサービスも高まってくるでしょうし、あるいは、経済の活性化も喫緊の課題だというふうに認識しております。平成23年に向けて、これらの課題が一つ一つ確実に解決していけるよう、私も誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

どうか、もう間もなく平成22年が終わろうとしておりますが、議員各位の皆さん方も十分健康に留意されまして、平成23年度の御活躍を心から御期待申し上げ、また、ことし1年のお礼、感謝を申し上げます、ごあいさつとさせていただきたいと思

います。

1年間大変ありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） この際、私のほうからも一言、お礼と感謝を申し上げたいと思います。

ことし1年、それぞれ議員各位におかれましては、それぞれ仕事を持ちながら、議会活動に対しまして大変な御協力と御理解のもとに、無事1年間終了いたさせていただきまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、理事者を初めとする課長、職員の皆さん方には、それぞれ、その仕事を誠心誠意、一生懸命やられた1年間であったろうと思いますけれども、御存じのとおり、非常に気候に恵まれず、農産物が非常に被害を受けた中で、また、経済もなかなか伸びないという中で、まちづくりでいるんな御苦労をしてきた1年ではなかったかなと思うところでございます。いろんな思い出を残しながら、22年も終わるわけでありましてけれども、また23年に課題がないわけではございません。また、その課題に向かって一生懸命また取り組んでいかなければならないかと思っております。

どういう形で、その力を発揮するかわかりませんですけれども、ことし1年を振り返りますと、特に、自衛隊の現状規模堅持に関しては、町長を先頭に、富良野沿線の協力会、あるいは首長さんを中心とする基地協会の会、いろんな会あるいは集まりが、北海道の現状規模に向けて一丸となって取り組んできたという中で、先般、防衛大綱、それから計画が示されたわけでありましてけれども、これから北海道の部隊がまたどうなっていくのか、気になるところでありますけれども、ある程度の姿が見えたという部分では、それぞれいろんな形で一生懸命取り組んだ皆さん方の成果が、ある面では実ってきたのかなと思っております。

23年度も、また皆さん方それぞれの立場で、まちづくりに向けて、一生懸命御努力、また、御研さんあらんことを御希望いたしまして、議長の、最後になりますが、皆さん方にお世話になりましたことを厚く感謝を申し上げまして、一言ごあいさつにかえさせていただきます。

本当に1年間ありがとうございました。

閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、平成22年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 1時24分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年12月15日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 一 色 美 秀